



JICA

REPORT 2025

統合報告書

Who We Are

独立行政法人国際協力機構（JICA）^{※1}は、日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力をしています。

Mission

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障^{※2}と質の高い成長を実現します。

Vision

信頼で世界をつなぐ

Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

Action

- 1 使命感** 誇りと情熱をもって、使命を達成します。
- 2 現 場** 現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
- 3 大局観** 幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
- 4 共 創** 様々な知と資源を結集します。
- 5 革 新** 革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

※1 JICA／ジャイカは Japan International Cooperation Agency の略称です。

※2 人間一人一人に着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のことです。

Contents

- 002** 理事長メッセージ
- 004** JICA at a Glance
- 006** 2024年度の事業実績

CHAPTER | 1

組織・事業の戦略

- 010** 事業・組織のインパクト創出
- 012** 国際社会の課題とJICAの役割
- 014** 第5期中期計画
- 016** JICAの重点取り組み
- 018** JICAグローバル・アジェンダ

CHAPTER | 2

サステナビリティ

- 024** サステナビリティ経営推進
- 026** JICAのサステナビリティ方針
- 027** Environment 環境
- 034** Social 社会
- 036** Governance ガバナンス

CHAPTER | 3

質の高い事業を支える取り組み

- 042** 事業の透明性
- 044** 人財戦略
- 048** 安全対策
- 049** コーポレートガバナンス

CHAPTER | 4

2024年度の概況

- 054** JICAの協力メニュー
- 055** 協力の流れ
- 056** 地域別概況
- 070** 多様な事業とパートナーシップ

- 094** 組織データ

別冊(資料編)

編集方針

JICAでは、2021年度より毎年サステナビリティ・レポートを公表し、関連する情報開示を進めてきました。2024年度からは、これまで個別に発行していた「年次報告書」と「サステナビリティ・レポート」を統合し公表することで、JICAの組織・事業両面での取り組みにサステナビリティ推進の観点を加え、より包括的な報告としています。今後も、情報の質の向上および情報開示を推進していきます。

共創と革新、環流を通じた新たな国際協力を目指します

現在の世界は長期の複合的危機の下にあります。気候変動による自然災害が頻発し犠牲者が増加するなか、感染症の危険も去ったわけではありません。相次ぐ武力紛争や人道危機の継続など、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序への挑戦も続いています。世界経済の動向と各国の内政は相互に連関して、国際関係を振り動かしています。

国際協力なくしてこのような複合的危機に対処することはできません。気候変動や感染症対策は、先進国であっても一国だけでは効果的な対応は不可能です。開発途上国が直面する多くの開発課題は、当事国の努力に加えてさまざまな援助機関やNGOなどの効果的な協力があって、解決に向かうことができます。一部の援助国からの援助額が低下することが見込まれるなか、量的な低下を補う質的に効果的なアプローチが求められています。

複合的危機によってさまざまな課題に直面している世界ですが、他方、革新(イノベーション)の可能性はますます大きくなっています。最新の技術革新によって従来とは異なる形で問題解決が図られる可能性が生まれています。また最新技術を使わなくとも、現場でその効果が確認された手法も生まれています。

このような革新を生み出す最も効果的なやり方は「共創」です。現地政府とJICAのような援助機関に加えて、民間企業やNGO、さらには大学などに属するさまざまなステークホールダーが共創す

ることで、新しい技術を活用したり、開発効果の高い手法を普及させたりすることができます。

そのようにして生まれた革新は、開発途上国の開発課題に応えることに加えて、共創を通じて世界各地の人間の安全保障にも貢献することができます。つまり共創は「環流」を生み出します。共創によってつくり出された革新を世界中の国々の間で環流させることこそが、複合的危機の時代における最大のテーマです。

JICAも共創によってつくり出される革新を世界中で環流させることで、世界における人間の安全保障と持続的発展に貢献し、日本国内の課題解決にもつなげたいと考えています。

2024年度を事業面から振り返ると、JICAは、引き続きウクライナの復旧・復興支援やガザへの人道支援など平和・安全・安定な社会の実現、質の高い成長を実現するインフラ支援を含む自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に貢献するさまざまな取り組み、地球規模課題への取り組み、民間企業などとの連携による開発課題への取り組み、また直近ではミャンマーで発生した大地震への緊急支援などを実施しました。

また「JICAサステナビリティ方針」で掲げる気候変動対策や生物多様性の主流化、基本的人権の尊重など2030年のSDGs達成に向けた取り組みも強化しています。2024年10月に副理事長を最高サステナビリティ責任者(CSO)に任命し、

組織面においてもカーボンニュートラル達成の追求や情報開示の推進など、サステナビリティ経営を加速化しています。

2025年は、1965年に初めて海外協力隊を派遣してから60周年にあたります。海外協力隊は生活環境が厳しい開発途上国の現場で、文化や価値観の違いを理解し、現地の人々と共に創することでさまざまな課題に取り組んできた人材です。その取り組みから多くの革新が生まれています。帰国後にはその経験を生かし、日本各地の課題解決や地域社会の活性化に貢献するグローバル人材として活躍する人も増えています。まさに環流を実現する人材群です。

2025年4月には国際協力機構法が改正されました。この改正によって、JICAは民間資金とのさらなる連携、また高等専門学校や独立行政法人、現地NGOなどの新たなパートナーとの連携が可能となりました。ここでも民間を含めたさまざまなパートナーとの共創により革新を生み出し、その成果を日本のみならず世界に環流させたいと思います。

組織運営では、透明性の確保や説明責任の徹底に重きを置き、真摯に事業を推進してまいります。フィリピンの鉄道事業の実施段階で起きた情報漏洩事案については、JICAの行った対応について検証委員会に検証を行っていただき、2025年6月13日に報告を受けました。検証委員会の

指摘を踏まえ再発防止にしっかりと取り組み、ODAの信頼回復に努めます。JICA関係者の方々が安心して業務に取り組めるよう、安全対策も引き続き徹底してまいります。

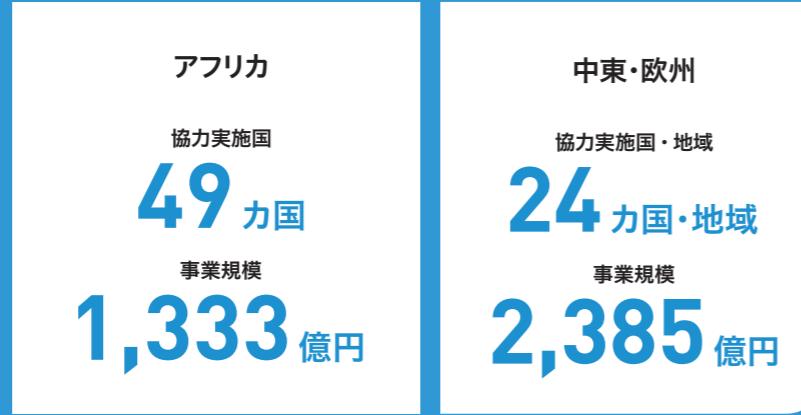
JICAは、共創によって革新を生み出し、その成果を日本を含む世界で環流させていきます。こうした取り組みを通じ人間の安全保障の実現、国際秩序の維持、世界の日本に対する信頼の向上に貢献し、「信頼で世界をつなぐ」というJICAのビジョンを実現していきたいと思います。



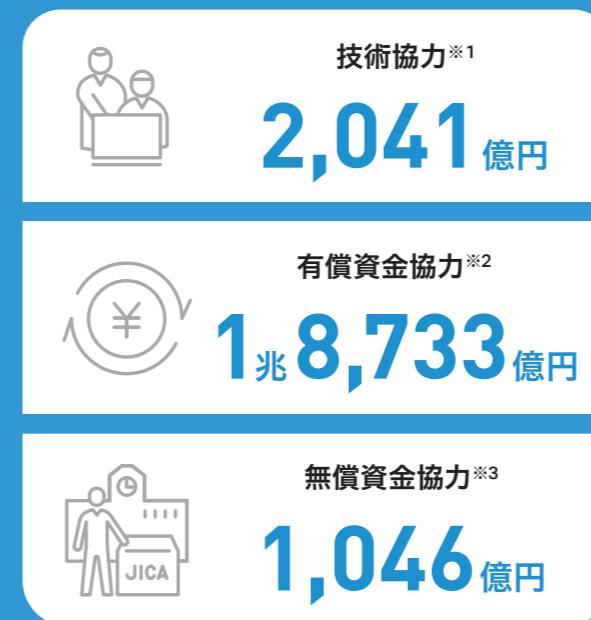
2025年11月
独立行政法人国際協力機構(JICA)
理事長 田中明彦

JICA at a Glance

地域別事業規模 (2024年度)



スキーム別事業規模 (2024年度)

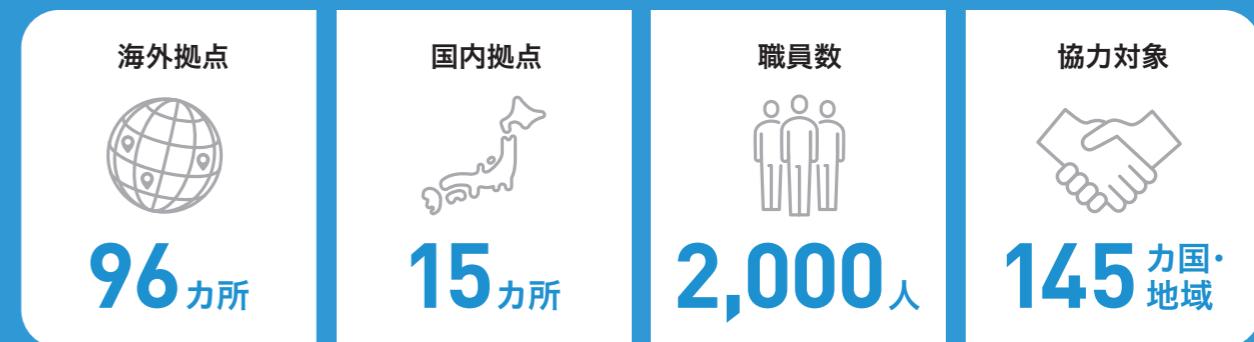


人と人とのつながりの構築 (2024年度)

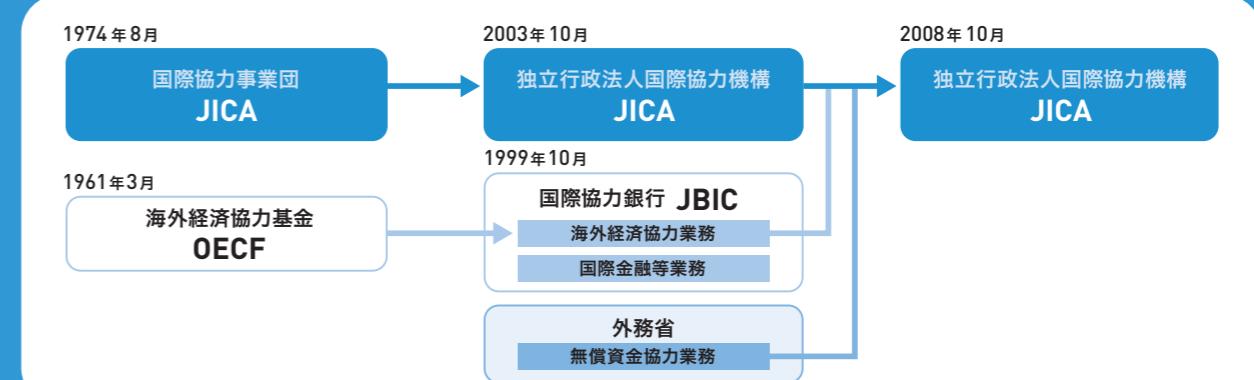


※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。
※4 派遣人はは、2024年度より専門家+調査団の新規派遣+協力隊の新規・継続人数を計上(2023年度までは専門家と協力隊の新規・継続人数を計上)。

組織概要 (2025年11月1日現在)



組織の沿革



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

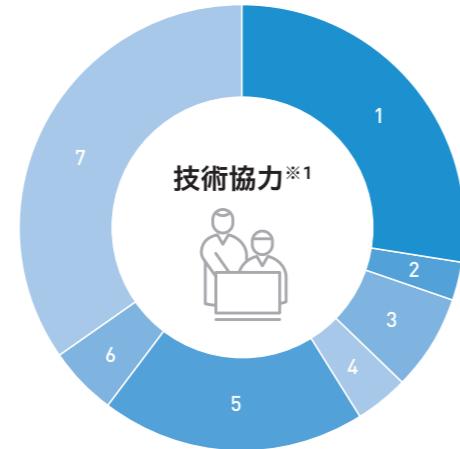
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

2024年度の事業実績

地域別の実績



技術協力については、アジア27.6%、アフリカ19.1%、北米・中南米7.2%の順で割合が多くなっています。また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア57.0%、北米・中南米11.1%、中東7.9%の順で割合が多くなっています。無償資金協力は、アフリカ41.8%、アジア37.7%、大洋州12.4%と、昨年に比べアフリカの割合が多くなっています。なお、「その他」には国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

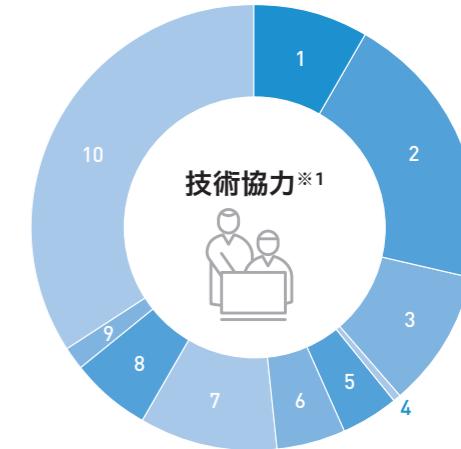


1 アジア	27.6%	563億円
2 大洋州	2.7%	56億円
3 北米・中南米	7.2%	146億円
4 中 東	3.8%	78億円
5 アフリカ	19.1%	389億円
6 欧 州	5.1%	105億円
7 その他	34.5%	704億円

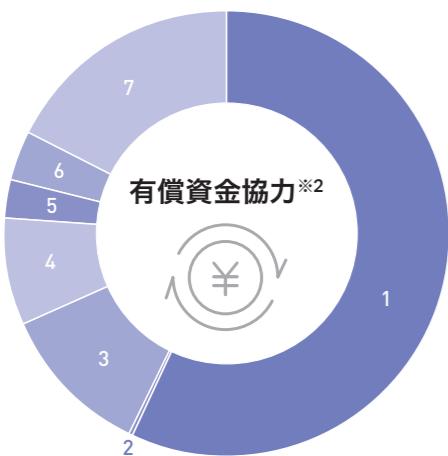
分野別の実績



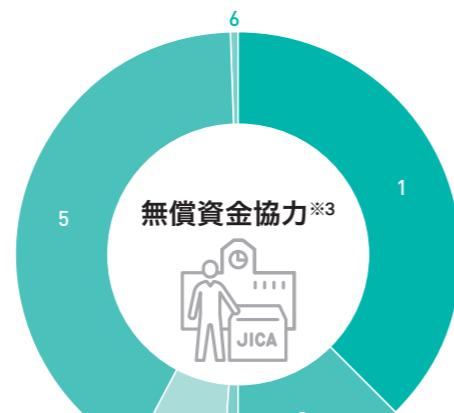
技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業20.4%、農林水産と人的資源がそれぞれ10.0%となっています。有償資金協力については、運輸分野への協力実績が37.7%、プログラム型借款15.5%、社会的サービス8.7%の順で割合が高くなっています。無償資金協力については、公共・公益事業47.9%、保健・医療19.9%、人的資源13.5%となっています。



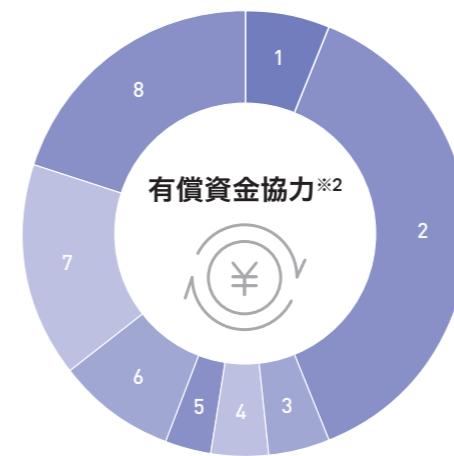
1 計画・行政	8.4%	172億円
2 公共・公益事業	20.4%	416億円
3 農林水産	10.0%	204億円
4 鉱工業	0.4%	9億円
5 エネルギー	4.1%	84億円
6 商業・観光	5.0%	101億円
7 人的資源	10.0%	204億円
8 保健・医療	6.1%	124億円
9 社会福祉	1.6%	32億円
10 その他	34.0%	694億円



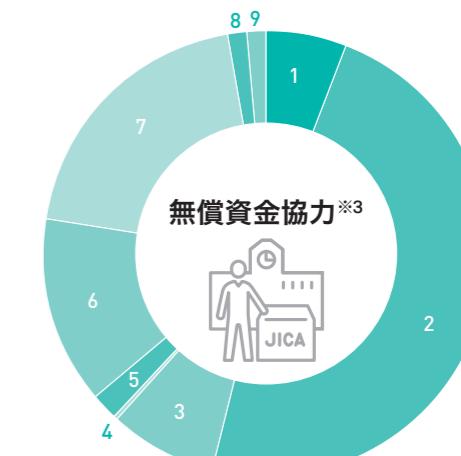
1 アジア	57.0%	10,678億円
2 大洋州	0.3%	50億円
3 北米・中南米	11.1%	2,077億円
4 中 東	7.9%	1,486億円
5 アフリカ	2.8%	522億円
6 欧 州	3.4%	646億円
7 その他	17.5%	3,273億円



1 アジア	37.7%	394億円
2 大洋州	12.4%	129億円
3 北米・中南米	1.3%	14億円
4 中 東	6.6%	69億円
5 アフリカ	41.8%	437億円
6 欧 州	0.3%	3億円
7 その他	0.0%	0億円



1 電力・ガス	6.3%	1,182億円
2 運輸	37.7%	7,070億円
3 灌溉・治水・干拓	4.5%	834億円
4 農林水産	4.2%	781億円
5 鉱工業	3.2%	600億円
6 社会的サービス	8.7%	1,636億円
7 プログラム型借款	15.5%	2,905億円
8 その他	19.9%	3,724億円



1 計画・行政	6.1%	63億円
2 公共・公益事業	47.9%	501億円
3 農林水産	8.0%	83億円
4 鉱工業	0.2%	2億円
5 エネルギー	1.9%	20億円
6 人的資源	13.5%	142億円
7 保健・医療	19.9%	208億円
8 社会福祉	1.4%	15億円
9 その他	1.1%	12億円

(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

1

CHAPTER

過去10年間の推移

下の図表は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。技術協力は、2024年度は2,041億円と前年度に比べ7.9%増、有償資金協力は、2024年度は18,733億円と前年度に比べ24.1%減、無償資金協力は、2024年度は総額1,046億円と、前年度に比べ32.7%減となっています。



全体実績

2024年度事業規模 合計 **2兆1,820億円**



技術協力 形態別の人数実績(新規／累計)

	新規	累計	
研修員受入	12,108 人	711,319 人	(1954～2024年度)
専門家・調査団派遣	10,055 人	538,256 人	(1955～2024年度)
青年海外協力隊／海外協力隊派遣	956 人	48,900 人	(1965～2024年度)
その他海外協力隊派遣	91 人	8,297 人	(1999～2024年度) ^{*4}

(注) 移住者送出は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人です。

(注) 各事業額は小数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。

*1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

*2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。()内は案件数。

*3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。()内は案件数。

*4 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。

組織・事業の戦略

事業・組織のインパクト創出 010

国際社会の課題とJICAの役割 012

第5期中期計画(2022～2026年度) 014

JICAの重点取り組み 016

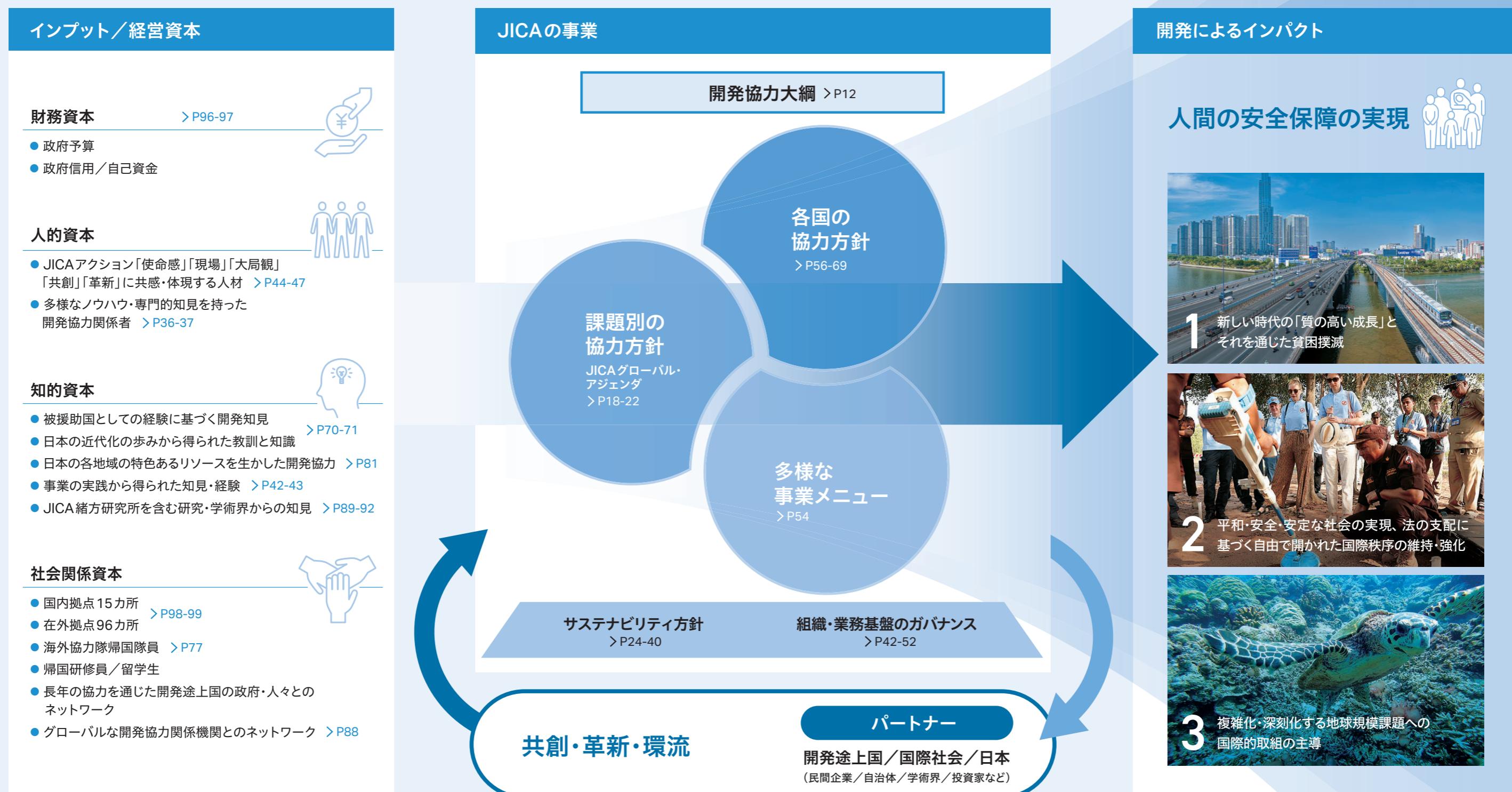
JICAグローバル・アジェンダ 018

事業・組織のインパクト創出

JICAは、パートナーとの共創によって革新を生み出し、その成果を日本を含む世界で環流させていきます。こうした取り組みを通じ、人間の安全保障の実現に貢献し、「信頼で世界をつなぐ」というJICAのビジョンを実現します。

VISION

信頼で世界をつなぐ



国際社会の課題とJICAの役割

「人間の安全保障」の実現を目指して

近年、世界の地政学的競争が激化し、法の支配に基づく国際秩序や協調は重大な挑戦にさらされ、国際社会の分断のリスクが深刻化しています。気候変動による水害や干ばつなどの自然災害の強度・頻度の高まり、感染症の流行、食料やエネルギー価格の高騰、経済成長の減速と国内外の経済格差拡大などによる複合的危機は、全人類への脅威であり、各国でその対応が政治的・社会的な課題となっています。特に開発途上国の貧困層など、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらし、人間の安全保障を脅かしています。

人間の安全保障が目指す、すべての人々が恐怖や欠乏から免れ、個々の人間としての尊厳が尊重されることは、日本国憲法の前文にも謳われており、開発協力大綱においても、わが国のあらゆる開発協力に通底する指導理念として位置付けられています。

SDGs達成の推進

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)は「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げ、2030年までに貧困を撲滅し持続可能な社会を実現することを目指す国際目標です。複合的危機の影響を受けてSDGsの達成が危ぶまれている今こそ、先進国や開発途上国も含め、さまざまな立場の人々が協力して取り組むことが不可欠です。

JICAは開発協力大綱に基づき、経済・社会・環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指し、「質の高い成長」「平和・安全・安定な社会の実現」「地球規模課題への取組」を通じ、開発途上国が取り組む社会の変革を後

近年、危機対応への人々の不満を背景に、政権交代や政権基盤の弱体化など政治的変動が起り、国際社会が直面する複合的危機や国際秩序に大きな影響を与えていました。そうしたなかで、価値観の相違や利害の衝突などを乗り越え世界各国で協力することがかつてないほど求められています。国際社会と協力し、対話と協調を図ることが重要であり、日本に求められる役割やJICAが果すべき役割は大きくなっています。

JICAは20の課題をJICAグローバル・アジェンダとして定め、それぞれに課題別事業戦略を策定し、国別開発協力方針やJICA国別分析ペーパーによる国・地域別の分析や戦略と組み合わせることで、事業の戦略性を強化しています。人々の命や暮らし、尊厳を脅かすリスクや脆弱性を分析・考慮し、そうした危機を予防し対処するための保護とエンパワメントを実践していきます。

押ししていくことで、人間の安全保障の実現とSDGsの達成を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



共創と革新、その先の環流

複合的危機が顕在化するなかで、さまざまな社会課題を解決するためには、相手国政府や民間企業、市民社会、地方自治体、大学・研究機関など多様なパートナーとの連携により新たな価値を生み出す「共創」が求められます。JICAは共創を通じて、各国の人々と日本とのつながりと信頼を深めるとともに、複雑化する課題や新しい課題に対応するため、ニーズや時代に合わせて事業や解決策を絶えず見直し「革新」していきます。また、こうした協力を通じて得られた知見や経験、解決策を日本社会の課題解決にも還元し、さらには社会課題の解決策を日本と相手国が双方で循環して生かす「環流」へつなげます。

例えば、さまざまな創意工夫により相手国の人々

と共に最前線で活動するJICA海外協力隊は、任期を終えて帰国した後、その経験を生かして日本の社会課題解決にも尽力しています。またJICA留学生は、日本での学びを母国に持ち帰りその国の経済社会の開発に貢献しているほか、その中には現地に進出している日本企業へ就職する人や日本企業と連携するスタートアップを起業する人がいます。さらに、開発途上国との協力事業に参加する日本の自治体で市民の生活を支える技術者が、技術協力を通じて日本国内では機会が減少している公共インフラの新設に直接関わることで、日本国内での技術継承にもつながっている事例があります。

改正JICA法による新しい手法の導入

「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が2025年4月に成立し、施行されました。現在のJICAが発足した2008年10月以来、約16年半ぶりの大きな改正となります。

この改正を踏まえJICAは、①民間資金動員の促進として、金融手法の拡充(債券取得、ポートフォリオ保証などの導入)と成果連動型海外投融資の導入を進めることになりました。また、②国内外の課題解決力有する主体との連携強化として、草の根技術協力のパートナー拡充(専門的な知識・業務経験を有する日本の学校や独立行政法人、日本人の渡航制限がある国で活動する海外の団体、日本の知見または

技術を普及する上で、日本の団体よりも優位性がある海外の団体)、無償資金協力の迅速性強化(第三者弁済、直接契約の導入)に取り組みます。さらに、③柔軟で効率的なJICA財務の実現として、政府以外の主体(国際機関など)からの長期借り入れに加え、中断中の無償資金協力事業において当面支払い予定のない資金を国庫に返納または翌事業年度まで他の事業に充当することが可能になりました。

これらの新たな業務をこれまでJICAが培ってきた協力メニューと効果的に組み合わせることで、多様なパートナーとの共創をさらに進め、人間の安全保障の実現につなげます。

第5期中期計画 (2022~2026年度)

中期計画の枠組み

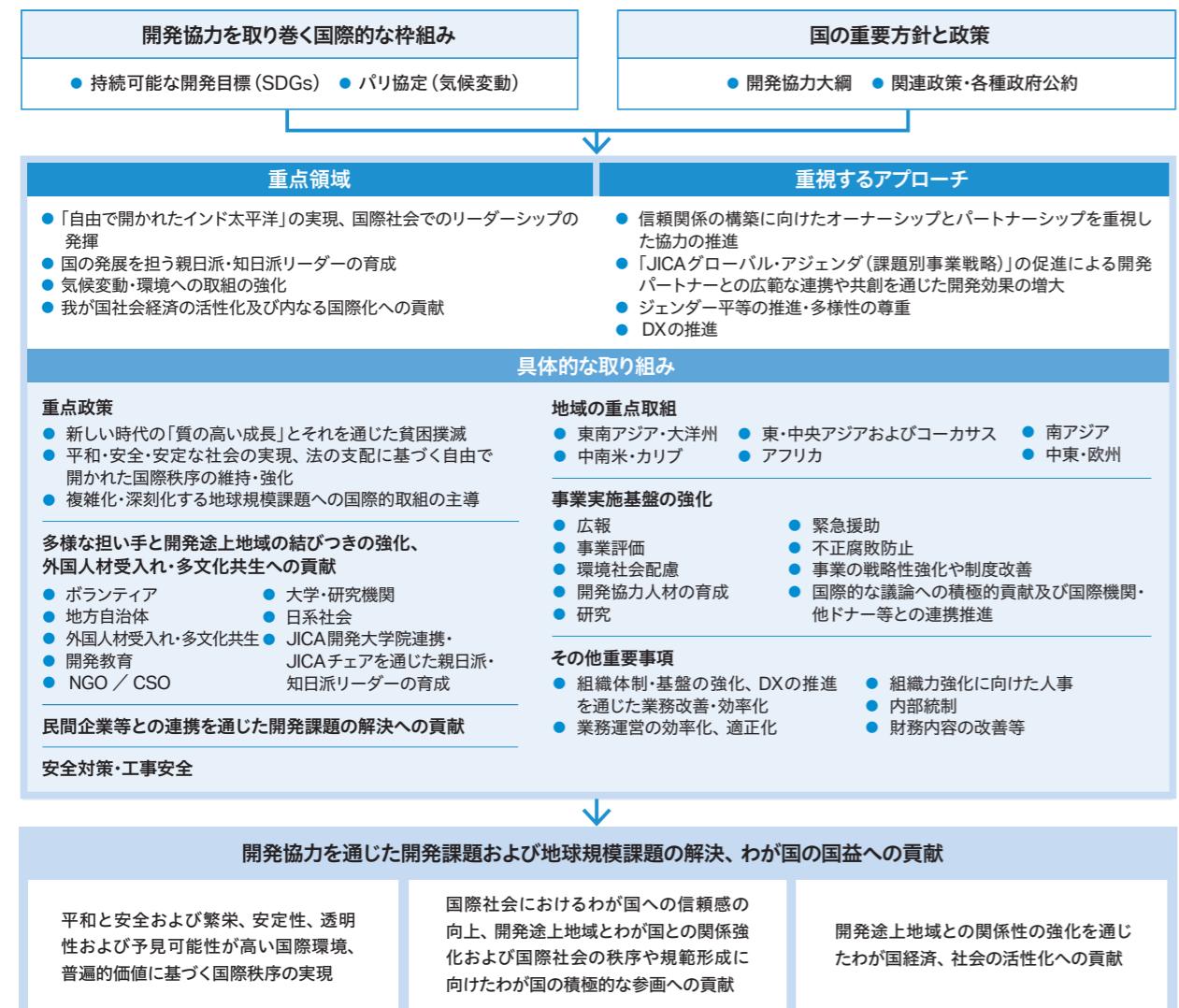
JICAは法律に則り、主務大臣*が5年ごとに指示する中期目標に基づき中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、同計画に基づき年度計画を策定しています。

第5期中期計画では、第4期中期計画(2017~2021年度)に引き続き、「重点領域」と「重視するアプローチ」を定めています。

このうち「重点領域」では、SDGsと方向性を共有する開発協力大綱の3つの重点政策(①新しい時代

の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、③複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導)に取り組むこととしています。また、「重視するアプローチ」では、信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進、多様なパートナーとの連携を通じた開発効果の拡大、ジェンダー平等の推進や多様性の尊重、DXの推進について示しています。

* 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。



第5期中期計画のこれまでの成果

第5期中期目標期間(2022~2026年度)の初年度である2022年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う各種制約がありましたが、さまざまな創意工夫を通じて事業の正常化に努め、日本政府の重点課題に沿った取り組みを継続し、所期の目標を上回る成果を達成しました。

2023年度は国際情勢をはじめとして先行きの不確実性や複雑性が増すなか、2023年6月に開発協力大綱が改定されました。JICAはこの新たな大綱で整理された政府の重点政策に沿ったさまざまな取り組みを実施しました。特に、ウクライナやその周辺国への支援、イスラエルとパレスチナを巡る情勢により深刻な人道危機に直面しているガザ地区への支援、能登半島地震への対応、気候変動対策を中心とした地球規模課題に対応する支援などを通じて、日本政府の政策の実現に貢献しました。また、開発協力大綱で改めて強調された「共創」と「連帯」の理念に基づき、多様なパートナーとの共創による取り組みを多く実施しました。

2024年度は、ミャンマー地震に対する緊急支援、

ウクライナやガザ地区への人道支援といった平和・安全・安心な社会の実現に向けた取り組みを継続し、特にミンダナオ和平実現のための協力がフィリピン政府から高く評価されました。また、海上保安能力の向上や食料のバリューチェーン強化をはじめとする自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に貢献する取り組みを展開しました。さらに、第10回太平洋・島サミット(PALM10)や第9回アフリカ開発会議(TICAD9)および大阪・関西万博など主要なイベントへ対応・準備するとともに、G7広島サミット、第2回グローバル難民フォーラム、日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)などにおける日本政府の公約の実現に大きく貢献しました。

さらに、さまざまな主体との「共創」による開発効果の拡大、社会課題の解決策を日本と相手国双方で循環して生かす「環流」の推進、民間資金の動員促進、気候変動への対応・GX(グリーントランスフォーメーション)、経済強靭化、デジタル化の促進・DX(デジタルトランスフォーメーション)が重点分野であるオファー型協力*の推進などを実施しました。

* 外交政策を踏まえ、日本の強みを生かした協力メニューを開発途上国に提案し、「共創」により開発目標を達成する施策。

関連情報 [JICAウェブサイト](#) >>> 中期目標・中期計画



* 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。

JICAの重点取り組み

1

複合的危機下での 「質の高い成長」と それを通じた貧困撲滅

「国づくりは人づくり」の考えの下、日本は人材育成や組織能力強化、質の高いインフラの整備、さまざまな制度の構築などを支援し、開発途上国の経済成長を実現します。それを「質の高い成長」として、貧困削減を持続可能な形で進め、災害や危機への対応力を高め、一人一人が尊厳を持って幸福に生きられる豊かな社会の実現を目指しています。

質の高い成長とは、誰一人取り残さない「包摂性」、自然災害や経済危機などの被害を最小化、迅速に回復する「強靭性」、世代を超えて経済・社会・環境が調和する「持続可能性」を兼ね備えた成長を指します。

JICAは、開発途上国の質の高い成長を実現するため、農家の所得向上や食料安全保障強化、資源・エネルギーのサプライチェーン構築、民間企業の投資環境整備など、経済社会の自立性の強化に取り組みます。また、債務持続性にも配慮しつつ、鉄道、道路、橋梁など質の高いインフラ整備を進めます。

2

平和・安全・安定した社会の実現、 法の支配に基づく自由で開かれた 国際秩序の維持・強化

開発途上国では、地政学的な緊張や紛争などによる平和と安定の問題の深刻化、民主化・人権擁護に逆行する動き、海賊行為やテロなど、平和で安定した社会が脅かされています。

こうした脅威に対し、JICAは危機を予防し対応するための人材・組織の能力強化を図り、人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)^{*}を推進し、フィリピンのミンダナオなどの紛争影響地域で、暴力的紛争を発生・再発させないような社会の平和と安定に向けた協力に取り組みます。また「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のビジョンの下、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化を図り、日本と世界の平和と繁栄に貢献します。

このために、開発途上国の主体性を重んじ、関係者間の信頼を醸成しながら、各国における法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重のための人材育成などを進め、また、海の安全性を確保するための海上保安能力の強化などにも取り組んでいきます。

* 人道支援・開発・平和構築に携わる多様な関係者が緊密に連携し相乗効果を発揮するアプローチ。

3

複雑化・深刻化する 地球規模課題への貢献

感染症や気候変動など、国境を超えて人類が共通して直面する課題は、国際社会全体に大きな影響を与え多くの人々に被害をもたらします。特に開発途上国の貧困層など、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらす傾向にあります。

JICAは、気候変動対策をはじめとした地球規模課題に取り組み、パリ協定の目標実現に向けて開発途上国の対応能力向上のため、緩和策と適応策への協力を推進します。開発途上国の環境と調和した社会の形成や環境管理能力の強化、生物多様性の主流化や海洋環境、森林、水資源の保護など、自然環境保全の取り組みを強化します。

また、SDGsの達成に向けて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進、日本の防災・減災の知見を生かした防災協力、万人のための質の高い教育の推進などに取り組みます。

4

開発途上国で培った 知見・経験を日本社会との間で 循環させて生かす「環流」

開発協力大綱では「共創と連帯に基づき生み出した新たな解決策や社会的価値を日本にも環流させることを目指す」というたわれております。社会課題の解決策を日本と相手国双方で循環して生かす「環流」を国際協力の重要な要素としています。

JICAの協力を通じた双方での社会課題の解決事例が日本各地に生まれつつあります。例えば、長年紛争の影響を受けてきたコロンビアやパキスタンの行政官が北海道芽室町での研修に参加し、芽室町が推進してきた官民共創による若者世代を巻き込んだ住民参加型のまちづくりの手法を学び、自国の行政の改善に生かしています。芽室町にとっても、両国との対話はまちづくりの課題に対する認識を改める契機となり、若者世代の国際視野の醸成や女性のまちづくりへの主体的参画につながっています。

JICAグローバル・アジェンダ

JICAグローバル・アジェンダは、JICAが人間の安全保障の実現やSDGsの達成に貢献するための開発課題ごとの目標と具体的なアプローチを明確化した事業戦略です。

SDGsが掲げる5つの「P」を踏まえ、People(人々)、Planet(地球)、Prosperity(豊かさ)、Peace(平和)に沿って20の課題別に事業戦略を策定するとともに、多様なPartnership(パートナーシップ)を追求することで開発インパクトの拡大を図り、人間の安全保障の実現とSDGs達成を目指します。

複雑化するグローバルな課題への対応

人間の安全保障の実現のためには、人々が直面するさまざまなリスクに対応するため、保護と能力強化(エンパワメント)を組み合わせながら脆弱な人々を守り、危機に対応するレジリエンス(強靭性)を高める必要があります。

JICAは「JICAグローバル・アジェンダ」による各分野のアプローチを効果的に組み合わせ、人間の安全保障の実現に寄与します。そのためJICAグローバル・アジェンダの中でも、特にJICAが豊富な経験を有する課題や新たに挑戦する課題など、重点的に取り組む事業を束ねて「クラスター事業戦略」を設定し、開発インパクトの発現に向けた取り組みを強化しています。

具体的には、クラスター事業戦略では解決すべき開発課題を特定し、課題のある状態から目指す社会の状態に至るまでのプロセスを「開発シナリオ」とし

て示しています。この開発シナリオに基づき、技術協力、資金協力を含むさまざまなJICA事業を効果的に組み合わせ、また多様なパートナーとの共創を通じて開発インパクトの拡大を図ります。

多様なパートナーとの協働・共創

JICAは「JICAグローバル・アジェンダ」で掲げる目標の実現を目指し、民間企業、地方自治体、研究機関、市民団体などを含む日本国内外のパートナーとの共創の拡大を図ります。

具体的には、開発課題の解決のための知識やアイデア、人材などさまざまなリソースを結集し、共に課題解決に取り組むプラットフォームの構築や参加を推進します。またこのほか、資金の動員や民間企業によるビジネスを通じた課題解決を促進する環境整備を行うことで、協働・共創を広げていきます。

4つの切り口と20の課題別事業戦略

Prosperity 豊かさ	People 人々	Peace 平和	Planet 地球
01 都市・地域開発	06 保健医療	11 平和構築	16 気候変動
02 運輸交通	07 栄養の改善	12 ガバナンス	17 自然環境保全
03 資源・エネルギー	08 教育	13 公共財政・金融システム	18 環境管理
04 民間セクター開発	09 社会保障・障害と開発	14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント	19 持続可能な水資源の確保と水供給
05 農業・農村開発 (持続可能な食料システム)	10 スポーツと開発	15 デジタル化の促進	20 防災・復興を通じた災害リスク削減

Prosperity

豊かさ

01



都市・地域開発

利便性が高く暮らしやすい持続可能な街を

都市・地域の望ましいあり方を見据え、人々のためのまちづくり・地域づくりに取り組みます。さまざまな利害を調整し、魅力的で持続可能な街を構想し、計画、整備、管理運営する上で必要な能力を強化します。

協力方針

- 環境に優しく、災害に強く、あらゆる人々が住み続けられる都市の実現
- デジタルや地理空間情報など新技術の適切な活用促進



02



運輸交通

「安全」「スマート」「持続可能」な移動を実現

運輸交通インフラの計画策定や整備、維持管理能力の向上、海上保安能力の強化、命を守る道路交通安全の普及に取り組みます。デジタル技術を積極的に取り入れ、スマートで持続可能なヒトとモノの移動の実現を目指します。

協力方針

- 運輸交通インフラの計画策定と整備
- 道路アセットマネジメント
- 道路交通安全
- 海上保安能力強化



03



資源・エネルギー

カーボンニュートラルと安価なエネルギーの安定供給を

脱炭素と安価なエネルギーの安定供給を両立させるエネルギー・トランジションを目指し、国内外のパートナーと共に、社会変容や技術革新を促進するための取り組みを進めます。

協力方針

- エネルギートランジション政策・計画の策定・更新・実施
- 次世代脱炭素技術の開発・社会実装
- 地域共同体でのエネルギー安定供給の促進
- 鉱物資源のサプライチェーン構築



04



民間セクター開発

民間企業を育成し、開発途上国の経済成長を促す

起業家や企業の競争力向上、産業・投資政策や投資環境の整備、金融アクセスの改善などに取り組み、企業が成長するための環境を整えます。また、現地企業と日本企業の協働を進め連携を強化し、双方の経済の強靭化を目指します。

協力方針

- 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」※1の推進
- イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援
- アジアにおける投資促進と産業振興



05



農業・農村開発(持続可能な食料システム)

人々が豊かになる農業で貧困と飢餓をなくす

生産技術の開発や普及、効率的な流通体制の構築を通じて農・畜・水産業の生産性を高め、農村部の貧困削減と経済成長を推進します。また、気候変動への対応や食品ロスの課題にも取り組み、食料の安定的な生産・供給に貢献します。

協力方針

- 小規模農家向け市場志向型農業の振興
- アフリカ地域における稻作振興
- フードバリューチェーン構築
- 水産ブルーエコノミー※2振興
- 持続可能な畜産振興～ワンヘルス※3推進に向けて～



※1 日本の「カイゼン」手法を用い生産性を向上させる取り組み。
※2 水産資源の持続的な利用により経済の活性化を目指すもの。
※3 人と動物の健康は相互に密接につながり強く影響し合う一つのものという考え方。

People

人々

06

保健医療



どんな時でも人々の健康を守る体制づくりを

生活の基盤となる健康を守る体制づくりを推進し、これを通じて、すべての人々が、いつでも必要な保健医療サービスを経済的困難なく受けられる強靭、公平、持続可能な「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)」の達成に貢献します。

> P75 参照

協力方針

- 保健医療サービス提供の強化
- 感染症対策および検査拠点の強化
- 母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化
- 医療保障制度の強化



07

栄養の改善



健康な未来へ導く栄養を、すべての人々に

必要な栄養を適切に摂取できていない低栄養状態や、深刻化する過栄養の問題に対して、保健、農業・食料、水・衛生、教育など、複数にまたがる分野で連携して取り組み、世界の人々が健康に暮らせるよう、貢献します。

08

教育



一人一人が生き生きと輝く、質の高い教育を

世界には学校に通えない、学校を出ても基本的な読み書きや計算ができない子どもが多くいます。また高等教育では、国によりアクセスと質の格差が生じています。誰もが学ぶ機会を得て、能力を生かし活躍できるよう取り組みます。

> P58 参照

協力方針

- ライフコースアプローチ^{※4}を通じた栄養改善
- 食と栄養のアフリカイニシアティブ (IFNA)^{※5}



09

社会保障・障害と開発



誰もが尊厳を持って自分らしく生きる世界を目指して

社会保障の拡充や労働環境の改善、障害者の社会参加の促進、障害の主流化を通じ、誰もが尊厳を持って社会の一員として互いの暮らしを支え、また、支えられながら生きる社会の実現を目指します。

> P63 参照

協力方針

- 教科書・教材開発を中心とした学びの改善
- コミュニティとの協働による学びの改善
- 誰一人取り残さない教育
- その国をけん引する拠点大学を強化



10

スポーツと開発



すべての人々が、スポーツを楽しめる平和な世界に

言葉や文化の違いを超えて楽しめ、人々の可能性を広げるスポーツを誰もが楽しめる環境づくりを行うとともに、スポーツを通じた人材育成にも取り組み、平和な社会の実現に貢献します。

※4 各ライフステージで過去の経験や環境が将来にどのような影響を与えるかを考慮する考え方。

※5 栄養改善のためアフリカ各国と支援機関が連携して取り組むためのイニシアティブ。

協力方針

- 社会保険制度の構築
- 社会福祉の推進
- 雇用・労働環境の整備
- 障害に特化した取り組み
- 「障害主流化」の取り組み



協力方針

- スポーツへのアクセス向上
- スポーツを通じた心身共に健全な人材育成
- スポーツを通じた社会的包摂と平和の促進



Peace

平和

11

平和構築



恐怖と暴力のない平和で公正な社会を目指して

紛争に強靭な社会をつくるため、政府と住民の信頼と、住民間の信頼を醸成します。人々を「保護」するための政府の能力強化と、人々が脅威に対応するための「エンパワメント」、そして人道・開発・平和の連携 (HDP ネクサス) を推進します。

> P69 参照

協力方針

- 地方行政能力強化を通じた信頼醸成
- 難民・国内避難民対応
- 地雷・不発弾対策



12

ガバナンス



すべての人々が、尊厳を持って暮らせる社会を

人権、自由、法の支配など普遍的価値を実現し、人間の尊厳が守られる社会を目指します。そのため、法制度整備・運用、適正な行政サービスの提供、公共放送や選挙管理の機能向上に協力し、民主的で包摂的なガバナンスの強化に貢献します。

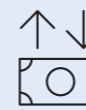
協力方針

- 法の支配の実現
- 公務員および公共人材の能力の強化
- 海上保安能力の強化



13

公共財政・金融システム



財政・金融の基盤強化、経済の安定と成長を目指す

経済の安定と持続的な成長に不可欠な財政基盤の強化や、金融システムの育成を支援します。また、税関行政の改善により、貿易の円滑化にも貢献します。

> P67 参照

協力方針

- 国家財政の基盤強化
- 税関の近代化支援を通じた連結性強化
- 金融政策の適切な運営と金融システムの育成



14

ジェンダー平等と女性のエンパワメント



性別にとらわれず誰もが能力を発揮できる社会へ

ジェンダーに基づく社会・組織の差別的な制度や仕組みの是正、女性や児童の主体的な能力強化、人々の意識や行動の変容促進に取り組みます。それにより誰もが性別にとらわれず、尊厳を持ってそれぞれの能力を発揮できる社会を実現します。

> P65 参照

協力方針

- ジェンダー主流化を推進
- ジェンダースマートビジネス (GSB)^{※6} の振興
- ジェンダーに基づく暴力 (SGBV) の撤廃



15

デジタル化の促進



DXで、一人一人が多様な幸せを実現できる社会へ

デジタル技術とデータ活用でさまざまな課題を効果的に解決し、より良い社会をつくります。また、その基盤となる通信環境整備、人材育成や産業創出とともに、自由で安全なサイバー空間の構築に取り組みます。

協力方針

- 開発事業でのDX推進
- デジタル化の基盤整備



Planet

地球

16

気候変動



開発途上国と共に気候変動の脅威に立ち向かう

> P59 参照

協力方針

- パリ協定の実施促進
- コベネフィット型^{※7}気候変動対策



17

自然環境保全



次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

地域社会と持続可能な地球環境にとって重要な自然環境を保全します。このため、守るべき自然の価値や現状を科学的に把握・モニタリングし、地域住民と協働し、伝統的な知見も生かして自然環境の保全と人間活動との両立を目指します。

協力方針

- 自然環境を守る
～自然環境の保全・回復～
- 自然環境の恵みを生かす
～Nature-based Solutions～



18

環境管理 – JICAクリーン・シティ・イニシアティブ



環境を守り、健康に暮らせるきれいな街へ

多くの開発途上国で、工業化・都市化に伴い水・大気・土壤の汚染が深刻化しています。廃棄物の適切な管理、汚染防止のための人材育成などを通じて、人々が健康に住める「きれいな街」の実現と持続可能な社会の構築を目指します。

協力方針

- ごみ処理の仕組みを改善し、循環型社会への移行を推進
- 環境規制や汚染防止策で、健全な水・大気・土壤環境を実現



19

持続可能な水資源の確保と水供給



すべての人々が安全な水を得られる社会へ

水資源を巡る地域の課題を解決するため、水資源の管理に責任を持つ組織を強化し、利害関係者の民主的な協議の仕組みを構築します。水道サービスの拡張と改善を自立的に進めることができる「成長する水道事業体」をつくります。

協力方針

- 統合水資源管理で地域の水問題の解決に貢献
- 水道事業体の成長を支援



20

防災・復興を通じた災害リスク削減



強靭な国基盤をつくり、命を守って経済を発展させる

防災は、持続可能な開発や人間の安全保障に直結する取り組みです。人的被害と経済損失を減らすために、災害発生前に防災への投資を促進し、被災後には再発を防ぐべく「より良い復興」を通じた強い国・社会づくりに協力します。

協力方針

- 国の基盤を支える構造物対策の推進
- 非構造物対策を含めた防災ガバナンスの強化
- Build Back Better (より良い復興) の推進



※7 開発途上国が持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取り組み。

関連情報

JICAウェブサイト > 事業について (JICAグローバル・アジェンダ)

CHAPTER

2

サステナビリティ

サステナビリティ経営推進 024

JICAのサステナビリティ方針 026

Environment 環境 027

国際的な基準を踏まえた気候関連の情報開示
生物多様性主流化への取り組み

Social 社会 034

人権と多様性・公正性・包摂性の取り組み
ジェンダー平等への取り組み

Governance ガバナンス 036

組織内外とのエンゲージメント
サステナビリティボンドとしてのJICA債
環境社会配慮
調達

サステナビリティ経営推進

JICAは、開発途上国のSDGs達成に協力する組織として、自らが率先してサステナビリティを推進していくため「JICAサステナビリティ方針」を2023年に公表しています。この方針では、経済・社会・環境の三

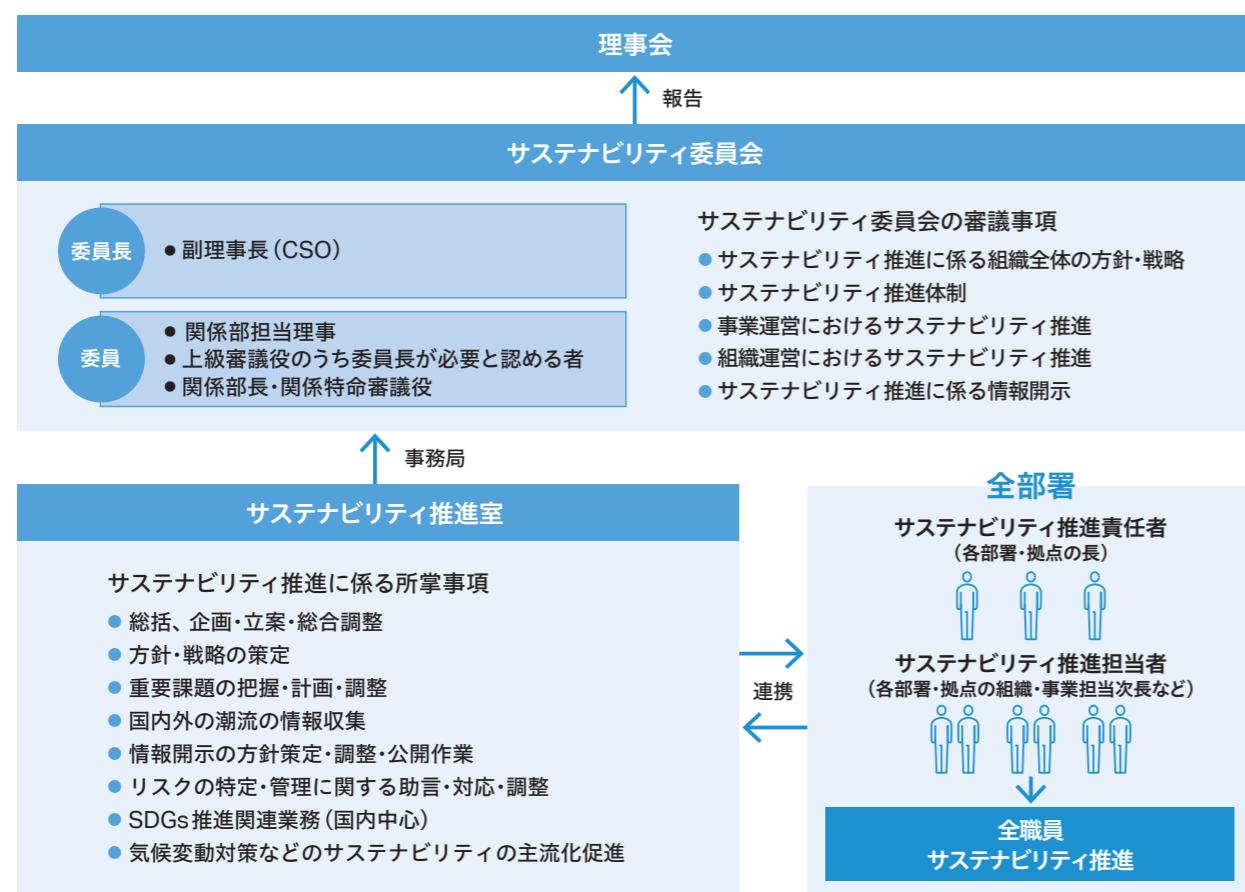
側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続可能な世界の実現」を目指しています。これらを実現するために、組織・事業両面で多様な取り組みを行い、サステナビリティ推進を浸透し、意識を高めています。

組織・事業両面でのさらなる強化

組織運営および事業実施におけるサステナビリティ推進を加速すべく、2022年11月に「サステナビリティ委員会」を立ち上げて以降、2023年度には「サステナビリティ推進室」を設置し、最高サステナビリティ責任者(CSO)とサステナビリティ推進担当特命審議役を配置しました。

2024年10月からは、副理事長がCSOの役割を担うとともに、新たに全部署および拠点でサステナビリティ推進責任者・担当者の配置を開始。JICAサステナビリティ方針の重点項目に則り、部署ごとにサステナビリティの視点を組織・事業運営に反映し、具体的な取り組みを推進する体制を整えています。

サステナビリティ推進体制



CSOが委員長を務め、関係する理事、上級審議役、部長、特命審議役で構成される「サステナビリティ委員会」はサステナビリティ推進に係る組織全体の方針や戦略、推進体制などを審議する中核的な場です。2022年11月の設置以降、2024年度末までに12回開催しています。

2024年度には5回の委員会を開催し、組織横断的な対応の検討や実現を推進しています。なお、サステナビリティ委員会で審議された事項は理事会に報告しています。

パリ協定に向けた移行計画策定

パリ協定は、2015年にパリで開かれた、気候変動に関する国際的な取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)」で合意されました。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて、 2°C より十分下方に抑えつつ(2度目標)、 1.5°C に抑える努力をする目標(1.5度目標)を掲げました。

この協定は、先進国だけではなく、JICAが協力を行っている開発途上国に対しても温室効果ガス排出削減の努力を求めている画期的な合意です。同時に、特に開発途上国において深刻化する気候変動の影響について、各国が定める目標に適応策を含めることも合意しました。

こうしたなか、日本政府は2023年に開発協力大綱を改定し、わが国の開発協力をパリ協定の目標に整合させるとともに、開発途上国の各開発課題への対処と気候変動の緩和策・適応策の推進の双方に貢献する方針を定めました。日本の開発協力を実施するJICAは、開発途上国がパリ協定の目標「温室効果ガスの低排出型かつ気候に対して強靭な開発」に向かって移行できるよう、戦略的な組織・事業運営を行うべく、移行計画

2024年度のサステナビリティ委員会の議題

- 全新規事業のパリ協定の目標への整合プロセスおよび移行計画策定の方向性
- 事業の温室効果ガス(GHG)排出量把握の方針
- 生物多様性の主流化に向けた具体的アプローチ
- ジェンダー主流化の取り組み
- ビジネスと人権の取り組み
- サステナビリティ推進体制の構築
- 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取り組み
- 2024年度活動報告および2025年度活動計画

の策定に着手しています。

具体的には、有識者と役員・経営層の意見交換、事業部門の次長などが一堂に会したワークショップや役員レベルでの検討会などを通じ、気候変動の対応に向けた実行戦略、エンゲージメント戦略、指標と目標、ガバナンス強化やそれらの基盤となる全体的な取り組み方針について活発に議論しました。こうした議論を通じて得られた方向性も踏まえ、今後もパリ協定の目標の実現に向けた検討を継続していきます。



JICAのサステナビリティ方針

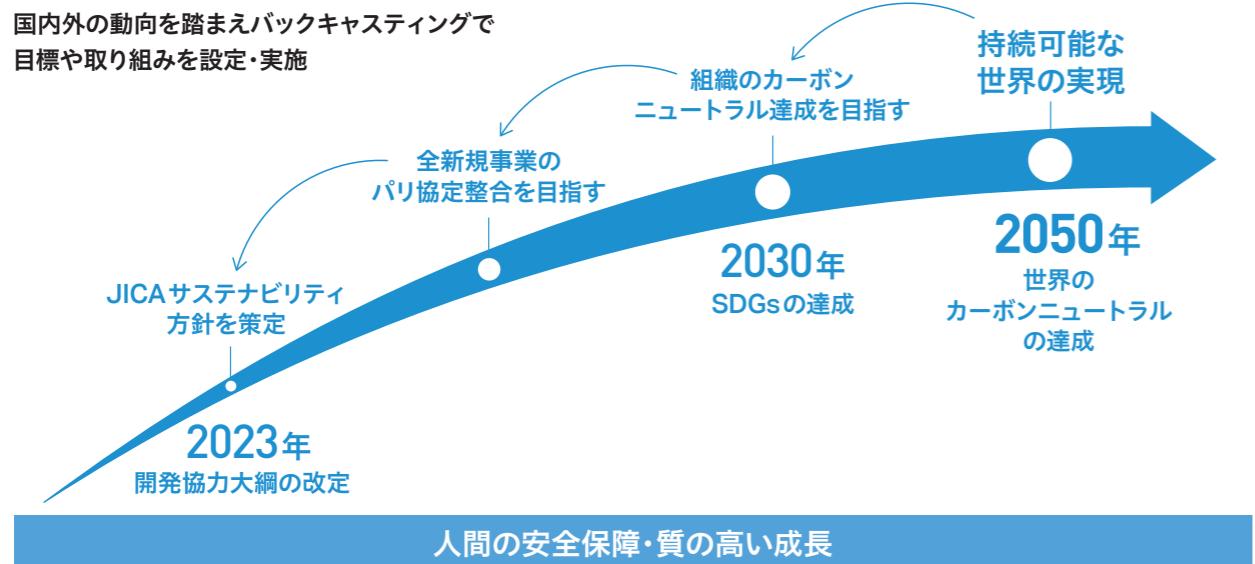
「人間の安全保障」を実現するためには、社会、経済、環境の三側面が調和し、将来世代に負担を残さない「持続的な世界の実現」を目指すことが不可欠です。

その具体的な指針として、JICAは2023年10月に「JICAサステナビリティ方針」を公表しました。JICA

が開発途上国のSDGs達成に協力する組織として信頼を得るためには、まず自らが率先してサステナビリティを推進し、SDGsの達成に取り組むことが極めて重要です。開発協力大綱の下、JICAはサステナビリティ方針として以下を重点的に推進していきます。

- 気候変動対策として、全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指します。気候変動を軽減する緩和策とともに、気候変動にも強靭な社会の実現に向けた適応策を実施し、開発途上国の社会全体のトランジションを支援します。
- 地球環境の保全は未来に対する責任であり、海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取り組みを強化し、生物多様性の主流化を推進していきます。
- 基本人権を尊重するとともに、ジェンダー平等を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進し、多様な人材が活き活きと活躍し、成長できる機会と環境を創ります。
- 國際開示基準を踏まえた正確かつ透明性のある情報開示を行います。
- 日本政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2030年までに組織のカーボンニュートラル達成を目指します。
- サステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進室を軸に、サステナビリティ推進に向けたガバナンスと組織全体による取り組みを一層強化します。

関連情報 JICAウェブサイト >>> JICAサステナビリティ方針 (PDF)



Environment 環境

国際的な基準を踏まえた気候関連の情報開示

ガバナンス

JICAは、気候変動対策を含むサステナビリティを組織運営や事業の中で推進するため、副理事長兼最高サステナビリティ責任者(CSO)を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、その審議結果は原則として経営理事会に付議しています。また、「JICAサステナビリティ方針」を踏まえ、CSOの下でサステナビリティ推進担当特命審議役およびサステナビリティ推進室が組織横断的な統括を担うとともに、全部署・拠点に配置されたサステナビリティ推進責任者や担当者が具体的な取り組みを進めています(P24参照)。

JICAが協力を行う事業については、実施前の事前評価から実施段階でのモニタリング、終了後の事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリングや評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた開発効果の向上に努めています。また、協力事

業が自然環境や社会環境に与える負の影響を回避または最小化し、持続可能な開発が行われるよう「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定め、審査部が運用を担当しています。異議の申し立てに関しては、「環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局」を設置しており、申し立ての内容は、事業担当部から独立した「異議申立審査役」によって審査されます(P39参照)。

組織運営においては、2004年度より環境マネジメントシステムの本格的な運用を開始し、2013年からは理事長を環境マネジメント最高責任者として、ISO14001*の基本的な考え方を踏まえつつJICA独自のシステムを運用しています。取り組みに当たっては、施設管理担当職員や全役職員を対象とした各種研修も実施しながら、組織全体の環境意識の向上に努めています。

* ISO14001の認証は2013年以降取得していません。

戦略

JICAとして目指すもの

気候変動への対応は喫緊の課題です。なかでも、開発途上国では気象関連災害の頻発・激甚化、異常気象による食料難や水不足の発生、衛生環境の悪化、海面上昇や干ばつによる「気候難民」の増加など、多大な影響が生じています。

気候変動には、ある一定のしきい値を超えると不可逆的な影響が一気に進行する転換点「ティッピング・ポイント」があり、これを超えないためには、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5°Cまでに抑える必要があるとされています。

2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定にはこの「1.5°C目標」*が規定され、それを達成するため、2050年に向けて温室効果ガス(GHG)排出量を実質ゼロにする

「ネットゼロ目標」を表明する国・地域が増えています。そのようななか、日本政府は2020年に「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」ことを宣言し、また、開発協力については2023年に改定された開発協力大綱に「我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させる」という方針を掲げました。

これらを踏まえ、JICAは2023年10月に策定した「JICAサステナビリティ方針」では、「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施すること」および「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」(P30参照)を目指すこととしました。現在、全新規事業をパリ協定に整合させるための段階的な取り組みを進めるとともに、パリ協定の目標に貢献するための移行計画の策定に着手し、事業における気候変動対策の貢献や組織のカーボンニュートラル達成に向けた計画策定・

実施を進めています。特に組織のカーボンニュートラルに関しては、夜間の一斉消灯、LEDなどの高効率照明器具の導入、グリーン購入法に基づいた環境物品などの調達を通して、GHG排出削減に取り組むとともに、JICAで使用する電力を2030年までに再生可能エネルギー100%とすることを目指しています。

気候に関連するリスク

国際的なサステナビリティ開示基準(ISSB)を踏まえて2025年3月に制定された日本のサステナビリティ基準(SSBJ基準)では、気候に関連するリスクを、気候の変化によって以前よりも頻発・激甚化する暴風雨や洪水氾濫、土砂災害、水不足・干ばつ、海面上昇などの物理的な影響に伴う「物理リスク」と、気候変動対策関連の規制強化や脱炭素社会への移行に際して生じる「移行リスク」の2つに大別しています。

JICAではそれぞれのリスクが事業および組織へ与える影響を検討し、管理すべき具体的なリスクを整理・特定しています。今後も、内外環境の変化に応じて管理すべき具体的なリスクの見直しを行います。

気候に関連する機会

JICAは気候変動のリスクを持続可能な世界の実現に向けた新たな協働・共創の機会に転換できると考えています。例えば、開発途上国における気候変動への適応策やカーボンニュートラル社会への移行(トランジション)に向けた取り組みの必要性が増大しています。この中で、気候変動対策関連の政策づくりやそれらの実施、防災や農業などの気候変動への適応事業、エネルギー・公共交通などGHG排出量の削減に資する質の高いインフラ投資などの協力の機会が広がっています。加えて、世界的に気候変動への関心と取り組みが拡大しており、国内外の民間企業を含むさまざまなステークホルダーが開発課題の解決に力を注いでいます。

JICAはこれまでの経験や知見を生かし、これらのステークホルダーとの共創をさらに促進し、持続可能な世界の実現に向けて貢献していきます。

※ パリ協定で合意された世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち1.5°Cに抑える努力を追求するという目標。

リスク管理

JICAは、気候に関連するリスクを主要なリスクの一つとして、リスク管理の枠組みに組み込んでいます。内部統制担当理事を委員長とする「リスク管理委員会」では、気候に関連するリスクを含めたリスクの評価と対応に必要な事項を確認・検討しており、2024年度も気候に関連するリスクの報告や審議を行いました。また、有償資金協力勘定の金融リスクについては、金融リスク管理担当理事を委員長とする「有償資金協力勘定リスク管理委員会」が管理しています。同委員会では、2023年度より気候変動シナリオ分析によるリスクの把握を試行しています。

2024年度は「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)」が公表するネットゼロシナリオなどの2050年までの複数のシナリオを活用し、気候変動が与える影響を信用リスク・市場リスクの観点から分析を行っており、今後も気候に関連するリスク管理の在り方を検討していきます。さらに、個別事業においては、環境社会配慮のプロセスを通じてリスクを特定し解決できるよう、一定量を超えるGHGの

発生が見込まれる事業に関するGHG総排出量の公表など、環境社会配慮ガイドラインを遵守するとともに(P39参照)、気候変動対策支援ツール「JICA Climate-FIT」を活用したハザードや暴露、脆弱性といった気候に関連するリスクの特定と評価を行い、対応策を検討しています。

シナリオ分析概観(2024年度)

分析対象リスク	信用リスク/市場リスク
気候変動リスク	物理リスク/移行リスク
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ● NGFSベースラインシナリオ ● 現行政策シナリオ ● 各国貢献(NDC)シナリオ ● 移行遅延シナリオ ● 2度以下シナリオ ● 2050年ネットゼロシナリオ ● 移行遅延・無秩序シナリオ
分析期間	2050年まで

リスク分類	想定される主なリスクの事例
物理リスクが開発途上国の開発に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の開発効果の低減
移行リスクが事業および組織に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連法令違反・訴訟など ● 炭素関連税制および炭素排出量報告義務化・強化への不十分な対応 ● 排出権取引および規制強化への不十分な対応 ● パリ協定や生物多様性条約などと整合しない技術の選択 ● 既存技術の有用性の低下、新規技術の未定着 ● 原材料の価格高騰・入手困難(支援の継続・展開困難) ● 組織に対する信頼の低下
物理リスク・移行リスクが金融・財務面などに与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金調達の困難化 ● 有償資金協力勘定における金融リスクの増大
物理リスクが上記以外の事業・組織運営に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有する施設の損害 ● JICA関係者の感染症などの増加

指標と目標

日本政府は、2021年に「2021年から2025年までの5年間において、官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を実施すること」および「気候変動の影響に脆弱な国に対する、適応分野の支援を強化していくこと」を表明しました。また同年、岸田総理大臣(当時)は、先進国が官民合わせて年間1,000億ドルを開発途上国への気候変動対策支援に動員する資金目標の達成に貢献していくため、「新たに今後5年間で最大100億ドルの追加支援を行う用意」があり、加えて「適応分野での支援を倍増し、今後5年間で官民合わせて約148億ドルの適応支援を実施していく」ことを表明しました。

さらに、国際社会は2024年に開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)で、「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の開発途上国に対する支援目標を決定しました。

JICAは2021年に気候変動分野の課題別事業戦略として、JICAグローバル・アジェンダ「気候変動」を策定しました。さまざまな開発課題への取り組みと気候変動対策を両立させることで、パリ協定で合意された国際目標の達成と、持続可能で強靭な社会の構築に貢献することを目標とし、JICAの事業に関する指標と目標を設定しています。

また、組織運営では本部(麹町・市ヶ谷・竹橋)および全国拠点を対象に、組織の活動に伴う排出量に該当するScope1(直接排出量)およびScope2(エネルギー由来の間接排出量)の計測・集計を行っています。

す。環境負荷のさらなる低減に向け、「JICAサステナビリティ方針」では「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」を目指すことを宣言しており、計画的に取り組みを強化しています。

事業に関する指標と目標

指標	2022年実績	2023年実績	2024年実績 ^{※2}	目標値
気候変動対策に関する貢献 ^{※1}	1兆539億円	2兆2,195億円	6,954億円 (1兆1,478億円)	2025年までに1兆円
適応策への貢献 ^{※1/4}	1,032億円	1,288億円	931億円 (1,850億円)	2030年までに倍増 (2019年比) (=約1,570億円)
GHG排出削減量 ^{※3}	約308万トン	約151万トン	約139万トン	2030年までに 400万トン/年へ

※1 有償資金協力(貸付や出資)の承諾額に加え、無償資金協力の新規G/A締結額、技術協力の支出額を含む。

※2 2024年からOECDが策定した国際基準に沿って気候変動対策が主目的の案件については案件総額の100%を、副次的目的の案件については案件総額の50%を計上する方式を導入。なお、カッコ内は副次的目的の案件も案件総額の100%を計上した場合の実績。

※3 当該暦年に新たに協力を行う事業の完了後に期待される年ごとの削減量の合計。

※4 緩和策・適応策の両方に資する「横断型」は含まない。

組織運営に関する指標と目標^{※1}

指標	2022年度	2023年度	2024年度	2030年の目標
GHG 排出量	Scope 1(t CO ₂) ^{※2}	2,612	2,583	2,181
	Scope 2(t CO ₂) ^{※2}	6,338	6,965	7,555
	Scope 3 カテゴリー 6 出張(t CO ₂) ^{※3}	10,790	11,560	9,831
	Scope 3 カテゴリー 7 雇用者の通勤(t CO ₂) ^{※3}	674	714	726
LED 照明の導入比率(%) ^{※2}	47.0	47.0	52.2	100 ^{※4}
公用車の電動車割合(%)	39.1	40.9	42.9	100 ^{※4}
水使用量(m ³)	76,398	117,290	112,700	—
紙使用量(千枚)	8,431	9,471	7,298	—

※1 本部および国内拠点のみ。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき算定。

※3 「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース」の交通費支給額あたり排出原単位から算出。出張は海外出張のフライト利用を対象。

※4 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」で掲げられた目標。

気候変動対策に関する主な取り組み

開発途上国への政策強化

多くの開発途上国では、パリ協定に規定されたGHGの排出削減、エネルギー転換の推進や気候変動に対する強靭性を強化するための資金とノウハウが十分ではありません。このため、JICAは各種計画の策定や実施、モニタリングなどに必要な技術の向上、制度の構築などを支援しています。2024年度は2,109人の人材育成を行ったほか、フィリピン向けの気候変動対策に資する開発政策借款を承諾しました。

開発課題への対処と気候変動対策の推進

気候変動対策の推進には、持続可能な開発とのシナジーを最大化するとともに負の影響を最小化するアプローチが重要です。2024年には、JICAの気候変動対策分野に対する協力実績は6,954億円、GHG排出削減量は年間約139万トンを達成しています。例えば、エクアドルで地熱発電所の建設に向けた調査井掘削や発電所建設に関する調査を行う「チャチンビロ地熱開発事業(フェーズI)」やインドネシアでMRT東西線の整備を行う「ジャカルタ首都圏都市高速鉄道東西線事業(フェーズ1)」など、GHG排出削減効果が見込まれる円借款事業を承諾しました。

一方で、開発途上国で急務となっている気候変動

ジャカルタ首都圏都市高速鉄道東西線事業
(フェーズ1)

GHG削減量

約10.9万トン/年



適応策は、金額ベースで気候関連協力実績の約3割に留まるなど、支援の拡充が引き続き重要です。こうした状況を踏まえ、気候変動に適応するための円借款案件の形成を強化するとともに、技術協力や無償資金協力では特に防災や水資源、農業などの分野の案件形成を一層推進します。また、2024年10月には気候変動の影響が大きい農業・農村開発分野の取り組みの考え方を整理し、公表しました。

緑の気候基金などを通じた外部資金の活用

緑の気候基金(GCF)は、開発途上国気候変動対策を資金面で支援する多国間の基金です。JICAは2017年に日本で初めてGCFの認証機関として認定されており、現在、GCFの資金を活用して東ティモールとモルディブで協力を進めています。

気候変動に強靭な債務条項

日本政府およびJICAは、2024年11月に開催されたCOP29で、気候変動に脆弱な太平洋の島嶼国などを対象として、一定規模の台風または地震が発生した場合に円借款の返済を最長2年間繰り延べる仕組みである「気候変動に強靭な債務条項」のパイロットプログラムの開始を発表しました。2年間のプログラムが終了した時点で、制度の本格導入の是非や改変について改めて検討する予定です。

Environment 環境

生物多様性主流化への取り組み

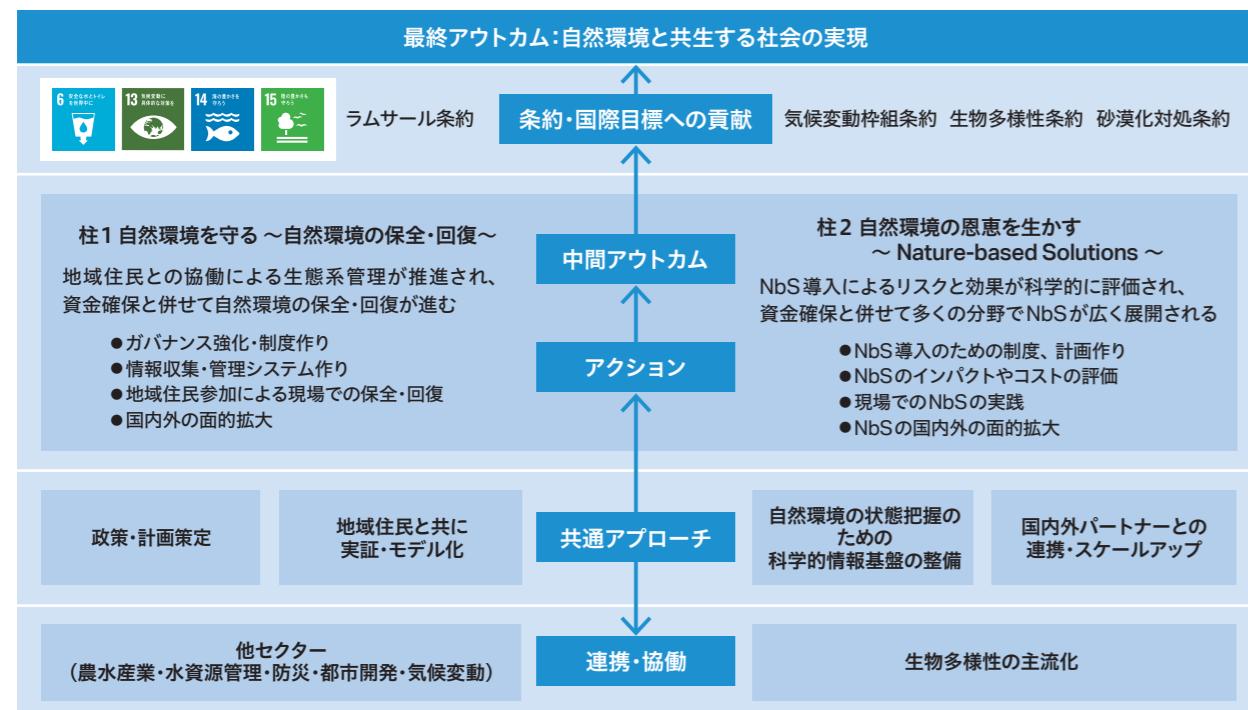
自然との共生社会を目指して

次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

人々の生活、経済、社会は、豊かな自然環境からさまざまな恩恵を享受することで成り立ってきました。こうした豊かな自然から人間が得られる恵みは生態系サービスと呼ばれ、人類の生存と良質な生活に欠かせません。しかし近年、急速な人口増加や資源需要の拡大により、自然環境は著しく劣化し、気候変動や生物多様性の損失などの問題が深刻化しています。特に開発途上国では、経済・社会構造が自然へ強く依存しているため、自然環境の劣化が生活基盤を脅かし、人間の安全保障にも影響を及ぼしています。

こうしたなかJICAは、サステナビリティ方針に基づき「海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全」を重点的に進めるとともに、都市開発、農業開発などの分野でも生物多様性の主流化を図り、自然の恩恵を次世代へつなぐ取り組みを強化していきます。

自然環境保全クラスター事業戦略



自然を守り共に生きるためのJICAの貢献

JICAグローバル・アジェンダの一つ「自然環境保全」では、陸域、沿岸域の自然環境と人間活動の調和を図り、自然環境の減少や劣化を防ぐことで多くの恵みを享受し続けられる社会の構築を目標に掲げています。JICAは、その実現に向け「自然環境保全クラスター事業戦略」を策定しました。この中では、次の2つを柱に定め、取り組みを進めています。

柱の一つ目は「自然環境を守る」です。生態系の保全と劣化した生態系の回復に向け、保護区などを設定して自然環境の改変や資源利用を制限し、劣化した生態系の回復と持続的管理の強化に取り組みます。また、多岐にわたる利害関係者間の意見を調整するための協議枠組みを構築するとともに、科学的な情報基盤を整備し、エビデンスに基づいた意思決定を促すなど、環境ガバナンスの強化に重点を置きます。

また、柱の二つ目は「自然環境の恩恵を生かす」を掲げています。近年、自然がもたらす生態系サービスを社会課題の解決策として活用する「自然に基づく解決策(NbS)」の重要性が認識されています。例えば、JICAは農村地域コミュニティの自主性を尊重した森林・草地・流域管理や治山、アグロフォレストリーなどを通じ、土壤劣化防止や洪水被害軽減に貢献してきました。また沿岸域では、マングローブ林の保全や回復などグリーンインフラを活用した海岸浸食と高潮対策に協力しています。これらの取り組みは、自然の力を活用して災害リスクを軽減する「自然と調和した防

災・減災」という日本の考え方にも一致し、自然との共生によるレジリエントな社会づくりにつながります。

また、NbSの導入による効果とリスクの科学的評価結果に基づき、廃棄物管理や汚水管理など、自然環境に対する負の影響の抑制、水産資源管理やエコツーリズム、統合水資源管理など、さまざまな形で自然と共生する社会を目指した事業を進めていきます。引き続きJICAは、人間の安全保障の視点を軸に、自然環境保全と豊かな暮らしの両立を目指すアプローチを模索していきます。

関連情報 [JICAウェブサイト](#) [クラスター事業戦略 本文\(PDF\)](#)

自然環境保全クラスター事業戦略の目標

最終目標(2050年)	開発途上国・地域での自然環境と共生する社会の実現
中間目標(2030年)	① 開発途上国・地域の自然環境の減少・劣化の阻止 ② 開発途上国・地域でNbSの一層の普及 ③ 上記①②を通じた温室効果ガスの排出削減または吸収 ④ 上記①②を通じた開発途上国・地域の住民への裨益 ⑤ 上記①～④のための開発途上国・地域での自然環境保全に従事する行政官などの人材育成
直接目標(2026年)	上記①～⑤に向けた取り組みの着実な進行

自然を守る | ブラジル

深刻な森林減少が進む南米アマゾンで、JICAは現地の関係者と共に年々進化するレーダー衛星技術を用いた森林伐採検知の精度向上に取り組んでいます。また、AIを活用し森林伐採を予測するシステムを構築することで、取締活動の強化と効率化を図り、ブラジル政府が掲げる違法伐採をなくすという目標に貢献しています。



ドローンを用いた森林伐採地調査

自然の恩恵を生かす | インドネシア

JICAは1990年代からインドネシアでマングローブの植生回復を目的とした植林の協力を実施しています。マングローブ林1ヘクタール当たりの炭素貯留量は1,023トンと、熱帯林の4倍以上もあります。その炭素貯留力に注目し、気候変動緩和策としてマングローブの回復を推進するインドネシア政府とJICAは協働しています。



バリ島の養殖池跡地に植林したマングローブ

Social 社会

人権と多様性・公正性・包摂性の取り組み

人間の安全保障の実現に向けて

人権尊重とDE&I推進

国際社会の不安定性や不確実性が高まっているなかで、JICAはサステナビリティ方針に基づき、基本的人権の尊重と多様性・公正性・包摂性(DE&I)の取り組みを続けています。

人権の取り組みは幅広く、多くのJICA事業が関係します。国際人権規約^{※1}のうち、社会権規約が対象とする衣食住の保障、健康や教育への権利に向けた協力として、社会・経済インフラの整備、農業・農村開発、保健医療や教育の改善などを行っています。また、もう一つの自由権規約が対象とする言論の自由や表現の自由に向け、公共放送の機能強化などに取り組んでいます。

また、経済のグローバル化に伴い、企業活動で起こり得る人権侵害が国際的な課題となっています。2011年に国連で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」では、国家の義務として人権侵害からの保護が、企業の責任として人権尊重があり、さらに救済へのアクセスを確保することが求められています。JICAは、国連の原則に基づく日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」も踏まえた取り組みを行っています。

DE&Iは、多様性を包括して公正な機会を提供し、尊重し合いながら「自分らしくいられる/働ける」環境を目指す考え方です。DE&Iは人間の安全保障の最も重要な要素の一つである「尊厳」に関係しており、JICAは引き続きこれを重視していきます。

これらの具体的な活動としては、ビジネスと人権、障害主流化、ジェンダー平等(P35参照)などは、事業と組織の両面で取り組み、人財戦略(P44-47参照)は組織を対象に取り組んでいます。

事業での人権の取り組み

JICAは昨年度同様、開発途上国の行政官向けに、ビジネスと人権に関する研修を提供しています。ま



各国の人権保護に向けビジネスと人権の優良事例や課題を共有する研修を2024年1月と12月に開催

た、2024年2月からはガーナの児童労働フリーゾーン制度の実装に向けた技術協力プロジェクトを開始しました。加えて国内では産官学民の連携と協働の場を目指して「サステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を立ち上げ、事務局を担っています。上記研修のほかにもJICAでは、児童労働撤廃に向けた仕組みづくりや外国人材受入れ・多文化共生支援(P79-80参照)なども行っています。

事業での障害の主流化に向けた取り組み

JICAは「障害者権利条約」に基づき、「誰一人取り残さない」社会を目指して、障害に特化した取り組みおよびさまざまな分野で障害の視点を踏まえた取り組みを進める障害主流化を推進しています。

モンゴルでは、障害者の就労を支援するため2022年よりジョブコーチ就労支援を開始し、これまでに321人の障害者が就職しました。またスリランカでは、インクルーシブ教育^{※2}アプローチの開発のため、2019年から校長や教員、保護者などへの研修や特別なニーズのある子どもへの指導教材の作成に協力しました。

※1 世界人権宣言を基礎として条約化したものであり、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」の二つから構成される。

※2 UNESCOによる定義:学習への参加を促進し、教育における排除、また教育からの排除をなくしていくことを通じて、すべての学習者の多様なニーズを尊重し対応する継続的な取り組み。

Social 社会

ジェンダー平等への取り組み

誰もが自分らしく生きられる社会へ

世界の潮流とJICAの取り組み

ジェンダー平等は、人間の安全保障の実現に不可欠な普遍的な価値であり、その達成には女性のエンパワーメント^{※1}が欠かせません。「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進」は、SDGsの目標の一つであるとともに、公正で持続可能な開発の実現におけるその重要性に鑑み、17すべての目標達成のための必須条件とされています。

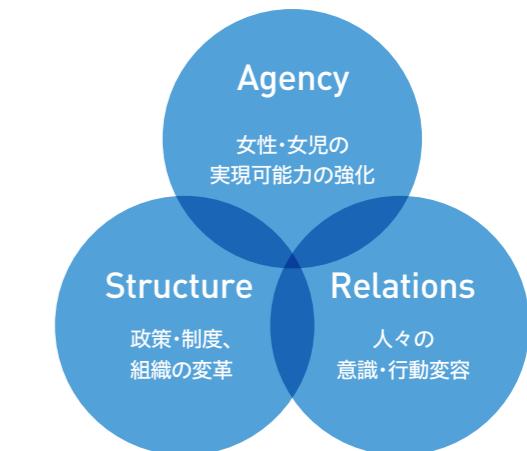
JICAグローバル・アジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」では、誰もが性別^{※2}にとらわれず、尊厳を持って自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。それに向けJICAは、あらゆる事業でジェンダーの視点を取り入れることを推進しています。その際、①法律や政策・制度、組織の変革、②女性や少女の能力強化、③男性を優位とする社会規範や人々の意識・行動の変容の3つを踏まえることが必要です(図参照)。

JICAは、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現に向けて「ジェンダースマートビジネス^{※3}の振興」と「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に取り組んでいます。ジェンダースマートビジネスの振興に向け、良質な金融サービスを手の届く価格で利用できる金融包摂や女性による起業、ジェンダー平等な職場環境整備などの促進を図っています。また、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向け、被害当事者の保護・救済および自立・社会復帰のための制度整備や人材育成、社会の意識・行動変容を促進しています。

ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けて

ジェンダーに基づく暴力とは、「女性らしさ」や「男性らしさ」など社会文化的につくられた性役割や性規範、不平等な力関係を背景に振るわれる暴力を指します。世界の女性の3分の1以上が、生涯で身体的・性的暴力を経験しています。この暴力にはドメスティックバイオレンスや性暴力、性的搾取のほか、人

ジェンダー平等の実現に向けた3つの視点



身取引や児童婚、名誉殺人、女性性器切除も含まれます。

JICAは、「ジェンダーに基づく暴力(SGBV)の撤廃」に特化した事業戦略を2023年に策定し、①被害者中心アプローチ^{※4}を実践する専門人材の育成、②地域社会におけるサポーターの育成、③政策・制度の整備および支援サービスの強化に取り組んでいます。

例えばケニアでは、2023年から行政側の課題対応能力の強化や被害当事者への支援サービス実施体制の強化に取り組むとともに、2024年12月に世界で初となるジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けたビジネスコンテストを開催しました。コンテストには、若手社会起業家を含む180社から、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けたアイデアが多く提案されました。JICAはこうした活動を通じ、民間企業も巻き込み、将来的に社会規範の変革にも貢献することを目指しています。

※1 女性がジェンダーに基づく差別や問題に気づき、主体的に判断・実践する力や自己決定する力などをつけていく取り組みやプロセス。

※2 ここでは、性的指向や性自認、身体的性別表現(SOGIESC)を含める。

※3 ここでは、営利を目的とする企業が本業との関係で取り組むジェンダー視点に立った活動や組織内のジェンダー視点に立った活動、あるいは、そういう取り組みをする企業とする。

※4 守秘義務の順守や人権尊重を原則とし、被害者の安全と本人の選択を最優先して課題解決を促す支援アプローチ。

Governance ガバナンス

組織内外とのエンゲージメント

外部イニシアティブへの参加

JICAは、日本のODA実施機関としての責任を果たし、積極的に国内外の議論に加わるため、さまざまなイニシアティブに参加しています。例えば「アジアGX(グリーントランスフォーメーション)コンソーシアム」や「生物多様性のための30by30※アライアンス」などに参加しているほか、2023年12月から日本

主なサステナビリティ関連イニシアティブ

Asia Transition Finance Study Group(ATF SG)	TNFDフォーラム
より持続可能な未来に向けて、アジア経済の公正かつ秩序ある移行の実現を支援するため、アジアで事業展開する銀行を中心とした民間主導のイニシアティブです。JICAは、2023年11月よりパートナーとして参加しています。	自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)は、企業や金融機関が、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組み構築を目的とした国際的な組織です。その議論を支援するフォーラムに、JICAは、2023年12月より参加しています。
TCFDコンソーシアム	2Xチャレンジ
効果的な情報開示や開示された情報を適切な投資判断につなげるための取り組みについて議論する組織です。JICAは気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言を踏まえた情報開示を進めており、2024年1月より参加しています。	2Xチャレンジは、女性の経済的エンパワーメントに向けた官民投資を動員するために、2018年のG7サミットでG7各国の開発金融機関により立ち上げられたイニシアティブです。JICAは創設時から加盟しています。

組織内外エンゲージメント

外部パートナーとの協働・共創を進めるとともに、JICAで働くすべての職員が、組織の目指す方向性や目的を理解し、その達成に向けて自発的に貢献しようという意識を持ち、行動することが重要です。組織内外の関係者が一体となってサステナビリティの推進に取り組むために、コミュニケーションの強化を図っています。

2024年度、サステナビリティ推進室は関連部署と共に、組織内外の勉強会やセミナー、研修などを計50回、延べ2,750人以上に対して実施しました(P47参照)。

の開発協力に関わる関係者と共に「JICA×ECFA(一般社団法人海外コンサルタント協会)サステナビリティ・フォーラム」を開催しています。

これらの取り組みを通じて、組織の健全性を高め、協働・共創の機会を創出し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

※ 2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

多様なステークホルダーとの取り組み

有識者と役員・経営層との意見交換会

サステナビリティ経営を組織・事業両面でどのように包含し、かつ具体的な戦略や活動にどう反映するのか、より活発な議論を行うために、有識者から知見を学ぶ意見交換会を2024年度に計4回開催しました。

6月	「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」 MS&ADインシュアランスグループホールディングス TNFDタスクフォースメンバー 原口真 氏
8月	「持続可能な社会を考える～生物多様性主流化～」 東京大学総長特別参与／大学院工学系研究科教授 沖大幹 氏
11月	「事業におけるジェンダー主流化」 アジア開発銀行ジェンダー平等ディビジョンダイレクター サマンサ・フン 氏
3月	「地域変革リーダーとしての“あるべき姿”とは～金融機関としてのサステナビリティ経営～」 北國フィナンシャルホールディングスグループ常務執行役員 寺井尚孝 氏

NGO-JICA協議会で意見交換

2024年度第2回NGO-JICA協議会にて、JICAサステナビリティ方針の策定、その背景および主に取り組む重点6項目を紹介しました。意見交換を通じて、JICAが実施していることを発信し、これからもNGOや市民社会と共に創り、新しい価値を創っていくことを伝えました。

気候変動対策に向けた政策対話

気候変動の影響を受け、台風をはじめとする自然災害が多く発生するフィリピンに対しては、パシギ・マリキナ川河川改修事業など1970年代より治水インフラ整備を継続し、水害に強靭な首都の実現に向けて着実に効果を上げています。2025年3月に円借款貸付契約が署名された「気候変動対策プログラム・サブ

プログラム2」では、フィリピン政府、アジア開発銀行(ADB)とフランス開発庁(AFD)との気候変動政策対話を踏まえて、セクター改革を推進していきます。

子どもの権利を守る研修の開催

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを講師に招き、JICAバングラデシュ事務所所属および長期専門家を対象に、子どもの権利を守るためのセーフガーディング研修を開催しました。児童労働をはじめとする子どもの搾取の問題に関する認識を深め、それらの危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指すためにJICAとして何ができるのかを議論し、今後はより広い関係者への働きかけなどを検討しています。

民間企業との共創の取り組み

2024年5月より、アートを通じたビジネスで障害に対するイメージの変容を目指す株式会社ヘラルボニーとの間で、共創の取り組みを開始しました。8月には、障害のある人のスポーツや教育に関する開発途上国行政官が、JICAの研修を通じてヘラルボニー本社や同社の契約作家が在籍する花巻市の「るんびにい美術館」を訪問しました。また、松田崇弥ヘラルボニー共同代表を含む関係者や契約作家などによるタイやエチオピア、ガーナへの海外視察などを通じ、障害のある人を含め誰もが自分らしく生きられる社会をどのように実現していくか、意見交換を重ねました。

若手職員が広げるサステナビリティ活動の輪

「サステナビリティ・ネイティブ」世代である2024年入構職員の中でも、気候変動、地球沸騰化、海洋プラスチックなどの地球規模課題に問題意識を持つ有志が、「オフィス・サステナ推進プラットフォーム」を立ち上げました。2025年度から本格的に始動し、アイデアを持ち寄り活動の輪を広げていきます。

サステナビリティに関する組織内意識調査※1

自分はJICAのサステナビリティ方針を知っている※2	2024年度 3.53
JICAは、組織・事業双方でサステナビリティ推進に資する取り組みを進めている。	2023年度 3.52 2024年度 3.56

※1 定点意識調査(5段階回答)。平数値が高いほど、認知・賛同している度合いが高いと考えています。
※2 昨年度からの指標変更により今年度分のみを掲載。

Governance ガバナンス

サステナビリティボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けて民間資金を動員

JICA債を通じて世界の課題に取り組む

JICAは、SDGsの達成に向けた民間資金の動員、ESG債市場の発展促進、さらにJICA事業の周知を目的として、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。JICAが発行する債券（JICA債）で調達した資金は有償資金協力事業に充当され、そのすべてが開発途上地域の社会課題の解決に貢献しています。また、この中には再生可能エネルギーを使った電源開発や自然環境保全と地域住民の生計向上を同時に支援する事業など、環境面の課題解決にも貢献する事業が含まれています。

このようなJICAの有償資金協力事業がもたらす多様なインパクトをより分かりやすく発信するため、2023年に債券フレームワークを刷新し、サステナビリティボンドを新たに加えた「JICAソーシャル／サステナビリティボンドフレームワーク」を公表しました。2024年4月以降は、すべてサステナビリティボンドとして発行し、2025年3月末までのソーシャルボンドとサステナビリティボンドの累計発行額は、海外ではドル建て債券が22.5億ドル、国内では円建て債券が5,390億円に上りました。

JICA債は、ESG投資やSDGsへの貢献ツールとして支持され、2025年3月末までに国内の361の投資家から投資表明がありました。



ジェンダーを超えて可能性が開く世界へ

地球規模の複合的危機により、特に開発途上地域における女性の所得機会や教育機会の減少、家庭内暴力の増加などが深刻化しているなか、JICAは、ジェンダー課題への取り組みをより一層強化するため、2024年11月にサステナビリティボンドを「ジェンダーボンド」として発行しました。このジェンダーボンドの発行は、2021年以来2回目で、JICAは国内でジェンダーをテーマとした債券の発行実績がある唯一の機関です（2025年3月末時点）。調達した資金は、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントなどを目的とする有償資金協力事業に充当されます。

気軽に始める国際協力

JICAは1万円から購入可能な個人向け「JICA SDGs債」の発行を継続しています。個人が気軽に国際協力に参加する手段として、歓迎する声が届いています。今後も身近な国際協力ツールであるJICA債の発行を通じて、民間資金を動員し、開発途上地域そして世界全体の持続的な発展に貢献していきます。

Governance ガバナンス

環境社会配慮

環境・社会への負の影響を緩和するために

ガイドラインと異議申立手続要綱のポイント

JICAは、協力事業が自然・社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に則し、環境社会配慮の支援と確認を行っています。

事業実施に際しては、ガイドラインに基づき事業が環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れられないような影響をもたらさないよう、相手国などによる適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行います。事業における人権状況の確認など、人権の取り組み推進にも重要な役割を担っています。また、現地住民からの異議を受け付け、ガイドライン不遵守の恐れがある場合に対応するため、調査や調整を行う異議申立制度を整備しています。

2022年1月にガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、早期の事業計画に関する情報発信や対話を促進し、開発効果のより迅速な発現のため、環境アセスメント報告書の公開要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮プロセスへの適切な参加が確保されるよう、取り組み指針を拡充しています。

ガイドラインの改正に併せ、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、利便性の向上などの観点から改正を行いました。

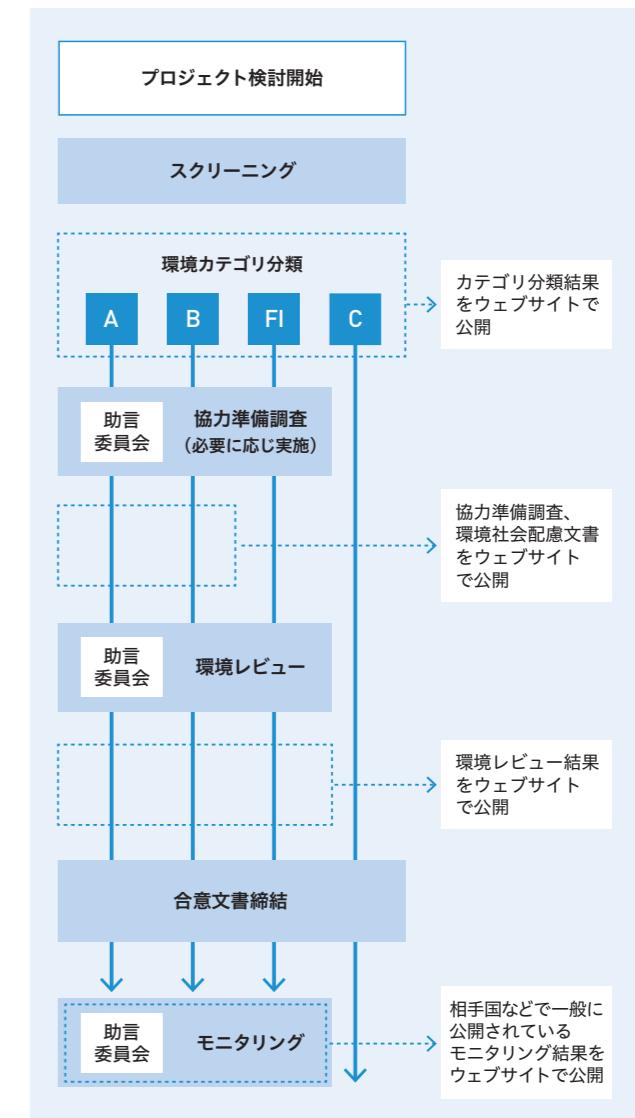
環境社会配慮のプロセスと透明性の確保

環境社会配慮のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリーに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つから成ります。各プロセスにおいて、説明責任と多

様なステークホルダーの参加確保のため、相手国などの協力のもと積極的に情報公開を行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任の確保のため、同助言委員会の議事録などを公開しています。

環境社会配慮の支援と確認の手続き



Governance ガバナンス

調達

調達における取り組み

人と環境に優しいサステナブルな調達

JICAは、公共調達を担う機関として、公正性、透明性、競争性を確保しつつ、サステナブルな調達を目指して、環境への負荷の少ない物品などの調達を推進しているほか、人権配慮に向けた取り組みを進めています。

人権への配慮については、2023年4月に政府方針「公共調達における人権配慮について」が決定され、公共調達では、入札する企業における人権尊重の確保に努めなければならないことが示されています。これを受け、2024年9月にJICAは調達における人権尊重に関する考え方を公表しました。この中で、持続可能な世界の実現には、JICAだけでなく受注者・競争参加者の協力が必要であり、共に人権尊重の促進につながる取り組みを進めることを求めています。

調達で事業を推進する

JICA事業による開発インパクトの最大化を目指し、調達手続の効率化や迅速化を推進するため、抜本的な制度・手続き見直しを実施してきており、2024年度はこれまでに導入した新制度・手続きの定着を目指し取り組んできました。

こうしたJICAの取り組みに対し、主にコンサルタント業界を対象に実施した新制度の導入効果を測るア

ンケートの結果では、約7割の回答者がランプサム^{※1}拡大により精算事務にかかる業務負担が減ったと回答しました。このほかにも、契約管理にかかる負担の減少、専門家などの格付認定方法の見直しについて質が向上したといったポジティブな評価を受けました。加えて、契約管理を行う上で、受注者およびJICA間の情報の一元管理や契約管理フローの標準化を可能とする事業契約管理プラットフォーム(PF)を2025年2月に導入しました。JICAと受注者間のコミュニケーション強化、手続きの進捗が可視化され、手続き漏れなどのリスクの軽減ならびに事業や契約管理の効率化につながるとの期待の声が寄せられています。

さらに、緊急性の高い人道支援や自然災害などに応対するため、2023年度に新設した「緊急調達/輸送/現地調達スタンダードバイ契約」^{※2}を活用し、戦時下の厳しい生活を強いられるウクライナの人々を支援するため、発電機、障害者・高齢者向けリハビリ用機器や福祉車両をはじめ、さまざまな機材を届けました。このように、公共調達の原則を確保しつつ、予期せぬ災害や紛争に備え、常時、迅速にヒト・モノ・サービスを調達できる体制や仕組みを整備しています。

※1 業務の完了・成果品に対して事前同意した固定金額を支払う契約。
※2 大規模な自然災害などが発生した際に迅速なコンサルタント派遣や物資調達・輸送を行うため複数の受注候補者を選定しておくことで即応対応を可能とする契約。

2024年度実績



CHAPTER

質の高い事業を支える取り組み

事業の透明性 042

人財戦略 044

安全対策 048

コーポレートガバナンス 049

事業の透明性

事業評価

事業の改善と説明責任を果たすために

JICAは、「計画(Plan)」「実施(Do)」「成果確認(Check)」「改善(Action)」という一連のPDCAサイクルを回しながら、事業を実施しています。

JICAの「事業評価」は、事業の改善と説明責任を果たすことを目的として、このPDCAサイクルに沿って実施した各事業の評価や複数事業の総合的・横断的な評価・分析などを行っています。

事業の成果を確認する段階である「事後評価」で

は、原則として事業費が2億円以上のすべての技術協力、有償資金協力、無償資金協力を対象に、外部の第三者による外部評価やJICAの海外拠点などが評価者となる内部評価を実施しています。スキームや評価主体の違いにかかわらず、基本的な枠組みを共通にすることで、整合的な考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。具体的には、①経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価基

準」に準拠した評価、②JICA独自のレーティング制度を活用した統一的な評価を実施しています。

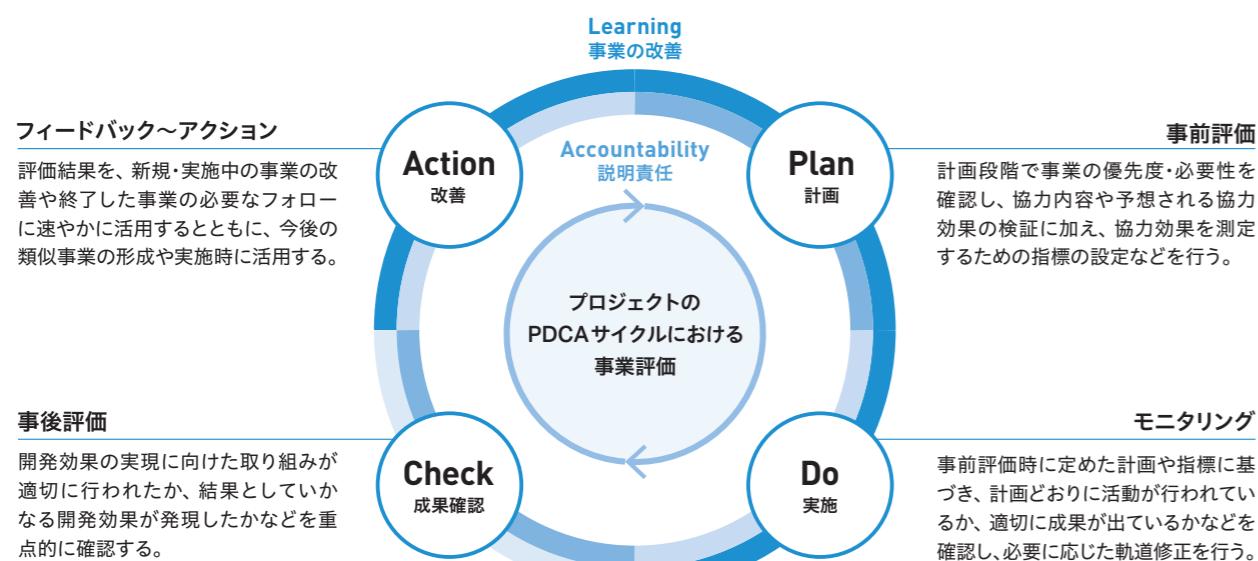
客観性と透明性を確保した評価

事業実施効果を客観的に測ることが求められる事後評価では、評価対象となる事業の中でも、原則事業費が10億円以上の事業には、外部の評価者による評価(外部評価)を実施しています。評価結果はJICAウェブサイトで公開し、透明性の確保に取り組んでいます。また、国際協力に知見のある、あるいは評価に

関する専門性を有する外部有識者で構成される「事業評価外部有識者委員会」を定期的に開催し、評価の手法や体制、制度全般などに関する助言を得ています。

評価結果の活用を重視

JICAは、事業評価の結果を類似した事業の計画や実施、協力の基本方針へ反映し、これらの改善に活用しています。また、評価結果は相手国政府にもフィードバックを行い、相手国政府の事業や開発政策などに反映されるよう努めています。



JICAの新評価基準と主な視点

妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の開発計画との整合性 開発ニーズとの整合性 事業計画やアプローチの適切性
整合性	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府やJICAの協力方針との整合性 JICA内の他の事業・支援などとの連携による相乗効果 JICA外の機関との連携・国際的枠組みなどとの協調など
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(受益者間の裨益の差異にも留意)
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 正負の間接的・長期的効果の実現状況(環境・社会配慮を含む)、社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境への潜在的な影響の有無
持続性	<ul style="list-style-type: none"> 政策・制度面、組織・体制面、技術面、財務面、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況
効率性	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較

業績評価

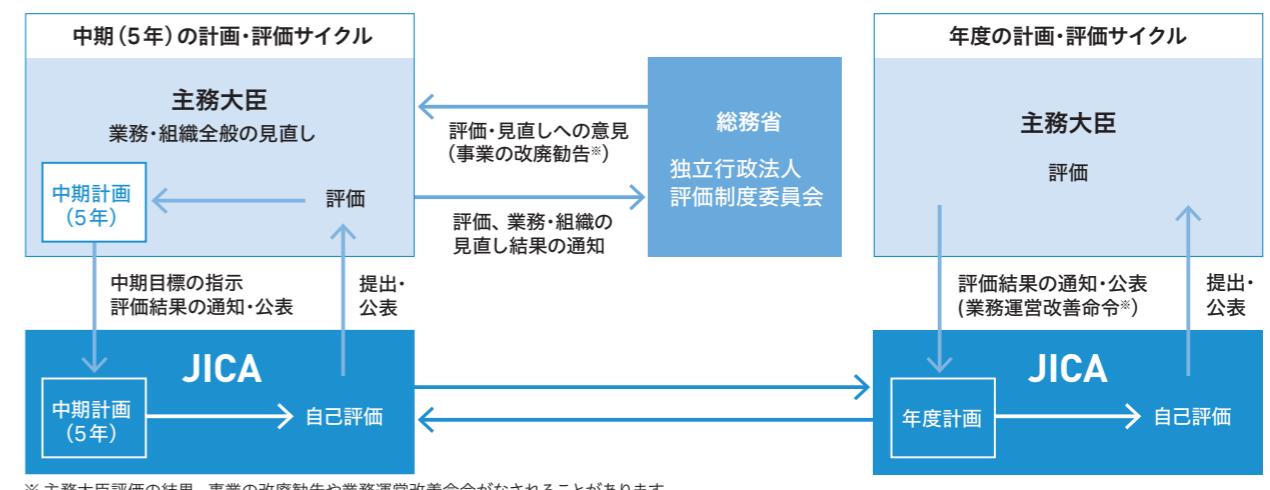
目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています。その上でJICAは各計画の達成状況を自己評価し、主務大臣(外務大臣など)に提出、主務大臣

はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

第5期中期計画(2022~2026年度)の2年目に当たる2023年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる(総合評定:A)」と評価されました。

JICAの業務運営と業績評価の枠組み



※主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

人財戦略

「信頼で世界をつなぐ」ために

JICAのビジョン「信頼で世界をつなぐ」を実践するため、「使命感」「現場」「大局観」「共創」「革新」という5つのアクションに共感し、それらを体現する人材の育成を人事制度の中心に据えています。その上で、次に掲げる3つの側面を柱として、さまざまな取り組みを行っています。

1つ目の「ダイバーシティを体現する人材」という側面では、世界中の国・地域で、さまざまな分野・形態にわたる協力事業を展開するJICA自身が多様性を持ち、それを尊ぶ組織であるために、あらゆる職員が

生き生きと働き続けやすい環境づくりに取り組んでいます。2つ目の「学びと挑戦による成長支援」という側面では、時々刻々と情勢が変化し、課題も複雑化していく世界に対峙するために、JICAで働く全員がミッションとビジョンを共有した上で、基礎的な能力を獲得し、また自律的に能力開発やキャリア形成を進められるよう支援する施策を強化しています。3つ目の「健全な職場環境」という側面では、JICAの職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、安心して健康に働く職場環境づくりに取り組んでいます。

ダイバーシティを体現する人材

育児・介護などと両立しやすい環境の整備

仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に向けて、休職・短時間勤務制度を設けるとともに、当事者がつながり支え合える体験を共有する場の提供なども推進しています。男性職員の育児休業取得率も年々上昇傾向にあり、2023年度以降、50%を超えていました。これらについては、人事担当理事を委員長とする「次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会」で状況をモニタリングし、さらなる充実化を図っています。

JICAでは、職員が国内外のさまざまな環境で活躍しています。一方で、それぞれの事情に合わせた働き方を選択できるよう、転勤に支障がある職員向けに勤務地を東京都内に限定する制度や、配偶者の海外勤務に伴う休職制度も設けています。さらに、時差出勤や在宅勤務により柔軟な働き方を支えています。

	2023年度	2024年度
育児休業取得率*	女性 66.0%	80.4%
	男性 57.9%	73.2%
勤務地限定認定者数	66人	50人
配偶者同伴休職取得者数	11人	9人
在宅勤務率(本邦／勤務日ベース)	19.0%	18.0%
自発的離職率(無期雇用者)	3.5%	4.6%

* 無期雇用者に限定した場合、2024年度は女性97.1%、男性75.6%になります。

多様な人材の活躍

女性の活躍推進に関して、JICAの女性管理職比率は2024年度末時点で29.1%であり、「次世代育成支援及び女性活躍推進に向けた行動計画」で定めた2026年度末までに27%以上にするとの目標を前倒しで達成しました。また、経営層からの発信や研修を通じた意識啓発、個別面談によるサポートなど、自分らしいキャリアを選択しやすい環境整備も進めています。

また、ライフステージやジェンダーの多様性だけでなく、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(SOGI)の多様性にも対応した人事制度を整備しています。さらに、障害のある人の雇用機会の創出や障害の有無に関わらず誰もが積極的に働きやすい環境づくりのため、障害者差別解消推進に関する対応要領に基づいた取り組みを行っています。多様性・公正性・包摂性(DE&I)や合理的配慮に関する研修などを行っているほか、各拠点や部署に相談体制を整備し、バリアフリー化にも取り組んでいます。

世界約100の国・地域に拠点を持つJICAにとり、各海外拠点で働く現地スタッフも組織の重要な一員

です。2024年度には現地スタッフの人材育成や研修の体系化を進めるとともに、彼らの活躍を一層促進するため新たな人事制度の構築に着手しました。

さらに、シニアを含むすべての世代が活躍できる組織づくりを行っています。2023年度から定年年齢を段階的に引き上げ、シニア人材が豊富な知識や多様な経験を若手職員の育成や外部アクターとの共創の拡大・深化などへ最大限に生かしながら、活力を持って働き続けられるよう、制度設計を行っています。

	2022年度	2023年度	2024年度
女性比率	役員 30.8%	30.8%	30.8%
	管理職 23.2%	26.9%	29.1%
	全体(全職制) 46.2%	47.5%	48.1%
	在外職員(全職制) 36.3%	41.0%	41.6%

	2023年度	2024年度
男女間賃金格差*	81.8%	83.8%
障害者雇用率	2.5%	2.8%
年齢構成(全職制)	20代 20代	8.6% 9.0%
	30代 30代	25.1% 24.5%
	40代 40代	30.6% 29.9%
	50代 50代	26.2% 27.1%
	60代以上 60代以上	9.5% 9.7%

* 男性の賃金水準を100%とした場合の女性の賃金水準です。

学びと挑戦による成長支援

組織文化づくり

新たな価値の創出をリードできる人材を育成していくための組織文化づくりに取り組んでいます。例えば若手の成長支援を強化するため、30歳ごろの到達を見込んだ基準人材像を基に、研修プログラムの拡充や指導体制の強化を行っています。また、「使命感」「現場」「大局観」「共創」「革新」の5つのアクションが職員一人一人の日々の行動の指針となるよう、それらに根差したリーダーシップ項目を評価基準に組み込んでいます。

高まる人材流動性への対応

多様で複雑な開発課題に取り組むためには、さまざまな経験を持つ人材が活躍しやすい環境づくりが必要不可欠です。社会人採用や有期職制の職員が早期に職場に馴染み活躍できるよう、組織横断的に新規入構者をサポートすべく「オンボーディング」を推進しており、オリエンテーションやメンター制度、交流会などの支援メニューの拡充に取り組んでいます。

また、多様な人材に選ばれ続ける魅力的な職場であるために、2022年度に有期雇用制度をいわゆるジョブ型へと大幅に見直し、各種制度や職務レベルに応じた待遇設定などを整備したほか、有期職制職員向けのキャリアサポートにも取り組んでいます。有期職制から無期職制への内部採用制度も設けており、この制度を活用した多くの職員が即戦力として活躍しています。

	2023年度	2024年度
社会人採用比率	43.4%	43.7%
有期職制向けキャリアデザインワークショップ参加者数	40人	37人
入構オリエンテーション参加者数	313人	292人
内部登用者数	24人	30人

国際協力のプロとしてのスキル獲得

JICAで働く上で必要となる基礎的な能力やスキルの獲得に向け、事業などの基礎知識を常時学べる「JICAアカデミー」や職階別研修、コアスキル研修などのプログラムを構築しています。また、データサイエンスを組織運営上の重要課題と捉え、2022年度より当該分野の先進人材育成に向けたプログラムを策定しています。さらに、「現場力」の醸成を目的として新入職員を海外の現場に約3ヶ月間、国内拠点に2週間派遣するオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を

実施しています。海外拠点への赴任の機会も入構後早期から設けています。

	2023年度	2024年度	
職階別研修参加者数	450人	547人	
総合職職員入構5年以内 在外赴任率*	新卒採用 社会人採用	89.7% 65.2%	90.0% 65.5%

* 母数に育児休業などの休職取得者も含んでいます。

自律的な能力開発・キャリア形成支援

JICAでは日常的なメンタリングのほか、意向調査や評価面談、キャリアコンサルテーションの機会を通じ、一人一人の自律的な能力開発やキャリア形成を後押ししています。それを支える制度として、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や社内インターン制度を設けているほか、組織内公募ポストの拡充を図っています。

JICA外との「他流試合」も重視しており、省庁や民間企業、大学、自治体、国際機関などへ出向者を送り出すとともに、職員自らが希望する研修機関を選定する実務経験型専門研修制度のほか、兼業制度も設けています。さらに、修士・博士号を取得するための長期研修制度や外国語習得、公的資格取得のための自己研鑽補助制度も設け、主体的な能力開発を支援しており、これらの取り組みを大幅に拡充・強化する方針です。

	2023年度	2024年度
10%共有ルール活用率	19.2%	20.3%
組織内公募ポスト数	107ポスト	128ポスト
出向者(送出)数*	86人	88人
兼業者数	109人	120人
海外長期研修派遣者数*	27人	20人

* 前年度からの継続派遣者も含む当該年度の延べ派遣人数です。

健全な職場環境

労使関係と労務・健康管理

健全な労使関係を維持すべく、団体交渉や事務折衝に加え、理事長を含む役員と労働組合執行委員との直接対話も行っています。また、過重労働を防止し、業務効率の維持・向上を図る観点から、休暇取得の促進、適切な業務実態の把握と超過勤務の抑制に取り組んでいます。具体策として、パソコンのログオン・オフ時刻を記録するほか、部署別の超過勤務状況を毎月組織内で公開しています。

またJICAでは、医療体制が整っていない開発途

上国での勤務や出張も多いため、健康管理は特に重要です。法定の健康診断、ストレスチェック、産業医による助言・指導、感染症予防に関する啓発などに加え、病気休暇・休職制度の整備や円滑な職場復帰支援などの取り組みを行っています。海外赴任に際しては、赴任先での病気やけがの治療費の補助、緊急移送などをサポートとともに、赴任者全員に対し研修を通じて海外での健康管理方法を指導しています。

ハラスメント防止・対応

JICAでは、ハラスメント行為を就業規則で禁止し、その趣旨をガイドラインで明確にするとともに、理事長によるメッセージを発信しています。また、組織内外にハラスメント相談窓口を設置し、速やかな事実確認を行い、その結果を踏まえ行為者への注意・指導および処分を含めた問題の解決を図っています。

* 年度途中の採用者や有期および非常勤の雇用者は付与日数が異なります。

また、各種研修の機会などに注意喚起を行い、ハラスメントを許さない職場づくりに取り組んでいます。

	2023年度	2024年度
ハラスメントに関する回答平均値*	4.43	4.43

* 定点意識調査(5段階回答)。平均値が高いほど該当する行為が少ないと考えていることを示しています。

エンゲージメント

JICAで働く職員の声をくみ取り、改善へつなげるため、現地スタッフを含む全員を対象に毎年定点意識調査を実施しています。また、若手・中堅職員と

役員が双方で対話する機会を設けています。今後もさらなるエンゲージメントの向上に向け、人的資本に関する各種施策の改善と強化に取り組みます。

	2023年度	2024年度
自分は、JICAのビジョンに共感している*	4.23	4.24
JICAは、自分にとって働きがいのある組織である*	3.99	3.99
人事制度は、JICAのミッション・ビジョンの実現につながる制度である*	3.38	3.40

* 定点意識調査(5段階回答)。平均値が高いほど賛同している度合いが高いと考えていることを示しています。

開発協力人材の養成・確保

JICAでは、学生や社会人向けに実務機会を提供する国内外でのインターンシップ(2024年度:183人)のほか、国際協力の現場で必要な知識を習得する能力強化研修(2024年度:562人)など、幅広く開発協力人材の養成に資する機会を提供しています。

また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」

国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)

登録者数(累計)	登録団体数(累計)	求人、研修・セミナー情報提供件数	キャリア相談件数
9万3,062人	2,920団体	4,140件	356件

は、JICAのみならず国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、自治体、大学、民間企業、2,900団体以上の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信しています。JICA事業で活躍する人材についても、PARTNERを活用して募集を行い、人材の確保に努めています。

組織DX

JICAでは、「DXビジョン」として「デジタルで一人一人が多様な幸せを実現する社会を目指す」ことを掲げ、最高デジタル責任者の下、組織運営を革新するための組織DXを推進しています。

具体的には、業務プロセスの合理化、組織運営におけるデータの有効活用、デジタル基盤の整備などに取

り組んでいます。2024年度には、ソフトウェアを活用した定型業務の自動化や機構内での汎用生成AIの活用による業務の質向上および迅速化を推進しました。

今後も、効果的・効率的な組織運営に向け、データやAIの利活用、デジタル人材の育成に取り組みます。

安全対策

海外活動を支える安全管理強化の取り組み

さまざまな有事への対応

2024年度は、4月に発生したイランによるイラクへの攻撃、7月から8月にかけてバングラデシュで発生した騒乱、10月のパレスチナをはじめとする中東情勢悪化、12月のモザンビーク大統領選後の政情悪化、2025年1月のコンゴ民主共和国で発生した暴動、3月の南スーダンで発生した内政の混乱、これらに伴う関係者の国外退避など、さまざまな有事に対応しました。JICAは、いずれの有事でも関係者の安全を最優先に、予備的な国外退避措置も含めて適切に対応しました。

海外渡航管理システムの運用

過去の有事対応の教訓を踏まえ、2024年4月に海外渡航管理システムを導入しました。このシステムにより、JICA事業関係者の渡航情報の一元管理が可能となり、渡航情報の集約と確認作業が効率化され、注意喚起の発信や安否確認も迅速に行えるようになりました。今後も関係者からの意見を反映し、システムの信頼性と利便性をさらに高めていきます。

外部機関連携と安全対策重点拠点の強化

2024年11月、JICAは国際連合安全保全局(UNDSS)との間で協力覚書を締結しました。署名は、東京のJICA本部で国連のジル・ミショー事務次長(UNDSS長官)と副理事長との間で行われました。今



南スーダンで2024年に実施した安全確認調査

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令などを遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

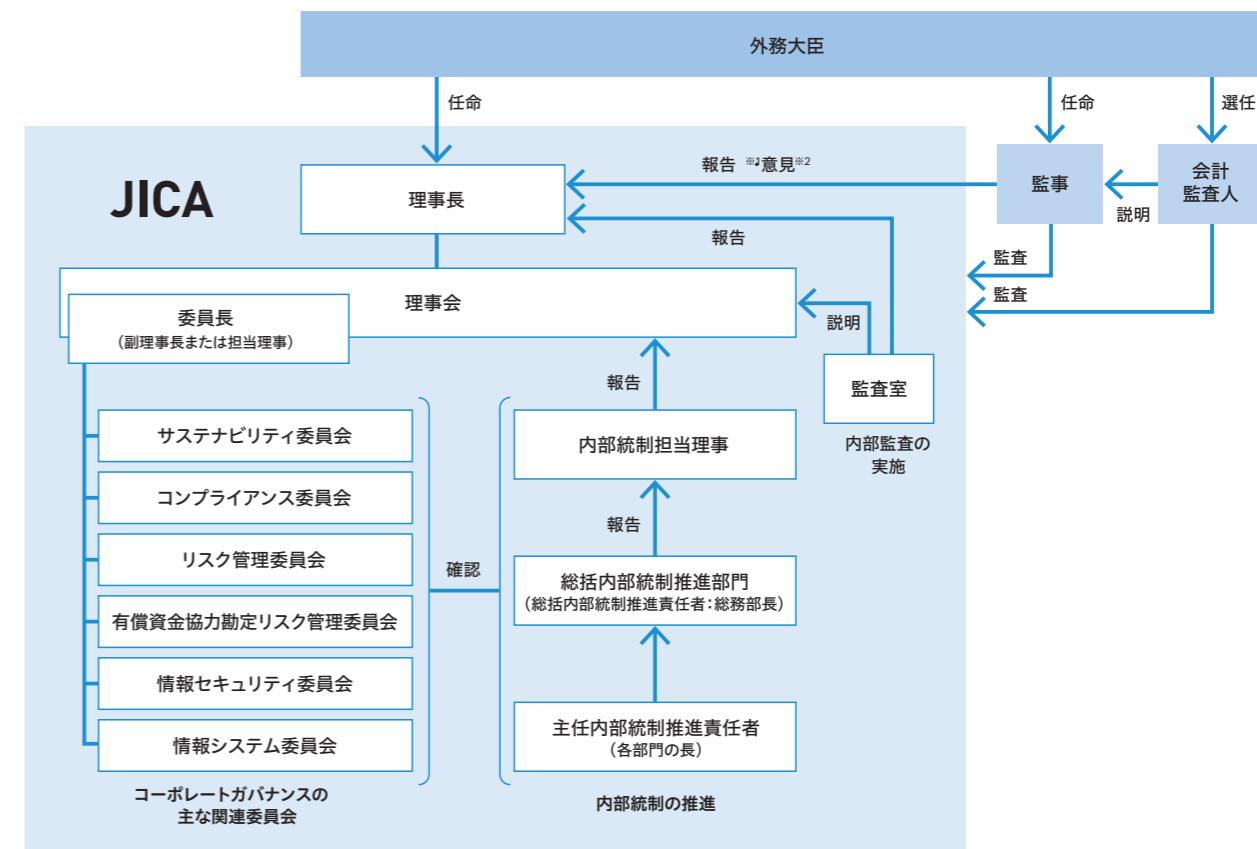
具体的には「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進すべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を構築しています。この体制の下、内部統制に関する規程の整備、内部統制推進状況のモニタリング、内部統制上の重要事項の取りまとめと

理事会報告などを行っています。内部統制に関する主要事項については、個別に委員会を設置し、より詳細な審議などを行っています。

また、監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を検証しています。

このほか、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめて公開し、組織内では毎年研修などを通じて意識の向上と取り組みの強化に努めています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して外務大臣に提出される。
※2 外務大臣にも意見を提出することができる。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAの実施機関として法令やルールの遵守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えるため「JICAの行動理念（コンプライアンス・ポリシー）」を定めています。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」および「独立行政法人国際協力機構内部通報規程」では、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報などの各種制度やコンプライアンス委員会の設置を

定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口を設置し、不正や腐敗の防止に取り組んでいます。

JICA職員がフィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」の調達手続に関する秘密情報を漏えいした事案については、2024年11月に設置した検証委員会による報告書が2025年6月に公表されました。同報告書の指摘を踏まえて、法務・コンプライアンス部の新設を通じた組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化やコンプライアンス・調達制度に関する執務要領の整備、研修の拡充など、徹底した再発防止策を実施していきます。

関連情報 [JICAウェブサイト >>>](#) 内部統制・コンプライアンス

リスク管理

JICAは、中期計画などの組織目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたり、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリ

スクを特定し、組織や業務への影響を評価の上、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」で、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって、組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

リスク管理の概要

有償資金協力業務の実施に伴う信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションナルリスクなどのリスクに対して適切な管理を実施しています。

有償資金協力業務のリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置付け「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、有償資金協力勘定におけるさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準

の確保を図ることを目的としています。同規程に基づき「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などによりオフ・バランス含む資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務の中で、信用リスク管理は重要な

位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスクについては、公的機関として相手国政府や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関などとの意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。また海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

JICAは独自の信用格付制度を導入し、資産自己査定により信用リスク管理を行っています。信用格付は、個別の与信判断や貸倒引当金の算出、信用リスク計量にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すものです。債務者をソブリン債務者と非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用してすべての与信先に格付を付与し、隨時見直しも行っています。

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のために必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制をとっています。

また有償資金協力勘定では、ポートフォリオ全体のリスク量を把握するため、長期の貸出、開発途上国や新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブなど国際的支援の枠組みなどを織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

JICAの主要な資産である貸付金については、あらかじめ法令または業務方法書などで定められた方法

で利率を決定しています。主要な負債である借入金と債券については、市場金利に応じて利率を決定しています。長期にわたる固定金利貸付に起因する金利リスクについては、金利の変動による不利な影響が生じる可能性があることから、資産・負債の総合的管理（ALM）に基づいた適正な負債調達と政府出資金の受け入れや利益剰余金の積み立てによる自己資本の備えなどにより、吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求するなど、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や通貨スワップなどをを利用して、回避あるいは抑制しています。

また、海外投融資では外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国の通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクを指します。市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場で取引できなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被るリスクのことです。

JICAでは、財政融資資金、政府保証債や財投機関債などの長期かつ安定的な資金調達を行っています。

また、資金繰りの状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

オペレーションリスク

オペレーションリスクとは、業務の過程、役職員

の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。JICAでは、事務に関わるリスク、システムに関わるリスク、内外の不正などにより生じるリスクをオペレーションリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護と情報公開

JICAは、「個人情報の保護に関する法律」や「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、情報セキュリティと個人情報保護に関する規程類を整備し、その遵守に取り組んでいます。情報システム基盤や情報通信網の更改を完了し、サイバー攻撃などのリスクへの対策を強化しています。

さらに役職員など向けの訓練や研修、事案発生時

の即時対応チームの体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織や業務、財務に関する情報、その評価や監査に関する情報、調達や契約に関する情報を公開しています。

関連情報 [JICAウェブサイト](#) >>> [個人情報保護制度](#)

組織・業務運営の改善

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2024年度は、国内外の情勢変化も踏まえ、90を超える在外拠点の体制などの強化を組織的に推進することを目的として、総務部にグローバル拠点戦略課を新たに設置しました。また、海外投融資の事業拡大に対応するため、民間連携事業部に案件形成などを担う課を新設したほか、管理部に海外投融資の貸付や出資、回収などの業務を担う専担課を設置するなど、実施体制を整備しました。さらに、近年進めている調達や派遣関連業務の効率化など改革の成果を踏まえ、

同業務を担う国際協力調達部（旧調達・派遣業務部）において課の統廃合を含む体制整備を行いました。

業務運営経費の効率化・適正化

日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向けた固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。

CHAPTER

2024年度の概況

JICAの協力メニュー 054

協力の流れ 055

地域別概況 056

東南アジア・大洋州 056
東・中央アジアおよびコーカサス 060
南アジア 062
中南米・カリブ 064
アフリカ 066
中東・欧州 068

多様な事業とパートナーシップ 070

大学・研究機関との連携 070
民間企業との連携 073
ボランティア事業 076
日系社会との連携 078
外国人才受け入れ・多文化共生支援 079
国際協力への市民参加の促進 081
寄附金事業 084
国際緊急援助 086
国際機関・他ドナーとの連携 088
研究活動 089

JICAの協力メニュー

JICAには、技術協力、有償資金協力、無償資金協力*をはじめさまざまな協力メニューがあります。

日本政府が策定する国別開発協力方針の下、相手

国政府との対話と要請、開発ニーズを踏まえ、多様なパートナーとも連携し、効果的・効率的に相手国に寄り添った協力を実施しています。

技術協力 人を通じた協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材の育成や組織能力の強化、制度づくりに協力します。専門家の派遣、機材供与、日本での研修、開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定支援に係る調査などを行います。

有償資金協力 開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

緩やかな融資条件（長期返済・低金利）で開発途上国へ資金の貸し付けを行うもので、相手国政府が実施するインフラ整備などに充てられています。

開発途上国で行われる一般的の金融機関だけでは対応が困難な民間企業などの事業に対し、出資と融資に加え、債券取得、ポートフォリオ保証を通じ、開発課題に対する民間資金の動員を促進します。

無償資金協力* 基礎インフラの整備と機材の供与

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さず資金を供与し、学校・病院・上水道・道路・橋梁など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を行うものです。

市民参加協力 国際協力のすそ野を広げる

海外協力隊などJICAボランティア派遣事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学、高等専門学校、独立行政法人などが提案する開発協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を実施しています。

国際緊急援助 自然災害などへの対応

海外で大規模な自然災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、けがや病気の診察、救援物資の供与、復旧活動を行います。

研究活動 平和と開発のための実践的知識の共創

開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化、日本の開発経験や援助実施国との知見を体系化し、発信活動に努めます。また、その成果をJICA事業に還元し、人間の安全保障の実現に貢献します。

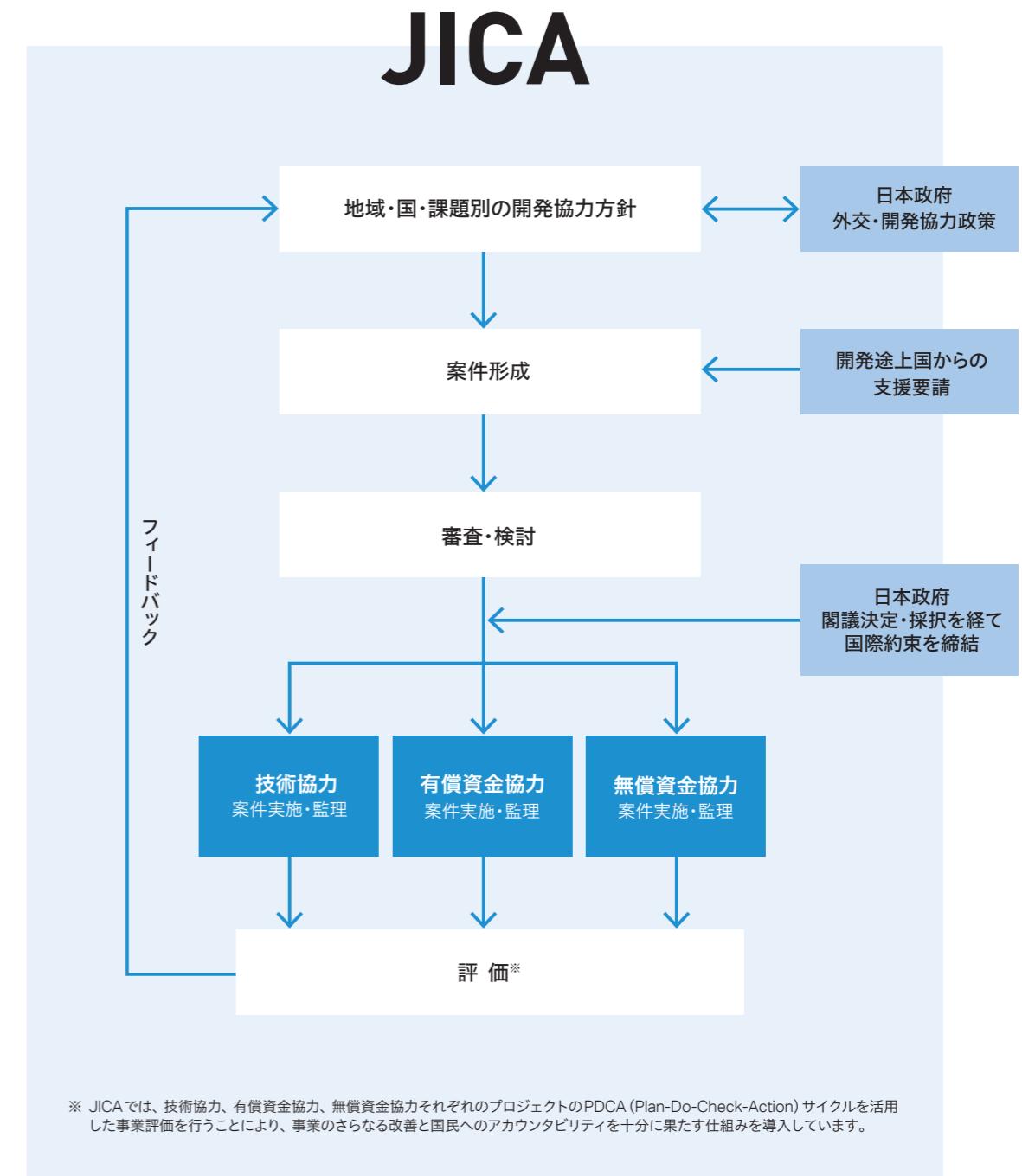
民間連携 民間企業のビジネスを通じた社会・経済開発

日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や海外でのビジネスへの参入を、海外投融資や中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）などで支援し、開発途上国が抱える開発課題の解決に貢献します。

協力の流れ

JICAの主な協力は、相手国政府からの要請に基づき、日本政府の閣議決定・採択前に事業内容の審査・検討を通じて、必要性を精査し実施されています。

また、事業実施前および終了後に事業評価を行い、その結果を効果的な事業の実施と将来の類似事業の形成にフィードバックしています。



※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

地域別概況

東南アジア・大洋州

東南アジア

共創パートナーとの新たな連携

目覚ましい経済発展を遂げ、世界にその存在感を高める東南アジア。その開発課題は多様化・複雑化し、地球規模の課題も顕在化しています。

JICAはこれまでに培った信頼の下、東南アジア各国との新たな連携を築いています。2024年には、ASEAN4カ国^{※1}の開発協力機関を招いてラウンドテーブル会合を開催し、互いに対等なパートナーとして連携を深め、ASEAN域内外への開発協力に共に取り組むことを確認しました。

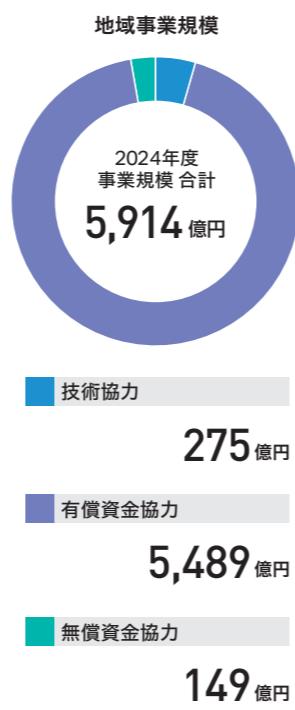
東南アジア協力の重点領域

東南アジア地域の平和、安定、繁栄に貢献するため、JICAは域内の経済統合や空港、港、道路など物理的な連結性に加え、海上保安能力の強化を通じた安全な海洋航行の実現に取り組んでいます。また、経済・社会の発展と世

界的な社会課題である脱炭素化の実現を両立させるため、産業界とも連携し持続可能な社会の実現を目指しています。さらに、これらを担う人材の育成にも積極的に取り組んでいます。

2024年12月には、円借款で整備されたベトナム初の地下区間を含むホーチミン市の都市鉄道1号線が開業しました。日本製の車両や鉄道の安全な運営体制など、日本の鉄道に関する技術や知見が生かされています。市内の渋滞や大気汚染の緩和、地域経済の発展への寄与が期待されます。

気候変動の影響で自然災害が多発しているフィリピンでは、河川改修事業への協力や気候変動対策の制度・政策を財政面で協力することにより、さまざまな災害への脆弱性に対応しています。インドネシア、カンボジア、ラオスでは脱炭素に向けた長期計画策定に協力しています。また、インドネシアで



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊／海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A総額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



ベトナム初の地下区間を含むホーチミン市都市鉄道1号線が開業

は初のPPP^{※2}による廃棄物発電事業にも取り組みました。

JICAは、ASEANによる災害対応・人道支援の能力強化のほか、東ティ

モールのASEANへの正式加盟など、地域の一体性を確保し、将来にわたり地域全体を支える基盤づくりにも取り組んでいます。

※1 インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイの4カ国。
※2 Public Private Partnership

大洋州

島嶼国特有の課題に対する協力

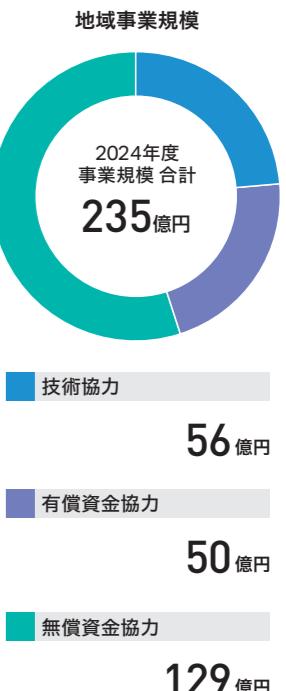
日本と太平洋島嶼国は、太平洋を共に、長い歴史的なつながりがあります。太平洋島嶼国は、国土が狭く分散し主要な国際市場からも離れ、海に囲まれ自然災害の影響を受けやすいなどの課題を抱えています。

2024年12月にバヌアツで地震が発生し、JICAは緊急援助や復旧を通じ「より良い復興」のための協力を展開しました。3年ごとに開催される太平洋・島サミット(PALM)は、島嶼国の課題に対し日本と各国が共に解決策を検討する機会となっています。

PALMに基づく協力を推進

2024年に開催されたPALM10では、太平洋諸島フォーラム(PIF)の2050年戦略について協議し、首脳宣言と共同行動計画が採択されました。

JICAはこれに基づき、ミクロネシアでは、国内最大の港の安全性の向上や海上物流の改善に向け、無償資金協力によるポンペイ港の拡張事業を開始しました。また、パプアニューギニアでは、子どもたちがより良い教育を受けられるよう、教材開発や行動計画の策定に中心的な役割を果たしました。



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊／海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A総額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



日本の算数手法も生かし作成した教科書を受け取るパプアニューギニアの子どもたち

事例 | タイ

産業人材育成事業

(JICAグローバル・アジェンダ08 | 教育)

「高専」で次世代エンジニアを育成

円借款で立ち上げ・運営を支援

経済成長が鈍化するタイでは、従来の労働集約型産業から次世代自動車やスマート・エレクトロニクスといった知識集約型産業への転換が進められています。

こうした課題に対応するためには、専門性を備えた実践的なエンジニアの育成が不可欠です。タイ政府は、日本式の高等専門学校「タイ高専 (KOSEN)」の設立を閣議で決定。2019年5月にモンクット王工科大学ラカバン校附属高専 (KOSEN-KMITL) を、2020年5月にはモンクット王工科大学トンブリ校附属高専 (KOSEN KMUTT) を開校しました。

タイ政府はJICAの円借款を活用し、タイ高専で日本の高専と同様、中学校を終えた生徒を対象に5年間の一貫教育を行います。一般科目と専門科目を組み合わせ、実験、実習、実技を重視したカリキュラムを通じて、大学と同等の専門知識や技術の習得を目指しています。また成績が優秀な学生には、日本の高専へ編入する道も用意。さらにタイ人の教職員が日本で研修するほか、日本の高専機構からは教員が派遣され、教



KOSENのメカトロニクス工学科で自動搬送ロボットの実験に取り組む学生
[写真:KOSEN-KMITL]

職員の育成やタイ高専の立ち上げに協力しています。

卒業生が現地日系企業などに就職

2024年9月には、KOSEN-KMITL第1期生の卒業式が執り行われました。タイの高専から初めて卒立った卒業生の多くは、現地の日系企業にエンジニアとして就職しています。

今後も、KOSENを通じて実践的かつイノベーティブなエンジニアの育成を進めることで、タイの持続可能な経済発展への貢献が期待されています。



社会課題を解決したい

KOSENではプロジェクトや実験を通して実践的に学ぶことができます。また、知識や技術だけでなくコミュニケーション力も身に付きました。将来は、データ分析やソフトウェア開発の分野で、社会課題を解決する技術を開発し、持続可能な発展に貢献したいです。

KOSEN-KMITLコンピュータ工学科5年
アラチャポン コンペットさん



コンピュータ工学科で行われているナンバー自動読み取り装置の授業
[写真:KOSEN-KMITL]

事例 | フィジー

気象予警報業務の高度化及び大洋州地域中核拠点の整備に係る能力強化プロジェクト

(JICAグローバル・アジェンダ16 | 気候変動)

大洋州の自然災害リスクを軽減する

大洋州島嶼国への協力を拡大

大洋州の国々は、サイクロンや局地的な豪雨による洪水や土砂災害、高潮などの自然災害に対して脆弱で、過去60年間の死者は約1万人、経済損失は32億ドルにも上ります。近年、災害リスクはさらに深刻化しており、気象分野の人材育成や予報警報サービスの強化が急務となっています。

JICAは、世界気象機関 (WMO) の南西太平洋地域におけるサイクロン予報・警報の拠点であるフィジー気象局 (FMS) に対し、長年にわたり協力。予報通信システム、気象衛星「ひまわり」のデータ受信装置、気象観測機器の保守・校正用資機材を供与するとともに、人材育成などに取り組んできました。

2024年9月にJICAは、より高い専門知識を持つ技術者の育成と精度の高い気象観測を行うため、プロジェクトを開始しました。また、気象予報の精度向上と早期警戒体制の強化を目的に、無償資金協力を通じてFMS内にWMOの基準を満たす研修センター (RTC) と測器センター (RIC) を新設する計画です。



FMS研修・測器センターの完成予想図

地域中核拠点の能力を強化

プロジェクトで実施したベースライン調査では、気象レーダーや関連設備の維持管理を行う熟練人材の育成、観測データ活用手法の確立、気象予報のためのガイドラインや手順書の整備など、地域の中核を担う気象機関としての課題を整理。日本の気象予報手順を参考にした予報サービスの向上に取り組んでいます。また、FMSの職員がフィリピンのRTCや日本のRICで視察や研修を行うなど、WMOの地区センターとして認定を得るための準備も進めています。



人材育成に貢献しています

日本の気象庁と宇宙航空研究開発機構 (JAXA) から専門家を招き、衛星データの利活用に向けた人材育成研修を行う予定で、その準備を進めています。自然災害や気候変動への強靭性を高めるこのプロジェクトには国際機関からも大きな期待が寄せられています。

JICA専門家/
パシフィックコンサルタンツ株式会社
水野 芳博さん



測器研修で実演するFMSの職員

地域別概況

東・中央アジアおよびコーカサス

経済的な自立と産業の育成が課題

東・中央アジアおよびコーカサス地域は、内陸国が多くを占め、中国やロシア、アフガニスタン、中東諸国に隣接し、これらの国から政治・経済的な影響を強く受けています。

モンゴル、ウズベキスタン、カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンはエネルギーや鉱物資源が豊富なもの、各国の経済は資源の国際価格の変動に影響されやすく、資源依存からの脱却が課題です。他方、エネルギー資源に乏しいタジキスタンやキルギスでは、ロシアなどへの出稼ぎ労働者による送金がGDPの大きな割合を占めており、経済的な自立に向け国内産業の育成と雇用の創出が急務です。

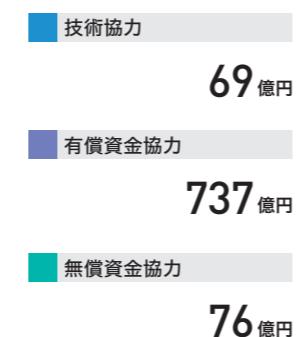
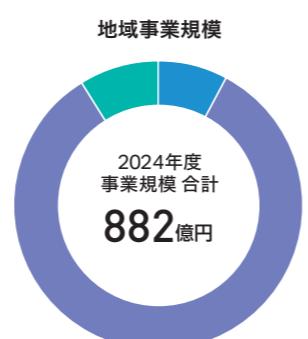
自立と安定に向けた協力

この地域の自立と安定に向けて、JICAはガバナンスの強化、産業の多

角化、インフラの整備、若手行政官や高度産業人材などの人材育成、保健医療システムの強化などのほか、域内外の連携促進にも取り組んでいます。

2024年度は、ウズベキスタンに対し包摂的かつ強靭な社会の実現に向けた財政支援借款や医療の高度化を支援する円借款を供与しました。また、キルギスでは幹線道路に架かる「桜橋」や防雪柵を配した「日本友好トンネル」が完工。モンゴルでは工学系高等教育人材育成を通じ日本との共同研究や産業連携を推進したほか、空の連結性強化を支える国際空港施設の拡張に向けた調査を行いました。

広域案件としては、カスピ海ルート(中央回廊)の税関機能を強化するための研修、カザフスタンの援助機関と共に中央アジア・コーカサス地域の地震防災セミナーなどを開催しました。



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊／海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A総額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



JICAはモンゴルで学校を通じた子どもたちの栄養改善の取り組みに協力している [写真:鈴木革]

事例 | キルギス

タラス-タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画

(JICAグローバル・アジェンダ02 | 運輸交通)

つながる中央アジア、支える日本

中央アジアの連結性強化と持続可能な発展

キルギスは輸送の約95%を道路交通に依存しており、道路は国民生活に欠かせない重要なインフラです。また近年、中央アジア地域では、地域統合と経済協力が進められているなかで、特に交通インフラの整備や物流の効率化による地域の連結性の強化が地域の持続可能な発展のために不可欠なものとなっています。

しかし、旧ソ連時代に整備されたキルギスの道路網は、1991年の独立後、経済的な困難により改修が進まず、老朽化が深刻な問題となっています。

「桜橋」がつなぐ地域と絆

このような状況を打開するため、JICAは無償資金協力により「タラス-タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」を実施。本橋梁は、カザフスタンとキルギス北西部を結ぶ国際幹線道路上に位置し、地域間交通と国際物流の要所として重要な役割を担っています。

老朽化が進行していた旧橋梁は、いつ崩落してもおかしくないほど危険な状態でした。そこで本事業では、



架け替えられたウルマラル川橋梁(桜橋)

日本の技術を生かし、川の流れに配慮しながら丈夫で長持ちし、維持管理が容易な橋梁を建設。新しい橋梁の開通により、交通の安全性が大きく向上しただけでなく、物流の活性化を通じてキルギスのさらなる発展に貢献する見込まれています。

完成した橋梁は、キルギスと日本の友好がより発展することを願い「Sakura Bridge(桜橋)」と命名されました。この橋梁が、両国の絆を深める象徴的なインフラとしてキルギス国民に長く愛され、活用されることが期待されています。

困難を乗り越え完工しました

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大と渡航制限、ロシアのウクライナ侵略に影響を受けた資機材の輸送中断という大きな困難を乗り越え、2024年7月に無事完工しました。この「桜橋」が国のさらなる発展に重要な役割を果たしていくことを期待しています。

株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル
山宿 壮さん



老朽化した架け替え前のウルマラル川橋梁

地域別概況

南アジア

成長可能性の裏にある開発課題

南アジア地域は、東南アジアと中東、アフリカをつなぐ地政学的な要衝です。約20億人の人口を有し、うち25歳未満が約半数を占めています。2024年の経済成長率は地域全体で6.0%（推定値）と、世界的には高い水準にあります。

一方、南アジアは1.9億人の絶対的貧困※人口を抱え、ジェンダー格差が大きく、また、気候変動に伴う災害などにも脆弱な地域です。

幅広い協力を展開

JICAは、南アジアを取り巻く開発課題への対応と強靭な社会システムの構築に向け、インフラ整備、貿易・投資環境整備、保健医療や教育の改善、平和と安定、人的交流促進、デジタル化の推進、防災などの地球規模課題への対応などに取り組んでいます。

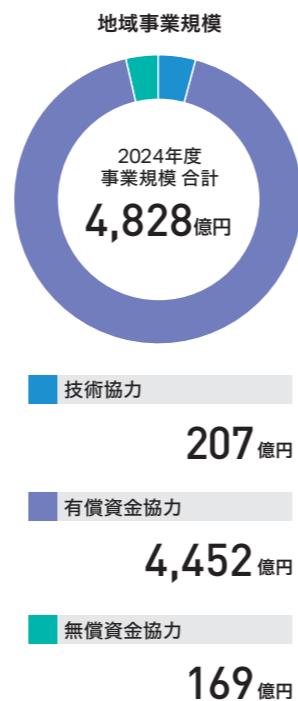
2024年には、経済危機を受けて停止していたスリランカへの円借款の貸付と調達を再開し、同国の国際通貨基金（IMF）プログラムを踏まえた経済改革を支援しました。また、ネパールでは円借款で供与した同国初の山岳道路トンネルが4月に貫通し、9月末に発生した豪雨時には緊急車両の通行を支え、5,000人以上が安全に避難することができました。

気候変動対策への取り組みとして、ブータンでは、電力の安定供給や脱炭素化、連結性強化のために水力発電所と送電線を整備する事業への協力を開始。さらに、インドや2024年8月に暫定政権が発足したバングラデシュで、都市鉄道や都市間をつなぐ鉄道建設への協力を引き続き行っています。また、アフガニスタンでは日本政府の方針を踏まえ、国際機関などと連携し、幅広い人道支援を継続しています。

※ 人として最低限の生活が送れず生きること自体が困難な状態。



2025年3月に開通したバングラデシュ最長の鉄道橋「ジャムナ鉄道専用橋」
[写真:大林組・東亜建設工業・JFEエンジニアリング共同企業体]



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力（研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊／海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費）、有償資金協力（承諾額）、無償資金協力（新規G/A総額）の総額。

(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

事例 | スリランカ

スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト

(JICAグローバル・アジェンダ09 | 社会保障・障害と開発)

障害者が働く社会を目指す

行政間の連携がカギ

スリランカでは「障害者は家庭で守られるべき存在」という考えが一般的で、障害者の雇用が進んでいませんでした。この状況を変えるため、JICAとスリランカ政府は2021年にプロジェクトを開始。労働部門と福祉部門の行政機関を連携させ、働きたい障害者と雇用意欲のある企業をつなぐ制度づくりを進めました。

その一つとして新設された「就労支援ユニット」は、障害者就労支援の拠点となっています。また、並行して取り組んだのが行政官らの意識改革でした。ワークショップや日本での研修が「適切なサポートがあれば障害者は働く」という気付きにつながりました。

これらの取り組みの結果、2024年度までに民間企業への就職者は458人、初めて障害者を雇用した企業は313社と、具体的な成果が生まれています。

就職後の定着率向上のための施策

一方で課題となっているのが就職後の定着です。企業に対しては職場環境の改善や円滑なコミュニケーション交換に加え、レジャー活動なども行っており、今後この取り組みも全国に拡大する予定です。



プロジェクトを通じて障害者が就職したパン工場。働きぶりが認められほかの求職者の紹介にもつながった

ションの促進、障害者やその家族には就労や社会参加に関する意識の改善など継続的なフォローアップが必要です。労働部門と福祉部門が連携して、地元の行政官がこの課題に対応しています。

さらに、障害のある就労者や求職者が職場の枠を超えて交流し、働く意欲を維持できるよう「シヒナ・スリランカ・プログラム」を開始。2024年度は24回の交流会が行われました。プログラムでは、仕事に関する情報交換に加え、レジャー活動なども行っており、今後この取り組みも全国に拡大する予定です。



日本での研修は貴重な経験でした

シヒナ・スリランカ・プログラムは、日本で視察した神戸障害者就業・生活支援センターの事業「ドリーム」がきっかけです。「交流の場」が多くの人を勇気づけているのを目の当たりにし、プログラム名もシンハラ語で「夢」を意味する「シヒナ」になりました。

スリランカ社会サービス局 局長
ダーシャニ・カルナラトナ さん



シヒナ・スリランカ・プログラムを通じて偏見に基づかない行政と当事者のつながりが生まれつつある

地域別概況

中南米・カリブ

多様な協力ニーズと知日派人材

中南米・カリブ地域は33カ国、人口6.5億人を擁し、ジャングルから氷河まで多様な自然環境に恵まれています。域内のGDPは5.4兆ドル超と、ASEANの約1.8倍に達しています。

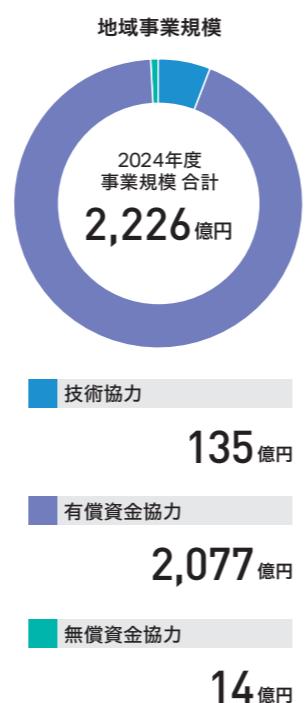
しかしその裏で国内格差が拡大し、域内人口の27%以上が未だ貧困であるほか、地震やハリケーンなどの自然災害、非感染性疾患の拡大や移民問題など社会課題は多く存在し、多様な協力ニーズがあります。

JICAは普遍的価値を共有する中南米・カリブ地域の国々との対等なパートナーシップを念頭に、安定的で強靭な発展を促進するための協力を展開しています。また、300万人を超える日系人が暮らし、日本の重要なパートナーである中南米地域で、知日派人材の育成や現地日系社会との連携強化にも取り組んでいます。

新たな協力の形「共創」を進める

2024年度は、環境・気候変動対策と持続可能な開発を目指す「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ(GPI)」が立ち上がり、これに貢献する協力を進めました。また、パナマでは日本のモノレールシステムを導入する地下鉄建設が2028年開業に向けて順調に進んでいます。

そして従来の南南・三角協力を一層促進・深化させるための技術協力をメキシコやチリで開始したほか、国際潮流への参画を目指し、ドイツなど先進国を含む多様なアクターとの連携も開始。また、米州開発銀行(IDB)とJICAが連携し実施するスタートアップ企業支援プログラム「TSUBASA」では、公的機関を対象としたビジネスモデルを提案する企業向けにガバメントコースを新設しました。



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊／海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



パナマで建設が進む地下鉄のシールドトンネル掘削現場

事例 | ブラジル

女性起業家支援プログラム「J-Wings」

(JICAグローバル・アジェンダ14 | ジェンダー平等と女性のエンパワメント)

日系人女性起業家のビジネスを支援

古い風潮が残る日系社会

ブラジルでは、社会的地位や経済活動への参加にジェンダー格差があり、特に一部の日系社会には「女性は表に出す慎ましくあるべき」という風潮が存在します。またSDGsやESGに取り組むのは大企業にとどまり、社会全体にも浸透していません。

こうした背景を踏まえ、JICAはSDGsビジネスを志す日系のブラジル人女性を後押しするため、女性起業家支援プログラム「J-WINGS」を2023年に開始しました。

ピッティイベント優秀4社を日本に招待

2023年3月にJICAは、日本人女性社会起業家や国連女性機関(UN Women)の職員などを招き、サンパウロでシンポジウムを開催。ブラジル各地や日本、中南米などから180人が参加しました。また並行して、日系人女性のエンパワメントやネットワークづくりを目的に、さまざまな業種、世代、国籍の起業家や若手リーダーらが交流する機会も提供しました。



ピッティイベントで表彰された女性起業家たち [写真:Regina Yamada]

2024年度には、SDGsビジネスを立ち上げたばかり、もしくは具体的なビジネスアイデアを持つ10社のブラジル人女性起業家に対し、3カ月間のビジネスメンタリングプログラムを実施しました。参加者は事業計画策定、財務分析、リーダーシップ、企業運営、プレゼンテーションスキルなどを学び、最後に自社の製品やサービスを紹介するピッティイベントに参加しました。優秀賞と特別賞に選ばれた4社の起業家は日本に招待され、日本の女性起業家との交流や彼女らが経営する企業の視察などを行いました。



ビジョンが明確になりました

J-WINGSの支援を通じて、ESGの一つSocial(社会)的な側面の理解を深めることを目的としたプラットフォームを立ち上げました。このプログラムで得られた社会起業家としての「明確なビジョンと確信」が、私の新たな挑戦や成果につながっています。

Be.Diverse最高経営責任者(CEO)
タチアナ・タキモトさん



タキモトさんも参加したJ-WINGSのオンラインワークショップ

地域別概況

アフリカ

地域統合と域内貿易の推進

アフリカ各国は1960～70年代に植民地支配から脱したものの、閉鎖的な市場の中で経済開発を進めたためスケールメリットが得られず、貧困拡大のスパイラルに陥っていました。

このような状況を転換すべく、2000年代以降アフリカ主導による地域統合の動きが起り、2012年にはアフリカ・インフラ開発計画(PIDA)が、2021年にはアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)の運用が開始されました。今日では、これらの着実な実施を通じた経済成長、雇用創出、貧困削減の加速化が求められています。

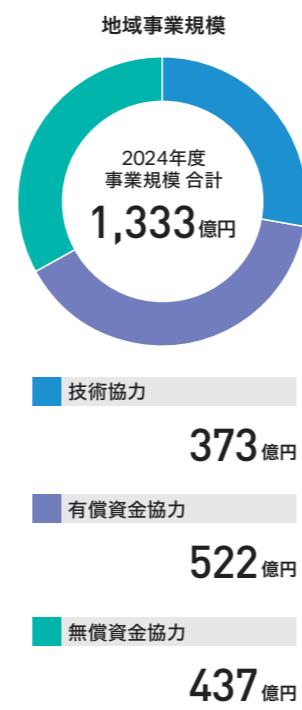
インフラ開発とAfCFTAへの協力

JICAは、PIDAに基づく広域インフラ開発構想である回廊開発イニシアティブを2013年の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)で打ち出し、国境を超

えたインフラ網や貿易物流の整備に協力しています。またAfCFTA事務局と2022年12月に業務連携協定を締結しています。

2025年1月には、入国審査や税関検査などを合理化・迅速化するワントップ・ボーダー・ポスト(OSBP)の経験と教訓を共有するセミナーをAfCFTA事務局やアフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD)と共にザンビアで開催。アフリカの地域経済共同体(RECs)も参加し、貿易円滑化のほか地域統合促進の課題や解決策を議論しました。また、ザンビアとボツワナの国境に架かるカズングラ橋におけるOSBPの運用状況を確認しました。

2025年8月に横浜で開催されたTICAD9では、石破総理大臣(当時)より、AfCFTAの実施促進に向け、日本とアフリカの産官学の代表から成る検討委員会の設置が表明されました。



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



事例 | アフリカ

アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)への協力

(JICAグローバル・アジェンダ13 | 公共財政・金融システム)

自由貿易圏の構築に向け知見を共有

AfCFTA事務局と4分野で連携

アフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)は、アフリカ大陸を単一市場とすることを目指して各国間の関税の撤廃と貿易ルールの共通化に取り組んでいます。AfCFTA協定には、アフリカ連合(AU)加盟国の中54カ国・地域が署名。域内の貿易活性化だけでなく、雇用機会の創出、貧困削減など、持続可能な経済社会の発展への貢献が期待されています。

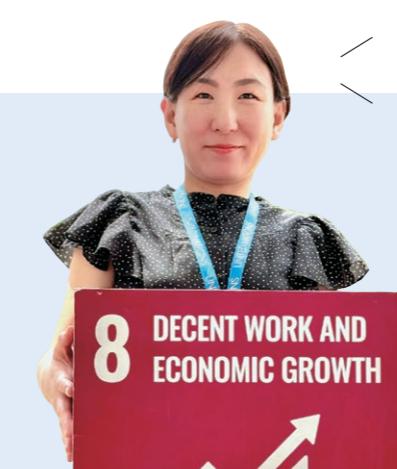
JICAは2022年12月にAfCFTA事務局(在ガーナ)と業務連携協定(MOC)を締結し、「貿易の円滑化と回廊開発」、「産業の育成と域内バリューチェーンの構築」、「ASEAN・日本の地域統合や貿易自由化に関する経験の共有」、「AfCFTA事務局の能力強化・人材育成」の4分野に取り組んでいます。

2025年2月にはJICAとAfCFTA事務局が連携しASEANの経験を共有するセミナーを実施。また、アフリカ連合開発庁がJICA、AU委員会、AfCFTA事務局などと協力して、AfCFTAの実施に伴う影響を測定・評価するためのガイドブックを公表しました。



セミナーを通じて日本企業に情報発信

多くの日本企業にとってアフリカは遠く、AfCFTAの認知度は高くありません。2025年8月の第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に向け、JICAは2024年11月、国連開発計画(UNDP)などと共にセミナーを開催。AfCFTAの枠組みを活用するアフリカの企業代表者やAfCFTA事務局員から直接AfCFTAの仕組みや取り組みの状況、今後の展望などについて説明したほか、日本企業のアフリカにおけるビジネス展開の可能性についても意見が交わされました。



中小企業の参加を支援しています

UNDPはAfCFTAを通してより多くの中小企業が域内貿易に参加できるように支援しています。彼らのアイデアを次々と実現していくそのポテンシャルの高さを日本の人にも知ってもらい、アフリカでのビジネスや投資の橋渡しをしていきたいと思います。

UNDPアフリカ地域事務所
峰 安悠美さん



地域別概況

中東・欧州

長期の紛争と地域情勢の混迷

中東地域では「アラブの春」後の内戦による地域情勢の不安定化、紛争に起因する難民・避難民の発生と固定化、気候変動による水不足や洪水といった自然災害の激甚化など、複合的な危機が顕在化しています。また、2023年10月に発生したパレスチナ・ガザ地区での武力衝突は、同地区に甚大な被害をもたらし、周辺国・地域にも影響が及んでいます。

欧州地域でも、ロシアのウクライナ侵略がウクライナと周辺国に引き続き重大な影響を与えています。

迅速で中長期的な協力を目指す

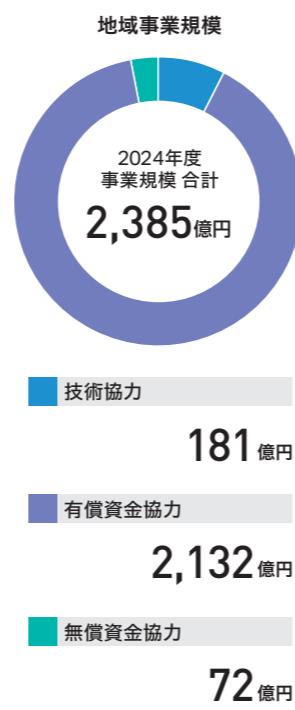
こうした背景の下、2024年度は、「複合的危機に対応する戦略的支援の遂行」と「日本の政策、開発経験や日本らしさの共有の推進と日本への環流の推進」を柱に、迅速かつ中長期的な

視点で協力を展開しました。

中東地域では、パレスチナのガザ地区向けに食料キットなどの物資を供与したほか、イラクで環境規制に合致した高品質な石油製品の増産に貢献する精製プラント事業を継続。エジプトでは民間投資促進と経済多角化の推進に協力をしました。

欧州地域では、ウクライナに対する地雷・不発弾対策をはじめ、日本と現地企業との連携によるビジネス展開支援などの緊急復旧・経済復興協力を行いました。

トルコでは震災復興計画の策定やインフラの復旧、中小企業支援に取り組み、西バルカンでは質の高い成長に向け、起業家のための環境整備に協力をしました。さらに、ウクライナやトルコと東北地方の関係者をつなぎ、東日本大震災の復興経験を学ぶ機会を提供しました。



(注1) JICAの事業規模とは、2024年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊／海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。
(注3) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



JICAはパレスチナのガザ地区で7回にわたり、食料キットやテント、医療消耗品などを配付した

事例 | ウクライナ

緊急復旧計画フェーズ2・3(地雷対策)

(JICAグローバル・アジェンダ11 | 平和構築)

人々の生活基盤を復旧する

緊急復旧に必要な資機材を供与

JICAは、ウクライナ政府と2023年3月に無償資金協力「緊急復旧計画」を締結し、続いて追加支援として同年4月にフェーズ2、2024年2月にフェーズ3を締結。ロシアの侵攻を受け厳しい生活を強いられるウクライナの緊急復旧ニーズに対応してきました。

追加支援では、地雷除去をはじめ、がれき処理、電力・エネルギー設備や交通インフラの復旧、保健医療などに必要な資機材を供与しました。また、日本の知見を生かした復興支援のための技術協力をを行い、ウクライナの緊急復旧と経済復興に取り組んでいます。

日本企業が持つ地雷除去の経験を生かす

地雷・不発弾対策では、日本の建設機械メーカー「日建」(山梨県南アルプス市)が製造した対人地雷除去機を供与しています。同社は、独自に開発した地雷除去機を使い、カンボジアやアフガニスタンなどで活動してきた経験があります。ウクライナは、戦争が続いていることを考慮し、より強靭性を高めた地雷除去機を新た



に開発。2024年までに12台が完成し、現在はウクライナ国内で稼働しています。さらに技術協力の一環として、同社の地雷除去機の操縦やメンテナンス方法を指導するため、これまでに2度、ウクライナ国家非常事態庁(SESU)の職員を同社に招き、実機を用いた実践的な訓練も行っています。

現在、ウクライナは国土の約24%が地雷や不発弾によって汚染され、犠牲者も多く出ています。JICAは同社が持つ地雷・不発弾除去の技術や経験を生かし、ウクライナの復旧を支援していきます。

ゴールは安心して暮らせる日常

「安心・安全な社会を作り出す次世代への支援」という使命感から地雷除去に取り組んできました。ゴールは人々が安心して暮らせる平和な日常を取り戻すこと。長い時間がかかりますが、私の意志が現社長をはじめ次世代に引き継がれていくことを願っています。

株式会社日建 会長
雨宮 清 さん



多様な事業とパートナーシップ

大学・研究機関との連携

JICA開発大学院連携

日本近代化の経験と開発協力の教訓を提供

JICA開発大学院連携では、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を、日本のさまざまな大学と連携して受け入れ、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。JICA留学生※が日本の大学院で専門分野を研究することに加えて、各種プログラムに参加することにより、帰国後、母国での開発課題の解決に取り組むとともに、知日派・親日派のトップリーダーとして活躍し、日本との協力関係が維持・強化されることが期待されます。

すべてのJICA留学生が参加可能な「日本理解プログラム」および「地域理解プログラム」は、JICAと連携する大学、JICAの国内機関などが企画しています。この中では、産業革命やインフラ開発など日本の近代化の経験のほか、少子高齢化や地方創生といった課題先進国ならではのテーマを題材として取り上げています。講義や関連施設の訪問、行政や企業、教育機関との交流を通じ、留学生は日本国内の多様な



「日本理解プログラム」に参加するJICA留学生。日本の開発経験の講義やディスカッションのほか日本文化も体験

JICA日本研究講座設立支援事業 (JICAチア)

JICA開発大学院連携の海外展開

JICA開発大学院連携で提供しているプログラムを

JICA留学生の出身国と受入総数
(2010-2024年度)

100
力国超 10,000
人超



アクターによる協働体制を理解するとともに、自らの研究活動と日本の開発経験とのつながりを探り、その学びを母国の開発に生かしていくことが期待されています。

他方「各大学におけるプログラム」は、留学生を受け入れている大学が日本の開発経験などを授業科目として提供するもので、受講の機会はJICA留学生に限らず、その他の留学生や日本人学生にも開かれています。プログラムを提供する大学関係者からは「留学生を通じてさまざまな国の課題を知ることが日本の課題に気付くきっかけになる」など、日本人学生にとってもメリットになっているとの声も届いています。

2024年度に修士課程や博士課程で学ぶJICA留学生は、世界111カ国計2,000人を超えていました。2024年度の「日本理解プログラム」および「地域理解プログラム」では、2大学などと連携して国内13拠点で計49プログラムを提供し、参加者は計1,200人を超えました。また「各大学におけるプログラム」は、26大学54研究科で提供され、合計34プログラム、計2,000人以上が受講しました。

※ JICA留学生とは、技術協力、無償資金協力「人材育成奨学計画(JDS)」、有償資金協力などにより、日本の大学などの学位課程に在籍する開発途上国の関係者を指します。

海外でも受講したいという声を踏まえ、開発途上国で「JICA日本研究講座設立支援事業 (JICAチア)」

を実施しています。これは、各国のトップクラスの大学などを対象に、日本の開発経験をその背景にある歴史や文化も踏まえて学ぶ「日本研究」講座の設立を支援するものです。

JICAチアには、日本から講師の短期派遣などを行う「短期集中講義」と「連続講座」の設置、研究者の日本への受け入れなどを行う「日本研究講座設置」の形態があります。2024年度末時点の累計実施国は、2023年度の78カ国から84カ国へと拡大しました。

2024年度は、実施大学でのJICAチア講義の単位化、受講者層の多様化、ODA事業と連携したプログラムの提供など、開発途上国のニーズや対象者に応じたJICAチアを実現しました。また、JICAチアを促進するために、放送大学と共同制作した動画教材「日本の近代化を知る」(全15章)のほか、JICAグローバル・アジェンダに沿って分野別に日本の開発経験を学ぶ動画教材なども活用しています。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)

SDGsに科学技術イノベーションで貢献

地球規模の環境・エネルギー問題、災害による被害、食料危機、感染症の流行など深刻化する課題について、最新の科学技術研究を活用することで解決を図る事業が「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)」です。科学技術振興機構 (JST)、日本医療研究開発機構 (AMED) と連携して実施するこの事業は、開発途上国と日本の研究者が共に課題に取り組み、現地のニーズを踏まえて知識や技術を新たに創出。その研究成果を社会実装することでイノベーションを喚起し、SDGsの達成など、広く国際社会に貢献することを目的としています。



コンゴ民主共和国とザンビアを対象に実施した「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」

SATREPS採択案件数
(2008-2024年度)

62
カ国 214
件



SATREPSが対象とする研究課題は多岐にわたり、学際性も豊かです。感染症領域では、コンゴ民主共和国およびザンビアで「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」を2019年から実施。ウイルス性出血熱などのサーベイランスを通してさまざまなウイルスの伝播経路などを解明しました。また、ザンビアには存在しないとされていたマールブルグウイルスを保有するコウモリを発見し、ヒトへの感染リスクを明らかにしました。さらに、前身プロジェクトで開発したエボラ出血熱迅速診断キットが本プロジェクトを通して実用化され、日本での製造販売が承認されたほか、コンゴ民主共和国での使用も許可されるなど、社会実装へつながりました。

2024年度は、日本政府により11カ国13件が新規に採択され、相手国の大学・研究機関と実施に向けた協議を進めています。

事例 | マレーシア

パークオイル農園の持続的運営

(JICAグローバル・アジェンダ05 | 農業・農村開発)

持続可能な循環型社会モデルを構築

古木を放置することで生じる環境問題

マレーシアは世界のパークオイル生産量の約3割を担い、輸出額は毎年約2兆円に上ります。オイルパークは樹齢が進むと結実しなくなるため、伐採されたオイルパーク古木(OPT)が放置され、土壌病害や温室効果ガス(GHG)の排出、代替農園の開発に伴う熱帯林の伐採など、深刻な環境問題を引き起こします。

JICAは2019年から「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」として、マレーシアと日本の研究機関や大学、民間企業などが連携する研究や実証事業に協力してきました。このプロジェクトでは、OPTを放置することで生じる科学的・経済的な影響を評価するとともに、OPTを高付加価値化する技術を開発。OPTを再生利用し環境問題の解決を図り、持続可能な産業の創出を目指しています。

社会に根付く技術を開発

プロジェクトでは、成果を現地に定着させるため、農園や搾油工場、行政などと連携しながらヒアリング



伐採されるオイルパーク

調査を実施し、現場の課題を丁寧に探ってきました。ここで得られた情報を基に、OPTの樹液を原料とするメタンガスと工場から出る絞りかすを木質ペレットに加工し燃料として利用する発電システムを実用化。このペレットは家具や建材にも活用されています。

こうしてOPTを適切に処理し再生利用することで、OPT1本あたり約1.3トンのGHGを削減できることが実証されました。さらに、この技術を生かす企業も設立されるなど、OPTの再生利用を核とした循環型社会モデルが現地で生まれつつあります。

高付加価値化が実現しました

両国の大学、研究機関、企業、そして政府が一体となって取り組み、OPTの高付加価値化が実現できたことを誇りに思います。特にマレーシア側が「未来のためにこの技術を生かしたい」と自ら動いてくれたことに、プロジェクトの大きな意義を感じています。

国際農林水産業研究センター
小杉 昭彦さん



ペレットを生産するクラン・パイロットプラント

多様な事業とパートナーシップ

民間企業との連携

海外投融資

民間企業による経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業を含む全世界の民間企業などに対して、「融資」「出資」などの形態で支援するスキームです。

民間金融機関や国際金融機関などとの連携のほか、JICAの他の事業やスキームとの一体的な実施により、開発効果のさらなる発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、他国の開発金融機関や国際機関とは業務協力覚書を締結するなど、協調融資の促進に向けた連携を進めています。また、2023年5月に「気候変動対策推進ファシリティ(ACCESS)」「食料安全保障対応ファシリティ(SAFE)」「金融包摶促進ファシリティ(FAFI)」の3つの融資枠を創設し、

この分野での取り組みを推進しています。

2024年度は、南アフリカ「グリーンファイナンス推進事業」といった気候変動対策に資する事業、ブランド「農業セクター支援事業」などの食料安全保障に寄与する事業、インド「中小物流事業者金融アクセス改善事業」などの中小零細企業などを支援する金融包摶に関する事業を含め、計17案件を承諾しました。また、米州開発銀行(IDB)との「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金(TADAC)」の調印や日本・トルコ外交関係樹立100周年に合わせたトルコ「地方中小零細事業者支援事業」の調印など、日本政府の外交政策も踏まえ事業を実施しています。

さらに、グアテマラ、トルコ、アルメニア、ホンジュラスなどで当該国・地域で初めての海外投融資案件を実現し、出融資先の多様化も進めています。

協力準備調査(海外投融資)

海外投融資候補案件の形成を支援

協力準備調査(海外投融資)は、民間企業からの提案に基づき調査を委託することで、海外投融資の活用を前提とした事業計画の策定を支援します。2024年度は3件を採択しました。

開発途上国での民間事業は、ソフト・ハード両面での投資環境の不備、採算性確保の難しさ、適切な官

民の役割・リスク分担の認識不足、開発途上国政府の支援不足など、多くの課題があります。JICAは民間企業の個別事業の形成を支援するだけでなく、開発途上国で政策・制度の構築や実施能力の強化に協力するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)

ビジネスの役割の拡大

開発途上国に流入する民間資金がODAをはるかに上回るなかで、ビジネスの強みを生かした課題解決への期待は大きくなっています。2025年4月にはJICA法を一部改正し、民間との連携をさらに促進

しています(P13参照)。

JICA Bizは、開発途上国での課題をビジネス機会と捉え、自社が持つ技術や製品、ノウハウなどを活用して新たな市場の開拓に取り組む日本の民間企業を支援。その企業の事業展開を通じて開発インパクト

の発現を目指す、民間企業による提案型事業です。

民間企業との連携・共創

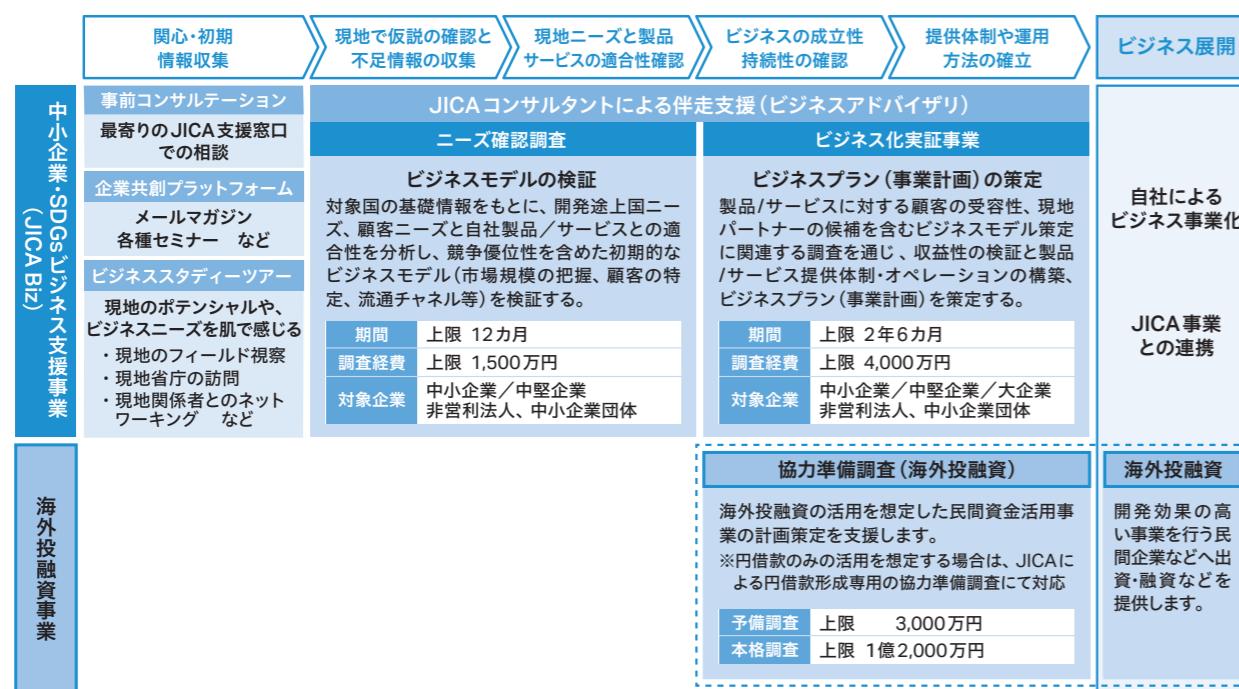
本事業は、ビジネスの検討段階に応じた2つの支援メニュー「ニーズ確認調査」と「ビジネス化実証事業」があり、JICAが配置するビジネスコンサルタントが、採択企業にビジネスモデルの検証やビジネスプランの策定を伴走支援することで、ビジネス実現性を高め、開発インパクトの最大化を目指しています。

また、JICAは「企業共創プラットフォーム」を設置し、民間企業や金融機関、地方自治体などさまざまなアクターと連携・共創し、開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスを支援していきます。

ビジネスアイデアに富んだ57件を採択

JICAは、2010年度から2024年度公示分まで、延

支援メニューと事業化への流れ



べ1,573件の提案を採択し、支援してきました。2024年度は8件のスタートアップ企業からの提案を含む57件を採択しました。内訳は、現地の規制などビジネスを進める上で必要な基礎情報を収集し、開発途上国のニーズと製品・サービスとの適合性を検証し、初期的な事業計画を策定する「ニーズ確認調査」が36件。適合性を検証済みのサービス・製品を対象に、収益性の検証、現地でのサービス・製品の提供体制の確立を通じて、より精緻な事業計画を策定する「ビジネス化実証事業」が21件となっています。

中小企業・SDGsビジネス支援事業の延べ採択数
(2010-2024年度)

1,573 件



事例 | カンボジア

救急救命医療整備事業

(JICAグローバル・アジェンダ06 | 保健医療)

すべての人に高品質の医療を届ける

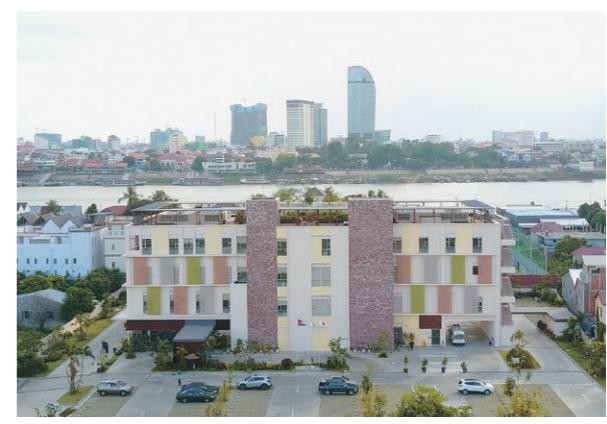
日本の病院を海外に展開

カンボジアでは近年の急速な経済成長に伴い、生活習慣病や交通事故が急増しています。一方、長年続いた内戦の影響で人材を含む医療システムは脆弱です。そのためカンボジアでは、病気になると隣国で診療を受ける人も少なくないなか、脳卒中や交通事故など救急医療に対応することが喫緊の課題となっています。

こうした背景の下、2016年に救命救急センターを併設した日系民間病院「サンライズジャパン病院」が開業。日揮グループや北原病院グループなどが運営を担い、JICAは海外投融資を活用し資金面で協力するとともに、カンボジア人医師や看護師への研修なども行っています。

カンボジアの医療水準向上に貢献

この病院の開業により、脳神経外科を中心とした高度医療がカンボジア国内でも受けられるようになりました。「病状や治療内容の説明が分かりやすく話を丁寧に聞いてくれる」といった声が寄せられ、技術だけでなく



サンライズジャパン病院

く、患者に寄り添う医療が高く評価されています。

サンライズジャパン病院は、インターの積極的な受け入れに加え、大学医学部の学生や公立病院の医師に対する教育にも取り組んでいます。また、地域貢献として学校で子どもたちの健康診断を行っているほか、健康に対する知識や意識を広めるための啓発活動も実施しています。さらに、院内には「AKAHIGE」募金箱が設置されており、経済的な理由で十分な医療を受けられない患者に対し、こうした募金のほか病院の基金などを活用して医療費の支援も行っています。



サンライズジャパン病院で研修を受ける国立健康科学大学の学生



大学の医療教育が変わりました

サンライズジャパン病院には、学生の臨床実習の受け入れをはじめ、本学での講義やカリキュラムの見直しなど、さまざまな形で支援してもらっています。患者中心のケアや現場の視点を交えた指導は、学生だけでなく教員にとっても学ぶことが多いと感じています。

国立健康科学大学 副学長
イアン・ロトモニー さん

多様な事業とパートナーシップ

ボランティア事業

市民が主役の国際協力

JICAボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。

1965年にスタートしたこの事業は、2025年で60周年を迎えました。これまでの歴史の中で、日本政府とJICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国からも高く評価されています。2025年3月末現在、1,613人の隊員が74カ国で活動しています。

多様化する開発課題への貢献

多様化する開発途上国の開発課題に対応するため、JICAグローバル・アジェンダの推進に、JICAボランティア事業も草の根レベルで貢献しています。

JICA海外協力隊は教育や農業、保健、環境などさまざまな分野で活動しています。また、最近では技術協力プロジェクトなどと連携することで、JICAグローバル・アジェンダの取り組みや課題の解決に向けて、より大きな成果を上げることを目指しています。

例えばエジプトでは、日本式教育の導入と普及を図る技術協力プロジェクトとJICA海外協力隊が連携することで、多様な教育機会の提供につながっています。その一つ、体育隊員はエジプトの体育教師を対象に、生徒が自分で考え、動くことを目指した授業



フィリピンのロザリオインテグレイテッドスクール高等部(STEM教育コース)で生物実験の授業に取り組む隊員

JICA海外協力隊の派遣人数
(1965-2024年度)

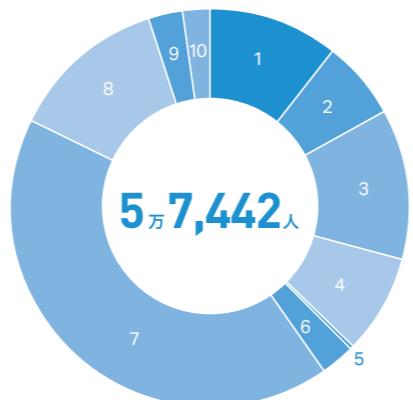
5万7,442人



や運動会の企画、教授法の習得を目的とした研修の開催などを通じて、日本式教育の定着のための持続的な仕組みづくりに取り組んでいます。また、ホンジュラスでは、栄養士の隊員が生活習慣病の予防を目的とした活動を行うにあたり、技術協力プロジェクトで作成した教材を活用しています。

JICA海外協力隊と技術協力プロジェクトが連携することで、技術協力プロジェクトの成果を草の根レベル

JICA海外協力隊の分野分類別派遣実績(累計)
2025年3月末現在



1. 計画・行政	6,148人	10.7%
2. 公共・公益事業	3,740人	6.5%
3. 農林水産	6,940人	12.1%
4. 鉱工業	4,681人	8.1%
5. エネルギー	103人	0.2%
6. 商業・観光	1,542人	2.7%
7. 人的資源	24,110人	42.0%
8. 保健・医療	7,274人	12.7%
9. 社会福祉	1,738人	3.0%
10. その他	1,166人	2.0%

ルにも普及し、また、JICA海外協力隊の知見を技術協力プロジェクトで活用するなど、今後もこうした協働による効果的な課題解決を推進していきます。

国内外を元気にするJICA海外協力隊

JICA海外協力隊に参加した隊員は、帰国後も日本国内外で活躍しています。2024年度には、社会起業家を志す帰国隊員を対象に起業支援プロジェクトを本格的に始動しました。起業伴走プログラム「BLUE」を提供し、国内外での社会事業の立ち上げを支援したほか、起業支援セミナーを計21回実施し、延べ1,300人以上が参加しました。また、新潟県三条市と群馬県高崎市では、起業する帰国隊員の支援を目的とした「BLUE-GLOCALプログラム」を実施しました。こうした取り組みにより、JICA海外協力隊として活動した経験の日本社会への還元を促進するほか、スタートアップ人材の育成にも貢献しています。



起業伴走プログラムビジネスピッチ発表者と駆け付けた同期生

2024年度の新たな施策として、派遣中の隊員や国内外の社会課題解決に取り組む帰国隊員を支援する寄附金事業「JICA海外協力隊応援基金」を開始しました。金融機関との連携のほか、一般に開放しているJICA国内拠点の食堂で寄附付きメニューを販売するなど、2025年のJICA海外協力隊60周年を機に、寄附金事業にも本格的に取り組んでいます。

関連情報

JICAウェBSITE >> JICAボランティア派遣事業

協力隊の教え子がパリ オリ・パラに出席

パリ2024オリンピック・パラリンピック大会に、JICA海外協力隊員が指導した13カ国計20人のアスリートが出席しました。それぞれの選手が自身のベストを尽くし、パラ柔道に出場のインド男子選手は銅メダルを獲得しました。これはパラ柔道で同国初の快挙となり、モディ首相をはじめ多くの人から賛辞が寄せられました。今後もJICA海外協力隊は、トップアスリートも含めすべての人にスポーツの価値や楽しさを伝えていきます。



インドの選手を指導する柔道隊員

グローカルプログラムで協力隊経験を日本へ環流

JICAは、JICA海外協力隊として派遣される前の隊員を対象に国内の地方創生などの現場でOJTの機会を提供するグローカルプログラムを推進しています。国内のパートナーとの共創に向けた取り組みの一環として、2024年10月に秋田県五城目町と連携覚書を締結し、地域おこし協力隊制度を活用して本プログラムを共同で実施しています。参加者の中には帰国後に実習地域に就職するなど、協力隊経験を地域に環流する事例も生まれています。



秋田県五城目町とJICAとの連携覚書が取り交わされた

多様な事業とパートナーシップ

日系社会との連携

交流で深まる相互理解

2024年5月に岸田総理大臣（当時）がブラジルとパラグアイを訪問し、今後3年間で約1,000人の日本と中南米日系社会の交流を実現することを表明しました。これを受け、JICAによる人材育成プログラムをはじめとする人的交流に、関係者から大きな期待が寄せられています。世代交代と多様化が進む中南米の日系人は世界最大規模の300万人超といわれています。JICAは日系社会連携事業を通じて、日本とこうした日系社会とのつながりを深めていきます。

日系社会とのビジネス連携

2024年度は、中南米12カ国で日本製品の広報活動などに協力しました。なかでも、7月にブラジル日本都道府県人会連合会が主催した南米最大の日系イベント「サンパウロ日本祭り」で行われた3日間にわたるビジネスマッチングには、40都道府県から100を超える企業・団体が参加しました。マッチングイベントでは、酒類、水産物、調味料など300を超える日本産の食品が紹介され、ブラジル側からは輸入業者や流通業者、レストラン関係者など850社以上が会場を訪れ、活発な商談が行われました。

また、ブラジル、ペルー、ドミニカ共和国から、飲食業に関わる日系社会のビジネスリーダー計22人を日本に招聘しました。福島県などを訪問して日本の安



サンパウロ日本祭り会場で日本企業製品の説明を受ける日系の人たち

日系社会研修「日系サポート」
参加者（1965-2023年度／累計）

46人



心・安全で高品質な飲食産業について理解を深めたビジネスリーダーたちは、帰国後にその情報を発信し、日本製品の輸出先多角化に貢献しています。

未来志向の日系社会連携事業へ

2024年7月にドミニカ共和国を訪問したJICA理事長は、両国の友好と親善の発展に大きく寄与した移住者や日系人の功績を称え、改めて尊敬の意を表しました。また両国の懸け橋として日系社会が今後果たしていく役割に大きな期待を表明。JICAとして次世代の人材育成に協力していく重要性を示し「日系社会との信頼の芽を育て、日系社会と未来を共創ていきたい」と述べました。

ほかにも、JICAは中南米地域の開発や日系人在住地域の多文化共生・地方創生に貢献するため、中南米の日系社会の人たちを日本国内の日系人在住地域で受け入れる実践型研修「日系サポート」事業を実施。ペルーで同国元研修員が同年9月に企画したセミナーでは、中南米から日本への渡航を検討している延べ50人の参加者に向け、日本での生活や学校の様子などについて具体的な情報を共有しました。

また2024年度にはテーマ別評価「日系社会連携事業がもたらす事業効果の可視化」を行い、人材育成を中心とする既存事業について提言や教訓をまとめました。JICAは、これらを事業プロセスに反映し、これから日系社会のために効果的かつ効率的な事業を進めています。

多様な事業とパートナーシップ

外国人材受入れ・多文化共生支援

外国人材の適正な受け入れと共生社会の構築

日本政府は、外国人材の適正な受け入れおよび外国人材を受け入れる環境の整備に取り組むため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を設置し、2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定しています。

JICAが協力を展開する開発途上国では、自国の経済・社会の発展のため、技術を習得する機会として海外で就労する労働者を増やすことは、重要な開発課題となっています。他方、これら外国人労働者は脆弱な立場に置かれることも多く、さまざまな人権侵害のリスクにさらされています。

JICAは、政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、日本の法令を遵守し、人権を尊重した上で外国人労働者の適正な受け入れ*や、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現に向けた支援を行い、開発途上国と日本双方の経済・社会の発展に貢献することを目指しています。

JICAの取り組み「3つの柱」

一つ目の柱として、JICAは適正な受け入れのため「外国人労働者の人権尊重」に取り組んでいます。外国人労働者は、来日前に仲介者へ手数料を支払うために多額の借金を背負わざるを得なかったり、受け入れ国の就労や生活に関する正しい情報を知らないまま送り出されたりするなど、弱い立場に置かれやすい存在です。送り出し国との関連政策や制度の整備・運用の改善を支援することを通じ、こうした課題を解決することは「人間の安全保障」の観点から極めて重要です。

例えば、ベトナムで実施しているJICAの技術協力プロジェクトは、現地の関係省庁と共に、悪質な仲介者を介在させず、ベトナムの送り出し機関がベトナム人の求職者へ正しい求人情報を提供し、求職者が直接送り出し機関へ応募するシステムを構築しています。

す。求職者に多額な費用の負担を強いることなく、渡航後の円滑な就労につなげることで、透明性のある適正な受け入れと送り出しを促すとともに、人権の尊重にも取り組んでいます。

また、JICAは2024年から国際労働機関（ILO）と連携し、日本への就労者が多い東南アジア地域を対象に、来日する外国人労働者の人権保護の強化に向けた地域横断的な取り組みを行っています。具体的には「外国人労働者への啓発」「倫理的で公正な採用手続きの促進」「外国人労働者向け救済システムの確立に向けた知見の向上」について、それぞれの項目で現状や課題を取りまとめ、官民一体となって共同で取り組むための行動計画を策定しました。

二つ目の柱である「経済成長のための人材育成」では、外国への適正な労働者の送り出しを可能にする開発途上国政府の体制整備や産業人材の育成を通じて、各国の経済・社会の発展を支える基盤づくりに貢献します。育成された人材が日本で就労する場合は、技術を習得し知見を深め、将来的にはそれらを生かして自国の質の高い成長に寄与することが期待されます。

こうした取り組みは、結果として日本の労働力不足の解消、各産業が必要とする優秀な人材の適正な受け入れ、日本企業と海外企業とのネットワークを構築することなどにつながり、日本の社会経済の発展にも寄与します。

2024年9月には、インドネシアから日本への就労者数が増加していることを受け、インドネシア政府と共に2回目となる人材フォーラムを開催しました。官民の関係者が一堂に会し、両国のニーズを踏まえた人材育成などについて、実務的な意見交換が行われました。また、日本への送り出し国が多様化する状況を踏まえ、2024年度は新たにウズベキスタン、インド、スリランカの各政府の要請を受け、適正な送り出しのための人材育成や制度構築に向けた相手国政府の取り組みを支援する専門家派遣などの技術協力を開

多様な事業とパートナーシップ

国際協力への市民参加の推進

市民参加協力

始しました。

そして三つ目の柱である「共生社会構築」については、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現に向けた地方自治体などの取り組みにJICAが協力しています。具体的には、国内拠点や国際協力推進員を中核として、市民参加協力事業、民間連携事業などを活用しながら国や地方自治体、NGOなどと協働・連携した取り組みを推進しています。

その一例として、2024年8月には多様な背景を持つ子どもや若者たちが能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会を共創するため、富山県内の民間企業、市民団体・個人とJICAが共同プロジェクト「共創の未来とやま」を立上げました。JICAは「市民社会」「企業」「教育」をテーマに3回のセミナーを開催し、文化や価値観の違いを尊重し共生することの重要性を関係者

※ JICAとしては、これまで日本政府の方針と相いれない移民を促進するための取り組みは行っておらず、今後も行う考えはありません。



日本への渡航に必要な日本語を学習するスリランカの人たち

間で広く共有しました。加えて、外国籍の子どもたちに対する教育機会や支援者間のネットワーク不足を解消するため、JICAは、群馬県の教育現場への訪問と意見交換を関係者と共に実施し、県域を越えた情報共有やネットワークの構築に取り組みました。

「外国籍家庭向け日本の教育ガイダンス」への協力

茨城県では、外国人の児童・生徒数が4,000人を超えており、言葉や文化・習慣の壁、不就学、教科学習の遅れ、受験・進学など多くの課題があります。これらの課題の解決に向けて、JICAも含めた複数の団体が協働し「茨城の外国ルーツの子どもたちの未来を考えるネットワーク」を立ち上げ、2025年1月に「外国籍家庭向け日本の教育ガイダンス」を実施しました。

当時は、ミャンマー、インド、スリランカ、バングラデシュ、パキスタン、ペルー、ボリビア、メキシコにルーツを持つ大人から子どもまで約40人が参加。「高校に入るためには何をしたらよいか分からず、今日の会はとても役に立った」といった声が寄せられました。日本人参加者からは「日本人が普通に知っていても外国の方は知らないということが分かった」という感想もあり、共生社会の構築に向けた、



JICAがNPOと協力して実施した外国にルーツを持つ子どもたちを対象とした日本の学校生活に関する説明会

地域における教育関係者の相互理解にとって良い機会となりました。

開発途上国と日本に貢献

JICAは、市民による国際協力活動を推進するため、国内のNGO、地方自治体、大学、民間企業などを主なパートナーとして「市民参加協力」に取り組んでいます。

こうしたパートナーとの対話や協働事業を通して、開発途上国の課題解決に加え、国際協力の経験を生かして国内各地域が抱える課題の解決や魅力の発見・向上に取り組み、「日本の地域社会の国際化・活性化」に貢献しています。

NGOとの対話

主要なパートナーの一つであるNGOに対し、JICAの業務の趣旨や方針などを説明するとともに、時宜にかなったテーマで議論し、相互理解を深め、対話によって国際協力の質の向上を図っています。年2回、全国規模で開催する「NGO-JICA協議会」では、サステナビリティの推進や人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)などについて協議しました。特定の課題について学び合い、連携の可能性を追求する「NGO-JICA勉強会」では、多文化共生やNGOの成長について議論しました。

また、開発途上国25カ国に「NGO-JICAジャパンデスク」を設置し、日本のNGOに向け、現地で活動するための情報提供やセミナーを行っています。



草の根技術協力事業を通じてインドネシアで環境教育の導入に取り組むNGO [写真:一般社団法人インドネシア教育振興会]

草の根技術協力事業の実施案件数
(2002-2024年度)

1,433 件



協働事業

市民の国際協力への参加を促進するため、JICAは、多様化する開発途上国の課題やニーズに対応し、地域住民の生計向上や改善を目的とした協働事業をNGO、地方自治体、大学、民間企業などと行っています。

国際協力活動の経験が少ない団体とは、JICAへの寄附金が原資の「世界の人びとのためのJICA基金」を活用し、一定の経験がある団体とは「草の根技術協力事業」を通じて協働事業を実施しています。例えば、インドネシアの草の根技術協力事業では、環境教育を広めるため、NGOと共に小スンダ列島で環境などのデジタル教材の開発や日本式授業研究を取り入れた授業改善などを行いました。その結果、現地教育局関係者の働き掛けもあり、対象地域の一つである西マンガライ県で「環境」が学校の教科として認定されました。

このような協働事業のほか、JICAは、NGOなどに対し、NGOが現地カウンターパートと協働事業を実施するための事業マネジメント研修や組織運営能力強化研修なども実施しています。

日本国内の国際化・地域社会活性化

JICAが地方自治体と実施する協働事業には、水、防災、まちづくりといった地方自治体の知見や経験が生かされています。地方自治体にとっても、開発途上国での活動や研修員の受け入れが自らの強みの再発見やまちおこしにつながるなど、双方向の学びが生まれています。

またJICAは、地方自治体に職員を出向させ、地方

創生や防災・災害復興などに取り組んでいるほか、全国の国際交流協会などに「国際協力推進員」を配置し、各自治体が行う国際協力活動やSDGsの推進、外国人との共生に協力しています。

例えば北海道オホーツク地域では、自治体や地域警察と連携して、外国人住民向けの「暮らしの安心安全ワークショップ」を国際協力推進員が企画し、定期的に開催しました。自治体による防災やごみの分別についての講座、警察による防犯や交通安全についてのワークショップ、外国人本人から暮らしの困りごとを聞き取る座談会を実施し、各関係者が外国人住民と対話する場をつくりました。また、過去にJICAが支援したバングラデシュでのICT人材育成プログラムが宮崎県などで高度外国人材の日本企業への就職につながった事例を踏まえて、長崎県の国際協力推進員が同様の取り組みの実現に向け奔走。自治体や大学、県内ICT企業への説明や伴走支援、関係者間の協力体制の構築などを行った結果、長崎県でもバングラデ

開発教育

社会のつくり手を育成

JICAは、持続可能な社会のつくり手の育成に貢献するため、国際協力で培った知見や経験を教育現場へ還元することで「開発教育」や「国際理解教育」を推進しています。この開発教育や国際理解教育とは、世界の開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力や解決に向け行動する力を養うことを目的とした教育です。

地球ひろば

東京都新宿区の市ヶ谷をはじめ国内に複数ある「JICA地球ひろば」では、映像やクイズによる展示に加え、民族衣装の試着や世界各国の料理を味わえる

シユ人の高度人材を対象にした研修プログラムなどを実施しました。

2024年度には、JICAが実施した過去20年間の市民参加協力事業に関する調査を基に、地域活性化へのインパクトやその過程、好事例を取りまとめました。この調査の結果、地方自治体との協働により開発途上国で新たな価値を共創し、国内に環流させることで、日本の地域の国際化や共生社会の構築、地方創生に貢献し得ることが示されました。



「暮らしの安全ワークショップ」に参加し警察駐在所長の話を聞く外国人住民

JICA地球ひろば(市ヶ谷)の来館者数
(2006-2024年度)

254万2,018人

食堂やカフェなど、「見て、聞いて、さわって」体験ができる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点、開発途上国の現状や地球規模の課題などを学ぶことができます。2024年9月から2月には、国際協力70周年記念企画展を実施しました。また他のJICA国内拠点でも幅広い情報を提供しています。



開発途上国で活動中の隊員やJICA職員が現地の生活や活動の様子を紹介するオンライン出前講座に参加する子どもたち

国際協力出前講座

海外協力隊の経験者や職員、国際協力専門員など国際協力に携わったJICA関係者や、開発途上国からの研修員が講師となり、自らの体験をベースに国際理解につながる内容を伝えています。教室と開発途上国をオンラインでつなぎ、現地で活動中の海外協力隊の隊員やJICA職員が現地の生活や活動の様子などを、臨場感あふれる形で紹介する「オンライン出前講座」も2023年度に開始しました。2024年度は計252件のオンライン出前講座を実施し、学校側から高い評価を得ています。

教員向け研修

教員を対象に、開発途上国を訪問する「教員海外研修」、授業の指導案作成やレベルアップに取り組む「国際理解教育／開発教育指導者研修」、多文化共生の視点を学校や教室に取り入れる「『多文化共生の文化』共創プログラム」、それぞれの国内拠点でテーマ別に行われる「国内研修」など、対象者や目的が異なるさまざまな研修を実施しています。また、JICA研修に参加したことがある教員が、国際理解教育や開発教育のさらなる普及・推進を目指す有志グループ「JICA Eduventures」(教育と冒険の造語)を立ち上げ、2024年度は8回のオンラインイベントを開催しました。



1965年から続く教員海外研修は約10日間の海外研修と渡航前後の国内研修で構成されている

開発教育支援教材

JICAは、授業でそのまま活用できる教材や映像、マンガ、さらにはワークショップやゲーム形式のものまで、各種教材を作成しています。2024年度は、小学校6年生の社会科「国際理解」の単元で、開発途上国の写真や動画を使って授業ができる教員ガイド「どうするどうなる地球社会」を作成しました。また、多文化共生の教材のほか、教員向けに授業のヒントとなるような冊子や指導案事例もあります。

文部科学省との連携

2024年度には文部科学省国立教育政策研究所と共同で開発教育に関わる国際比較調査を実施するなど、JICAは今後の開発教育に向けた取り組みを関係各所と共に進めています。



開発途上国の生きた情報を教材にした小6社会の授業ガイド「どうするどうなる地球社会」

多様な事業とパートナーシップ

寄附金事業

寄附を通じた開発協力への参加促進

JICAは協力の担い手の裾野を広げる観点から、寄附金事業を通じて市民が開発協力に参加する機会をつくりています。

JICAは寄附金事業として、2007年に「世界の人びとのためのJICA基金」を立ち上げ、寄附の受け入れを開始しました。2008年以降、寄せられた寄附金で日本のNGOなどの協力活動を支援し、市民社会と連携した開発協力を推進しています。

さらに、さまざまなパートナーとの共創による開発協力の取り組みを拡大するため、2023年度に①「豊かさ」「人々」「平和」「地球」といった開発課題別の取り組みに対する寄附、②JICA海外協力隊を応援するための寄附、③多文化共生・外国人材受入れに対する寄附、④JICAの事業全般への寄附と、4つの寄附メニューを立ち上げました。これまで個人や民間企業、地方自治体、教育機関などから寄附を受けており、それぞれの寄附の趣旨を踏まえて、国内外の社会課題解決に取り組んでいきます。

2024年度の寄附金受入れ実績

JICAの寄附金事業には、寄附者がJICAの事業全般や分野を指定して寄附する「一般寄附」と、寄附者が具体的な使途を指定する「使途特定寄附」があります。2024年度には、2023年度に新設した4つの寄



南スーダンで行われたスポーツ大会では寄附により購入したボールが使われた

附メニューへの寄附や遺贈寄附も含め、一般寄附が合計8,600万円に達しました。そのうち「世界の人びとのためのJICA基金」には、民間企業など新たなパートナーとの連携や預金利率上昇に起因する金融機関からの寄附の増加などに伴い、2023年度比で約1.5倍の合計約3,270万円の寄附がありました。また、用途特定寄附には民間企業のほか、自治体や小学校から合計約2,540万円(2023年度比約2.3倍)の寄附がありました。

寄附金の活用

寄附者の想いを形にするために、JICAは寄附金を活用して、国内外の社会課題の解決に向けたさまざまな事業を実施しています。

「世界の人びとのためのJICA基金」で集められた寄附金は、NGOなど団体の活動支援に活用しています。団体からの提案に基づき、JICAと外部有識者による選考を経て、2024年度は国内外の事業44件を採択し、事業を開始した2008年からの累計採択数は241件となりました。

使途特定寄附では、ライオン株式会社からバングラデシュでの衛生教育支援に寄附が寄せられ、学校の児童や教員、保護者や地域住民などを対象とした手洗い衛生啓発活動などを行いました。

国内では、JICAによるウクライナの復旧・復興人材



ライオン社からの寄附を活用して行っている食品安全カードを使った衛生教育 [写真:アイ・シー・ネット株式会社]

の育成事業に共感した民間企業からの寄附金を活用し、ウクライナからの避難民や日本に滞在するウクライナ人留学生を支援しました。

このほか、多文化共生・外国人材受入れに対する寄附金を活用し、JICAは「茨城の外国ルーツの子どもたちの未来を考えるネットワーク」に参画し、外国籍の家庭向け教育ガイダンスに協力しました。持ち物や行事など日本の学校生活の紹介や個別相談を行い、アジアや中南米地域にルーツを持つ子どもやその家族が日本の学校制度を理解して快適に暮らせるよう支援しました。

多様な寄附のかたち

JICAは、市民から多様な形式で寄附を受け入れています。寄附に込められる想いもさまざまです。ゆうちょ銀行からは「ゆうちょボランティア貯金」をはじめ、JICAの寄附金事業開始時から長年にわたり複数の寄附が寄せられています。りそなグループのSDGs推進私募債は、JICAが寄附先の一つになっています。また、地方の金融機関からも寄附を受け入れており、尼崎信用金庫では、2024年に外貨定期預金キャンペーンが行われ、運用益の一部が寄附されました。

JICAが都内の小学校の社会科の授業に協力し、南スーダンでの国際協力の様子や現状を紹介したことをきっかけに、小学校からも寄附が寄せられています。JICAが行う活動に共感した児童たちから、自分たちが集めたお金を南スーダンでの活動に活用してほしいという相談があり、JICA事業で活用することになりました。2025年2月には、JICAはあらためて同小学校の授業に協力し、寄附金を活用した現地での協力の様子を紹介するとともに、自分たちにもできる国際協力について生徒と共に考えました。また、南スーダンに関連して、前橋市からふるさと納税を原資とした寄附が寄せられました。前橋市は東京オリンピック・パラリンピックで南スーダンのホストタウンを務め、

大会終了後もスポーツを通じた国際交流を続けています。JICAは前橋市と連携して首都ジバ市の学校にスポーツ用具を寄贈し、現地の子どもたちからは感謝のメッセージが届けられました。

またJICAは、2024年3月に3つの金融機関とそれぞれ遺贈に関する協定を締結し、遺贈希望者の遺言作成などで連携しています。9月には、連携先の金融機関との共催で遺贈セミナーを開催しました。遺贈寄附による社会貢献の一つとして国際協力を検討する人々の想いに応えられるよう、遺贈寄附の普及にも取り組んでいきます。



寄附金受入れ額 (2024年度)

111,579,569 円

寄附メニュー	金額
一般寄附	86,131,046 円
JICA基金	32,693,426 円
豊かさ	94,000 円
人々	45,620 円
開発課題	500,000 円
平和	45,000 円
地球	846,000 円
協力隊応援基金	1,115,000 円
多文化共生	50,792,000 円
JICA事業全般	25,448,523 円
特定寄附	

多様な事業とパートナーシップ

国際緊急援助

海外の災害に対する支援

近年、地球規模の気候変動による豪雨や森林火災などの災害に加え、世界各地で多くの地震が発生しています。そしてその被害は、災害の大規模化や都市化の進行などに伴い、年々激甚化する傾向にあります。

JICAは海外で大規模な災害が発生した際に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊 (JDR) の派遣と、緊急援助物資供与があります。

国際緊急援助隊の派遣

JDRには、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5つの派遣形態があります。

救助チームは、主に大規模な地震災害が発生した際に派遣され、これまで21回^{*}の派遣実績があります。警察、消防、海上保安庁から選抜されたレスキュー隊員、医療班、救出活動の安全を守る構造評価専門家、業務調整員などで構成されます。隊員は、平常

時には各所属先で勤務しています。JDRや各省が実施する訓練や研修を経て待機隊員となり、発災時には関係行政機関などを通じて招集され、被災地に派遣されます。各国の救助チームは、国連人道問題調整事務所 (OCHA) 傘下の「国際捜索救助諮詢グループ (INSARAG)」の国際認証を受けることが推奨されており、JDRの救助チームは、2010年に3つのカテゴリーのうち最も高機能である「ヘビー」級チームとして認証され、今日までその地位を維持しています。

医療チームは、被災地で医療活動を行うことを目的として派遣され、これまでに62回^{*}の派遣実績があります。派遣候補者はJDR医療チームに登録し、研修や訓練を経て派遣に備えています。多くの登録者は平常時、医療機関など所属先で業務に従事していますが、外務大臣により派遣命令が出されると、直ちに招集されます。各国の医療チームは、世界保健機関 (WHO) による緊急医療チーム (EMT) としての認証を取得することが奨励されています。JDRの医療チームは、2016年に入院、手術、産科機能を有す

る「タイプ2」の活動を展開することができるEMTとして認証され、今日までその認証を維持しています。

感染症対策チームは、国際的に懸念される感染症が流行する恐れがある場合に派遣され、これまでに6回^{*}の派遣実績があります。研究機関、医療機関などに所属する感染症の専門家などが事前に登録され、研修や訓練を受け、出動に備えています。

専門家チームは、災害への緊急な対応のほか復旧・復興に向けた支援や助言を行います。これまでに55回^{*}の派遣実績があります。災害状況や現地ニーズに応じて官民の専門家に協力を求め、その都度チームを組織します。

自衛隊部隊は、人員や物資、資機材の輸送、そのほかJDRの活動に必要な場合に、外務大臣から防衛大臣への要請に基づき派遣されます。これまでに24回^{*}の派遣実績があります。

緊急援助物資の供与

JICAは海外の大規模な災害に際して、必要な人道救援物資を迅速に供与する役割も担っています。被災直後のニーズに対応するため、テント、毛布、プラスチックシートなど、被災地で必要となる基本的な品目をあらかじめ調達し、世界5カ所の倉庫に備蓄しています。また森林火災、油流出事故、感染症の流行など備蓄品以外でニーズがある場合は、物資を緊急調達して供与しています。これまで607件^{*}の供与実績があります。

2024年度には、アジア、大洋州、中東、中南米各地域の国々に計14回の物資供与を実施しています。

応急対応に向けた平時からの備え

JICAは国際緊急援助活動の事務局機能を担っています。JDRの機能や現地活動の在り方などを不断に検討し、実際のアクションに反映すべく、ガイドラインやマニュアルの策定、資機材の準備・維持管理、



ミャンマー中部地震に調査チームとして派遣された5人の隊員（左写真）と被災したマンダレー市内（右写真） [左写真：在ミャンマー日本国大使館]

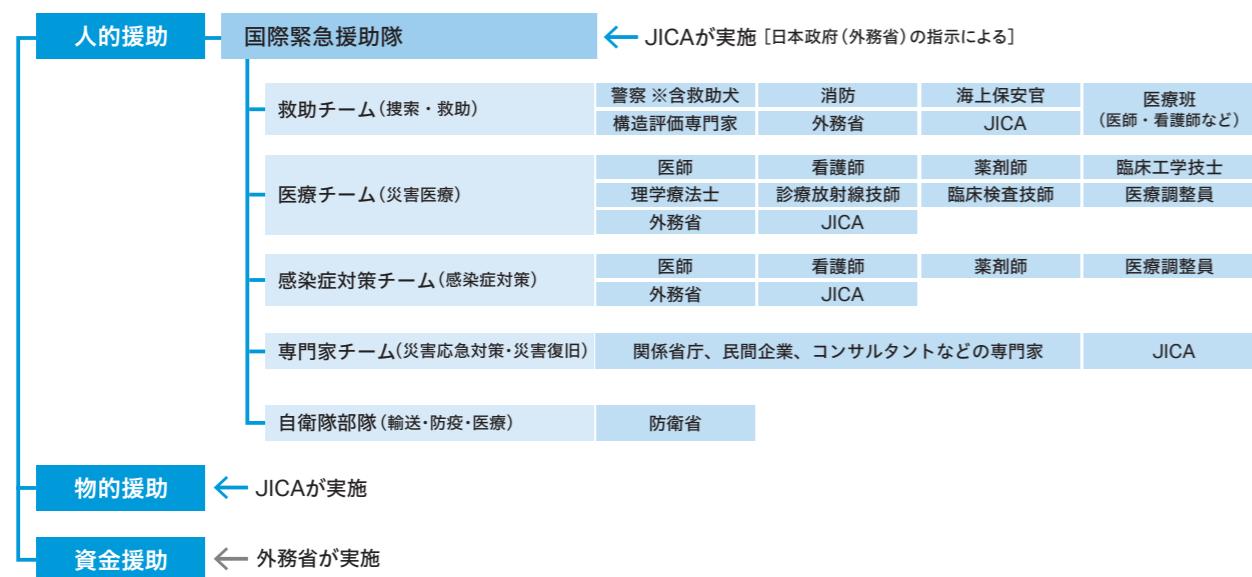
展開・輸送のための事前の準備、訓練・研修の企画運営、国際認証への対応や認証ステータスの維持などを行っています。また緊急援助の分野は国際協調が深化しており、国際機関や他国チームとの連携協調にも関わっています。さらにJICAは、緊急援助から復旧・復興への切れ目のない支援を実現すべく、発災直後から緊急支援と並行して復旧・復興支援の準備を行っています。

ミャンマー中部地震被害に調査チームを派遣

2025年3月28日にミャンマー中部を震源とする大地震が発生し、深刻な被害が生じました。JICA国際緊急援助隊事務局は即座に支援実施体制を立ち上げ、同30日にはJDR医療チーム関係者やミャンマーに詳しいJICA職員、JDR事務局員で構成された5人の調査チームを派遣。JICAの長年にわたる協力で構築されたネットワークや信頼により、マンダレー市での活動展開につながりました。また、調査団派遣の準備と並行して緊急の物資供与にも取り掛かり、国連機関を通じて水と浄水器を供与しました。なお、3月31日には外務大臣より「ミャンマー共和国中部で発生した地震被害に対する国際緊急援助隊医療チーム」の派遣命令が発出され、4月2日から26日まで同隊が派遣されました。

* 2025年3月末現在の実績。

日本の国際緊急援助体制



多様な事業とパートナーシップ

国際機関・他ドナーとの連携

国際連携で複雑化する課題に取り組む

気候変動、感染症、地政学的対立などの複合的な危機により、開発途上国の課題はますます複雑化しています。こうしたなかで、開発援助機関がそれぞれの知見やネットワークを活用し合いながら、協調して課題の解決に取り組むことがより一層、重要になっています。また、2023年6月に改定された開発協力大綱でも、共創と連帯の重要性が強調されています。

開発協力の国際潮流への貢献

JICAは、国際的な規範やルールを形成する場で積極的な発信を行い、JICAの知見や考え方の共有を図っています。例えばJICAのミッションである「人間の安全保障」については、人々の命・暮らし・尊厳を守るために重要なアプローチとして国際会議などで発信を続けています。2024年5月にJICAは、ニューヨークの国連本部で国連開発計画(UNDP)および国連人間の安全保障ユニット(HSU)とシンポジウムを共催し、SDGsの達成に向けた取り組みを加速するためには、人間の安全保障のアプローチが重要であることを強調しました。また、2025年3月に開催された人間の安全保障フレンズグループ会合では、人間の安全保障の有用性を現場の経験から共有するため、デジタル・ツールを活用したウガンダの水分野のプロジェクトなど、多様な実践例を紹介しました。



2024年11月にアジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)が主催した南・三角協力のフォーラムでJICAの取り組みについて発表した

このように、複雑化する開発課題に効果的に対処していくためにも、JICAは国際的な議論に参画し取り組みや知見を積極的に発信することで、国際社会における開発協力の質の向上に貢献しています。

多様なアクターとのパートナーシップ強化

JICAは国連などの国際機関、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)などの国際開発金融機関、先進国・新興国の開発援助実施機関、民間財団、NGOなどを地球規模課題に共に取り組むパートナーと捉え、政策対話や事業で協調を進めています。

こうした協調の事例として、フィリピンではADBとの協調融資により鉄道を整備し、マニラの渋滞緩和に貢献しています。ウクライナおよび周辺国への支援では、主に民間セクターの投資促進を目指し、欧州復興開発銀行(EBRD)などと開発金融機関の連携を強化する投資プラットフォーム業務協力協定を締結しています。

紛争影響国・地域では、国際機関と連携した開発協力を推進しています。例えば、ケニアでは国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と協力して難民キャンプとその周辺地域の給配水システムを調査したり、JICAから専門家を派遣したりするなど、実施レベルでの協調を進めています。

また、長年にわたりJICAが協力してきた国と共に第三国への支援を行う、南南協力・三角協力も進めています。例えば、JICAはカンボジアの内戦終了後から20年以上、カンボジア地雷対策センター(CMAC)に対して地雷対策などの技術協力を実行してきました。このカンボジアで培った人道的な地雷対策の技術を、紛争により同じ課題を抱えるウクライナへ共有する取り組みを行っています。

JICAは、こうしたさまざまなパートナーとの連携を通じ、多様化するグローバル課題の解決に貢献しています。

多様な事業とパートナーシップ

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

JICA緒方貞子平和開発研究所(略称:JICA緒方研究所)は、2008年10月に設立されました。設立に尽力された故緒方貞子氏の理念を継承し、開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指して取り組んでいます。

さらに、日本の開発経験や援助実施国としての知見を体系化し発信するとともに、国際秩序の変化、情報社会への転換、気候変動などの今日的な課題や脅威も踏まえて、研究・発信活動のさらなる充実に努めています。これらを通じて、世界をリードする開発・国際協力研究の拠点となることを目指しています。

研究活動の基本方針

1. 国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信する。
2. 現場で得られた知見を分析・総合し、事業にフィードバックする。
3. 人間の安全保障の実現に貢献する。

6つの重点研究領域

1 政治・ガバナンス

世界の各地で戦争やクーデター、権威主義的な政権が人々の平穏な生活を脅かし、人生の豊かな可能性を追求する機会や、時には命さえも奪う事例が生じています。住む国にかかわらず、すべての人間の安全保障を享受できる国内・国際政治の条件や社会の仕組みとは何かを考えます。

2 経済成長と貧困削減

世界にはいまだ多くの貧困層が存在しています。開発途上国における政策や取り組みが、いかに経済成長と貧困削減に貢献するかを明らかにするために、インフラ事業の経済社会効果や金融に関する研究などを、介入・非介入の比較分析手法も取り入れて行います。

3 人間開発

すべての人に対する良質な教育、保健サービスへのアクセスの保障とエンパワーメントの実現に向けて、エビデンスに基づいた政策と協働が必要です。開発途上国における留学のインパクト研究や、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響に関する研究などを通じ、効果的な政策や実践の在り方を考えます。

4 平和構築と人道支援

人間の安全保障と平和構築を研究の2本の柱としています。持続的な平和の促進要因や阻害要因を分析し、また、人間の安全保障における保護とエンパワーメントの関係を探求することで、人道危機への対応や持続的な開発と平和に從事する多様な主体による、有効な支援の在り方を探ります。

5 地球環境

SDGsへの取り組みや気候変動への対応に向けた研究を実施します。気候変動適応策の定量的評価手法、社会の持続可能性を評価する指標を用いた持続可能な開発の方策などに関する研究を行います。

6 開発協力戦略

過去から学ぶための日本の開発協力に関する歴史研究、農業や産業開発などの協力アプローチに関する研究、外国人との共生社会の実現などの今日的な課題に関する研究などを通じて、世界的に経済・社会構造が変化するなかでの国際協力の在り方や効果的なアプローチを検討します。

人間の安全保障の実現への貢献

JICA緒方研究所はフラグシップレポート『今日の人間の安全保障』第2号の英語版を2024年9月に刊行しました。国連「未来サミット」にあわせて本レポートの発刊イベントを国連開発計画(UNDP)と共に、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)議長などの海外有識者と共に、SDGsの達成を加速するツールとしての人間の安全保障の方向性について議論しました。

また、UNDPや国連人間の安全保障ユニットと国連本部でイベントを共催し、SDGsの達成に向け、地域レベルでの取り組みや人間の安全保障に関する指標を作成する重要性などを発信しました。さらに、デジタル技術の正と負の両面の効果を人間の安全保障の視点から考察する研究を実施し、その成果を踏まえて国連人間の安全保障フレンズ会合で問題提起や事例紹介を行うなど、議論の深化に貢献しました。日本国内では、国際開発学会と人間の安全保障学会の共催大会で複数のラウンドテーブルを開催し、移住、国家の安全保障との関係、水資源などさまざまな分野で一人一人の尊厳を重視する人間の安全保障アプローチの有効性を議論しました。

ほかにも、2024年3月にはJICA緒方研究所所長がノーベル経済学賞受賞者であるジョセフ・スティグリツ氏と対談し、世界の分断が進むなかで、信頼関



人間の安全保障などをめぐって対談を行う峯陽一研究所長とノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリツ氏



2024年度の刊行物から

係を醸成することや人間の安全保障を推進していくことの重要性を議論しました。

関連情報

[JICAウェブサイト](#) > [JICA緒方研究所](#) >> ピックアップ(人間の安全保障)

2024年度の主な研究成果

2024年度は、計73件の学術論文や書籍、報告書などを発刊しました(P92参照)。具体的には、JICA緒方研究所のウェブサイトでリサーチ・ペーパー、ディスカッション・ペーパーなどの学術論文やJICA事業関係者の知見を取りまとめたナレッジ・レポートなど28本を発刊したほか、外部の学術ジャーナルにも査読付き論文21本が掲載などされました。

英文書籍として発刊した開発途上国における海外留学のインパクトに関する研究成果は、比較・国際教育学会で最優秀書籍として表彰されました。また、SDGs達成に向けた民間ビジネスの役割(ブルッキングス研究所との共同研究)、産業人材育成、強制移住、ボランティア事業など、さまざまなテーマの英文書籍や質の高い成長に関する和文書籍を刊行しました。加えて、日本における外国人労働者の需給予測を行った報告書を更新して公表し、メディアなどから大きな反響がありました。

日本の開発協力の成果を長期的な観点から分析する書籍シリーズ「JICAプロジェクト・ヒストリー」として、2024年度には、ウルグアイの統合的流域水質管理、キルギスの一村一品プロジェクトについてまとめた和文書籍に加え、カンボジアの体育科教育に関する書籍のクメール語版を刊行しました。

関連情報

[JICAウェブサイト](#) > [JICA緒方研究所](#) > [出版物](#)

研究成果や知見の発信

研究成果を取りまとめた書籍の発刊イベントのほか、東南アジアにおける法の支配、経済政策におけるエビデンス活用などをテーマとする各種セミナーなどのイベントを計28件開催し、4,600人以上が参加しました。また、国際開発学会や海外の学会、国際会議での発表を計80回以上行い、研究成果を学識者や実務者に広く共有しました。

2024年10月に開催したナレッジフォーラム「日本の開発協力の歴史と未来」では、日本のODA70周年の節目に、これまでの歴史を振り返ると同時に、近年の国際情勢を踏まえた今後の協力の在り方について議論しました。同12月に開催したナレッジフォーラム



学術論文、書籍、
報告書等の発刊数
(2024年度)

73
件

研究所主催セミナー参加者数
(2024年度)

4,642
人



長崎大学とJICAが共催したHSR2024で研究成果に基づく知見を共有した

「気候変動が進行する世界で食料安全保障を実現するための水資源戦略」では、ストックホルム水大賞受賞者である東京大学大学院の沖大幹教授を招き、世界の人口動態、食料需要、気候の変化を考慮した水資源戦略について議論しました。

保健分野において、2024年10月に発刊された健康への投資ランセット委員会による報告書第3号『Global Health 2050: The path to halving premature death by mid-century』の作成にJICA緒方研究所の研究員が貢献しました。また、同11月に長崎大学とJICAは、第8回 保健システム研究グローバルシンポジウム(HSR2024)を日本で初めて共催しました。JICA緒方研究所からは、低中所得国における「がん」対策などについて、研究から得られた知見を共有しました。

関連情報 [JICAウェブサイト](#) > [JICA緒方研究所](#) >> ニュース&トピックス
[JICAウェブサイト](#) > [JICA緒方研究所](#) >> 動画コンテンツ

開発効果の実証や事業へのフィードバック

開発効果を実証的手法で検証した研究の成果は、国際的な学術水準のエビデンスとして高く評価されています。JICAがマダガスカルで実施した住民参加型の教育開発プロジェクト「みんなの学校」の効果をランダム化比較試験により検証したJICA緒方研究所の研究員らの論文が国際開発学会の学会賞を受賞しました。

た。同論文は、プロジェクトの取り組みにより児童の読み書き・計算を改善したことを示しました。さらに、英国オックスフォード大学の招聘を受け、同プロジェクトでのエビデンスを活用した事例を発表しました。

また、モンゴルにおける公的年金加入について論じたJICA職員らの論文が、経済学分野で最も権威のある学術誌の一つ『Journal of Political Economy Microeconomics』に採択されました。同論文では、モンゴルの約40%の村落を対象に大規模なランダム化比較試験を行い、人々の年金加入を妨げると考えられる制約について検証しました。

さらに、学術研究の成果を事業の現場にフィードバックする取り組みにも力を入れています。その一環として、強制移住の状況下における子ども、女性、障

害者、高齢者、移住労働者などが直面するニーズやリスクについて、研究から得られた示唆を人道支援実務者向けのガイダンスノートとして発刊し、国際機関などの実務者も招き、セミナーを開催しました。



JICA「みんなの学校」プロジェクトの取り組みが児童の読み書き・計算を改善したことが実証された

2024年度に発刊した主な書籍や報告書

学術書籍	● Impacts of Study Abroad on Higher Education Development (Springer社)
	● Translative Adaptation of Foreign Skills Formation Models: Cases of Japanese Development Cooperation in Southeast Asia (JICA緒方貞子平和開発研究所)
	● Forced Migration and Humanitarian Action: Operational Challenges and Solutions for Supporting People on the Move (Routledge社)
	● State-Managed International Voluntary Service: The Case of Japan Overseas Cooperation Volunteers (Springer Singapore社)
	● For the World's Profit: How Business Can Support Sustainable Development (Brookings Institution Press社)
	● SDGs、変革、質の高い成長 (JICA緒方貞子平和開発研究所)
報告書	● 'Human Security, Politics and Society under Compounded Crises'—the Second Issue of the JICA Ogata Research Institute Report 'Human Security Today'
	● 2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた調査研究—外国人労働者需給予測更新版—
	● Guidance Note: Humanitarian Action for Different At-Risk Groups in Displacement
プロジェクト・ヒストリー	● 流域コモンズを水銀汚染から守れ—ウルグアイにおける統合的流域水質管理協力の20年
	● 品質を追求しキルギスのブランドを世界へ—途上国支援の新たな可能性「一村一品プロジェクト」
	● 未来ある子どもたちに「新しい体育」を一体育がつなげた仲間たちのカンボジア体育の変革 (クメール語)

(注) その他の出版物は、JICA緒方研究所のホームページに掲載・公表しています。

[関連情報](#) JICAウェブサイト > JICA緒方研究所 >> 出版物

組織データ

組織図 094

役員一覧 095

財務諸表 096

予算 097

本部・国内拠点・海外拠点 098

組織概要 100

組織図 (2025年11月1日現在)

職員数：2,000人



※ 最高デジタル責任者 (CDO) を含む。

(注) 本部・国内拠点・海外拠点はP98-99を参照ください。

役員一覧 (2025年11月1日現在)

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

関連情報 JICAウェブサイト >>> 役員一覧

理事長	たなか あきひこ 田中 明彦	就任日 2022年 4月 1日
副理事長	みやざき かつら 宮崎 桂	就任日 2024年 5月 23日
理事	あんどう なおき 安藤 直樹	就任日 2022年 10月 1日
理事	やはら まさお 八原 正夫	就任日 2023年 10月 1日
理事	はら しょうへい 原 昌平	就任日 2024年 5月 23日
理事	こばやし ひろゆき 小林 広幸	就任日 2024年 12月 1日
理事	はやかわ ゆうほ 早川 友歩	就任日 2025年 10月 1日
理事	みつい ゆうこ 三井 祐子	就任日 2025年 10月 1日
理事	よしかわ よしふみ 吉川 尚文	就任日 2025年 10月 1日
理事	よしだ まさひろ 吉田 昌弘	就任日 2025年 10月 1日
監事	さの けいこ 佐野 景子	就任日 2022年 7月 1日
監事	せきはね のりこ 関口 典子	就任日 2022年 7月 1日
監事 (非常勤)	あかはね たかし 赤羽 貴	就任日 2022年 12月 1日

(注)理事および監事は就任順。

財務諸表

一般勘定

貸借対照表の概要

令和6年度末現在の資産合計は313,512百万円と、前年度末比18,152百万円減となっています。これは、現金及び預金の17,821百万円減が主な要因です。負債合計は263,753百万円と、前年度末比15,481百万円減となっています。これは、無償資金協力事業資金の12,280百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)	
資産の部	金額
流动資産	
現金及び預金	225,370
その他	27,185
固定資産	
有形固定資産	40,327
無形固定資産	3,081
投資その他の資産	17,549
資産合計	313,512
負債の部	
流动負債	
運営費交付金債務	67,545
無償資金協力事業資金	144,383
その他	29,180
固定負債	
資産見返負債	8,703
退職給付引当金	13,473
その他	470
負債合計	263,753
純資産の部	
資本金	
政府出資金	61,152
資本剰余金	△23,189
利益剰余金	11,796
純資産合計	49,759
負債純資産合計	313,512

損益計算書の概要

令和6年度の経常費用は295,146百万円と、前年度比22,110百万円減となっています。これは、無償資金協力事業費の36,585百万円減が主な要因です。経常収益は290,907百万円と、前年度比23,294百万円減となっています。これは、運営費交付金収益の13,017百万円増および無償資金協力事業資金収入の36,585百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)	
	金額
経常費用	295,146
業務費	281,254
重点課題・地域事業関係費	88,878
国内連携・外国人材受入等事業関係費	19,054
間接業務費	43,798
無償資金協力事業費	113,493
その他	16,031
一般管理費	13,495
その他	397
経常収益	290,907
運営費交付金収益	170,284
無償資金協力事業資金収入	113,493
その他	7,131
臨時損失	39
臨時利益	66
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5,272
当期総利益	1,060

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注2) より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

有償資金協力勘定

貸借対照表の概要

令和6年度末現在の資産合計は18,373,477百万円と、前年度末比1,161,107百万円増となっています。これは、貸付金の増加1,014,221百万円が主な要因です。負債合計は7,915,824百万円と、前年度末比1,048,250百万円増となっています。これは、財政融資資金借入金の増加804,060百万円、債券の増加167,547百万円が主な要因です。

(単位：百万円)	
資産の部	金額
流动資産	
現金及び預金	654,752
貸付金	17,606,789
貸倒引当金(△)	△227,593
その他	101,788
固定資産	
有形固定資産	9,081
無形固定資産	13,980
投資その他の資産	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,063
貸倒引当金(△)	△87,063
その他	214,679
資産合計	18,373,477
負債の部	
流动負債	
運営費交付金債務	229,340
1年以内償還予定財政投融資資金借入金	229,340
その他	101,512
固定負債	
債券	1,641,123
財政融資資金借入金	5,932,294
その他	11,556
負債合計	7,915,824
純資産の部	
資本金	8,425,448
政府出資金	8,425,448
利益剰余金	1,983,178
準備金	29,028
当期末処分利益	19,999
評価・換算差額等	10,457,653
純資産合計	10,457,653
負債純資産合計	18,373,477

予算

一般勘定 収入支出予算(2025年度)

区分		(百万円)
収入	運営費交付金収入	147,843
	施設整備費補助金等収入	537
	事業収入	316
	受託収入	619
	寄附金収入	376
	その他の収入	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	—
	合計	149,691
支出	業務経費	135,780
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	(134,900)
	施設整備費	537
	受託経費	619
	寄附金事業費	376
	一般管理費	12,378
	合計	149,691

(注1)「2025年度計画」別表1に基づく(https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/2025keikaku.pdf)。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画および資金計画は記載していません。

有償資金協力部門 資金計画(2025年度)

区分		(億円)
出融資計画	直接借款(円借款)	21,100
	海外投融資	2,000
原資	合計	23,100
	一般会計出資金	505
	財政投融資	18,825
	財投機関債	800
その他自己資金等	合計	23,100
	合計	2,970

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

本部・国内拠点・海外拠点 (2025年11月1日現在)

本部

本部(麹町)
TEL : 03-5226-6660 から 6663 (代表)
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(竹橋)
TEL : 03-5226-6660 から 6663 (代表)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

国内拠点

JICA北海道(札幌／ほっかいどう地球ひろば)
TEL : 011-866-8333 (代表)
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/domestic/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/hokkaido-hiroba/index.html>

JICA北海道(帯広)
TEL : 0155-35-1210 (代表)
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/obihiro/index.html>

JICA東北
TEL : 022-223-5151 (代表)
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/domestic/tohoku/index.html>

JICA二本松
TEL : 0243-24-3200 (代表)
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波
TEL : 029-838-1111 (代表)
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/domestic/tsukuba/index.html>

JICA東京
TEL : 03-3485-7051 (代表)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/domestic/tokyo/index.html>

JICA横浜
TEL : 045-663-3251 (代表)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根
TEL : 0265-82-6151 (代表)
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/domestic/komagane/index.html>

JICA北陸
TEL : 076-233-5931 (代表)
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファーレ4階
<https://www.jica.go.jp/domestic/hokuriku/index.html>

本部(市ヶ谷／JICA地球ひろば)
TEL : 03-3269-2911 (代表)
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>

JICA地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/hiroba/index.html>

JICA中部／なごや地球ひろば
TEL : 052-533-0220 (代表)
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
<https://www.jica.go.jp/domestic/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/domestic/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西
TEL : 078-261-0341 (代表)
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/domestic/kansai/index.html>

JICA中国
TEL : 082-421-6300 (代表)
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/chugoku/index.html>

JICA四国
TEL : 087-821-8824 (代表)
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/domestic/shikoku/index.html>

JICA九州
TEL : 093-671-6311 (代表)
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/kyushu/index.html>

JICA沖縄
TEL : 098-876-6000 (代表)
〒901-2552 沖縄県浦添市宇前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/domestic/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順)



アジア

ソロモン支所
トンガ支所
バヌアツ支所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所
ジャマイカ支所
セントルシア支所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
サモア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン支所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア支所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所

大洋州

ソロモン支所
バヌアツ支所
バーレーン支所
パラオ事務所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所
アラブ支所
ブルネイ支所
カーボベルデ支所
エジプト支所
ガーナ支所
ガボン支所
エルサルバドル支所
カーボベルデ支所
エジプト支所
ガーナ支所
ガボン支所
エルサルバドル支所
ケニア支所
コートジボワール支所
ガーナ支所
ガボン支所
エルサルバドル支所
ケニア支所
コートジボワール支所
ガーナ支所
コンゴ支所
ザンビア支所
シエラレオネ支所
ジブチ支所
ジンバブエ支所
スーク支所
セネガル支所
タンザニア支所
ナイジェリア支所
ナミビア支所

ニジェール支所
ブルキナファソ支所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

アフリカ
アングラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カーボベルデ事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所
ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ事務所
ジンバブエ支所
スーク支所
セネガル支所
タンザニア支務所
ナイジェリア支務所
ナミビア支所

中東
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア支所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州
ウクライナ事務所
トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

関連情報 [JICAウェブサイト](#) [国内・海外のJICA拠点](#)

組織概要

名称	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
代表者氏名	理事長 田中明彦
所在地	<p>本部(麹町) 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 電話番号(03) 5226-6660から6663(代表)</p> <p>本部(竹橋) 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 電話番号(03) 5226-6660から6663(代表)</p> <p>本部(市ヶ谷) 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 電話番号(03) 3269-2911(代表)</p>
設立年月日	平成15年10月1日
資本金	8兆4,981億円(2025年7月1日時点)
常勤職員の数(定員ベース)	2,000人(2025年11月1日時点)
目的	独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

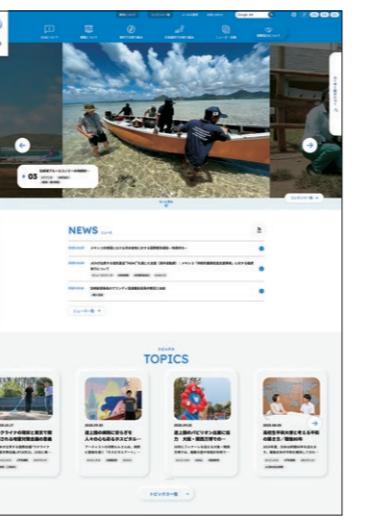
JICAウェブサイトのご案内

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も作成しています。

コーポレートサイト
<https://www.jica.go.jp/>

ODA見える化サイト
<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>

事業評価年次報告書2024
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2024/index.html



JICA REPORT 2025 統合報告書

2025年11月発行	
編著・発行	独立行政法人 国際協力機構 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 電話番号(03) 5226-6660から6663(代表)
編集協力	株式会社電通ライブ 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-17 電通銀座ビル 電話番号(03) 6257-8888
政策デザイン株式会社	〒163-1320 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 20F 電話番号(03) 6880-3072

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。
©2025 国際協力機構 Printed in Japan

JICA

REPORT 2025

統合報告書



独立行政法人 国際協力機構

